

美術行政論

ON THE ADMINISTRATION OF FINE ARTS

教 授

中 村 彌 三 次

PROF. Y. NAKAMURA

1932

目 次

第一章 緒 言	1
I 美術と行政——(a) 美術のための行政、(b) 美術による行政——(1) 美術行政の教化的任務、(2) 美術行政の経済的任務	1
II 美術行政とその法學的構成	7
III 本稿のプラン	8
第二章 美術行政の意義、性質及び根據	9
I 美術行政の意義	9
II 美術行政の性質	11
III 美術行政の根據——(a) 美術活動の社會性、(b) 現代國家の文化目的	14
第三章 美術行政の對象	20
第一節 美術品の保護	23
第一款 序 説	23
I 美術品保護制度の意義	23
II 美術品保護制度の沿革	25
III 保護の事由——(1) 破壊的ヴァンダリズム、(2) 修	

復的ヴァンダリズム、(3) 掠奪的ヴァンダリズム、(4) 贗作的ヴァンダリズム	28
第二款 指定制度	40
第一項 指定制度の基本觀念	40
I 特定の及び不特定の保護	40
II 指定制度と推定制度	41
III 登録制度	44
第二項 指定行爲	48
I 指定行爲の意義及び性質	48
II 指定の基準	50
III 指定行爲の附款——(1) 條件、(2) 期限、(3) 負擔、(4) 指定解除權の拋棄、(5) 法律效果の部分的排除	54
第三項 指定手續	57
I 意義及び性質	57
II 指定手續の經過——(a) 指定候補物件の選定、(b) 國寶保存會への諮問、(c) 國寶保存會の審議手續、(d) 主務大臣の決定、(e) 告示及び通知、(f) 假指定處分	58
III 指定の解除	62
第四項 指定物件の登録	63
I 登録の意義及び目的——(a) 建築物の類、(b) 實物の類	63

II	批 判	64
	第五項 國寶外物件の保護	66
I	國寶の源泉とその枯渇	66
II	國寶豫定物の保護	68
	第六項 指定の効果	71
I	概 念	71
II	指定物件の超時効性	72
III	指定物件の不融通性	74
IV	指定物件の輸出または移出禁止	76
V	國寶の出陳義務及び行政的用役權	79
VI	指定物件の補償	80
VII	指定物件と補助金	81
VIII	指定物件に関する各種の制裁——A 指定物件に 關する行政監督、(a) 指定物件の現狀變更とその同意 または許可、(b) 指定物件の國外輸出、その他の處分、 權利設定及びそれ等に關する行政許可等、(c) 不良管 理に對する行政統制——B 民事的及び刑事的制裁	82
	第三款 保護作用と行政救濟	88
	第二節 自然美の保護及び開發	90
I	自然美の保護及び開發と美術行政	91
II	自然美の破壊と保全行政	91

III 自然美行政の限界	95
IV 自然美保全制度の機構——A 指定手續、(a) 指定物件、(b) 指定基準、(c) 普通指定、特別指定及び假指定、(d) 指定準備調査、(e) 指定と諮問、(f) 指定の通知及び告示、(g) 指定解除及び指定区域の變更、B 指定の効果、(a) 指定地區または地物の保存及び管理、(b) 各種の行政統制權、(c) 指定物上の權利制限とその補償	97
V 自然美の保護及び開發作用と行政救済	108

第三節 美術教育及び美術發達の

の獎勵

I その意義	109
II 美術教育——A 公衆の美術教育、(a) 美術館、畫廊、博物館、(b) 美術展覽會及び博覽會美術部——B 専門的美術教育、(a) 美術學校、(b) 一般施設	110
III 美術發達の獎勵——(a) 對外的文化行政、(1) 美術展覽會による國際的進出とその援助、(2) 外國より視察者、研究者、觀光客等の誘致、(3) 出先官憲との協力、(b) 財政的援助、(c) 模範的美術工業の國營並に工藝美術の指導及び獎勵	121

第四章 美術行政の財政的基

礎……………127

I 美術行政に関する諸経費——(a) 指定物件の保存、
管理及び開発に関する経費、(b) 美術教育に関する経
費、(c) 美術發達の奨励に関する経費……………127

II 美術行政の財政的自主……………132

III 美術行政基金——(a) イタリアに於ける美術行政
基金、(b) フランスに於ける美術行政基金、(c) 批判……135

第五章 美術行政機關……………139

附録 美術行政法に関する文獻……………141

美術行政論

中村彌三次

第一章 緒言

I 美術と行政

一國の行政はその市民一般の美術生活と如何なる點に於て、かつ如何なる意味の交渉を有するものであらうか。そは勿論、各國立法政策の美術に對する方針如何によつて自ら異なる問題であるが、いまフランス及びイタリー等の關係制度を中心として、西歐主要美術國及び日本等に於ける當該制度を概觀するに、大要次の如き二の部分に於て兩者の密接なる交渉面を見出し得る。

(a) 美術のための行政 *l'administration pour les beaux-arts.*

まづ第一に國の行政は直接、美術そのものを目的として、市民一般の美術生活に關與する。即ち行政權者は自己に可能な有らゆる手段を講じて、市民各自の美的鑑賞力を養ひ、或は彼等の美術的創意を助勢し、また彼等の美術的心理内容をエステティックに表現するための諸條件を修得せしむるを、その直接の任務となすものである。故にこの點よりする行政の美術に對する關係は、市民一般の天性的藝術能力を合目的々に指導し、保護し、獎勵し、並に斯かる目的のために必要なる諸般の施設を

設くる所にある。後述美術行政の大部分が之れに屬する。

しかしてこの部面に於ける美術行政の使命は、實にその中樞をなすものである。されば今假に之れを美術行政の純藝術的任務と名づけて、後述の如きその副次的使命たる教化的及び經濟的任務に對照し置くが便宜である。

(b) 美術による行政 *l'administration par les beaux-arts*.

美術行政本來の任務は、純粹に美術の保護及び獎勵等にあつて、政治・經濟・外交等の如き政策的考慮の外にあるべきを理想とすることと言ふまでもないが、然し間接的に（また多くは計畫的にも）考ふるなら、然うした方面にも猶多大の功果が期待せられ得る。従つてこの部面に於ける行政の美術に對する關係は、美術そのものを直接の目的とすることなく、寧ろ美術によつて——美術を手段として、何等か他の政策的功果を收めんとするものである。故に例へば國民一般の美術に對する鑑賞力を養つて、彼等の情生活をより高尚にし、より豊富にし、より深刻にし、もつて國民の生活態度が現在の如く病的に荒廢し行く傾向を好轉せしめんとするが如き、その一例である。

(1) 美術行政の教化的任務——惟ふに現代のわが國家機構はすべての部面に於て餘りに主智的に過ぐる嫌がありはしまいか。草枕の著者も『智に働けば角が立つ。情に棹せば流される。意地を通せば窮屈だ。兎角に人の世は住みにくい』といつたやうに、主智主義的な社會機構の下では兎角、融和ある生活秩序が

保たれ難い。現に國家が蒙りつゝある制度上の不安も、その原因の一部を斯うした社會機構の主智主義的な傾向にうけてゐることは、争ひ難い事實である。故に斯かる制弊を除かんには、國家は能ふ限り市民一般に美術的好尚の氣風を獎勵して、まづその情操教育をつとめつゝ、彼等の智・情・意相均衡した生活態度を養ふが急務かと思はれる。こゝにわが國將來の美術的行政政策の、重大な啓蒙的任務が横はつてゐる。

また近代に於ける國際間の生活關係を顧みても、そこに營まるゝ生存競争の本流は、漸く自然的な物力闘争から、文化的な價值闘争へと移行しつゝあり、従つて各國民が國際間にうくる價值評價も、今や單なる自然闘争上の實力の強弱によらずして、寧ろその文化的創造能力の高下によつて定まりつゝある。後述の如く明治六年の Wien 萬國博覽會に出陳された日本美術が、如何に西歐諸國民の日本民族に對する驚嘆と思慕の念を深からしむるに與つて力あつたか。その後引き續いて明治十四年及び三十三年パリに於ける同種の催により、或は近く佛・獨・伊等に於ける日本美術展覽會の催などによつて、如何にわが國民の世界的評價を高むる所あつたか。今更その説明を俟つまでもない。

幸にも現在わが日本は、世界に於ける二大美術型態の一たる東洋美術の精髓を最もよく綜合し繼承し、洗練し、完成すべき有利の地位にある。従つて斯うした特殊地位の自覺と高上とに向つてわが美術行政の方針を指向しつゝ、國民一般の美術活動

にその合目的々な嚮導をなすに於ては、將來、世界の舞臺に於ける日本文化の價值鬭争に登場して、慥かに一の輝かしい成功を收め得るに相違ない。

また美術的作品は後述の如く各々その制作の時及び社會の協同的所産であるから、何等かの形式に於て一の國民的または民族的特徴を體現するが常である。されば國民各自は然うした美術的作品の觀照によつて、有意識または無意識のうちに彼等の國民的統一性を感得することとなる。これまた國家がその美術行政によつて副次的に收め得る所の、教化的效果でなければならぬ。

然しながら此の方面に於ける美術行政の任務は、叙上の如く單に一國內部の融合統一に資せられ得るばかりでなく、更には諸外國に於ける美術生活をも捉へて、可及的廣大なる世界文化圏を收攬し、もつて一朝事ある秋に際してはそれ等諸外國をして自國共通の文化感乃至利害感を有たしめつゝ、斯かる文化圏共通の敵に當たるを餘儀なくせしむるやうにすら、指向せられ得るものである。故に例へばフランス及びドイツ政府が、夙に茲に着眼して後述の如く外務省内に文化事業部なる一特別機關を設けて、自國文化の傳播普及に努めつゝあるが如きはその實例である。中に就いてもフランス政府の文化事業部（殊に文藝課）の活動は、その方法頗る巧妙を極め（詳細後述）、今や終にフランス美術の世界的制覇を愈々確固不動のものとなすべく努め

つゝある。斯くの如きは對外的文化行政、就中美術行政の最も輝かしい成功の一例である。

加之、廣く世界一般の平和政策に關聯しても、美術行政の寄與する所は決して尠しとしない。蓋し美術活動については如何に諸國民間の激烈なる競争ある場合にも、爲めに相互の離反乃至軋轢を醸すことなく、いな却つて彼等の平和的結合をすら可能となすからであり、かの物質的利益または權力の追及が常に猜疑、離反、抗爭等を惹起し勝ちなるとは、大いにその趣を異にするからである。

斯くて叙上各種の事項に關する美術行政の任務は、之れをその國民文化の教化的任務と言つて大過あるまい。

(2) 美術行政の經濟的任務——

なほわが日本は之れを産業的に觀んか、既にその發達の最大要素たる原料と機械生産に乏しい國である。故にわが國民經濟の發展の希望ある餘地は、僅少の原料に多量の藝術的加工を施してその財貨價值を増殖する所の『美術工藝の分野』と、所謂ツーリスト・インダストリー詳言せば、斯のスキスと共に世界の公園と並び稱せらるるわが天惠の自然美を保護開發して、單に國民の肉體的及び精神的化育の資となすのみならず、更には(スキスがその風景利用による外客收入をもつて既に同國財源の主成分となすに至れるが如く)海外より遊覽客を誘致して觀光的収益を計る所の『觀光企業の分野』あるのみ。しかもこの方面

に於けるわが國民産業の世界的競覇は、必ずしも非望には類すまい。是れ美術工藝教育及び獎勵並に自然美保存行政の、特にわが國に於て重要な國策的意義ある所以であり、その解決は將來美術行政立法に與へられた一個の課題である。

叙上のことは美術品の保存及びその陳列に關する美術館の經營についても、また同様である。蓋し外客誘致は單に一國の自然美によつてのみならず、更にその人爲的造形美たる美術品等によつても、また效果的に行はれ得るからである。故に例へばフランスの如きは國立及び公立美術館（博物館・國立劇場等々）の經營によつて、年々數億フランに上ぼる外客收入を得るといはれてゐる。故に此の意味よりするも、國立及び公立の各種美術館の經營並に國內諸所に散在する不動産美術品の管理等は、決して一部論者のいへる如く少數有閑階級の享樂施設にあらずして、寧ろ國民全體の利害に關する經濟的發展の必要條件である。しかもわが日本は東洋美術の寶庫といはれ、かつ世界に誇示し得べき藝術的創作にも乏しくない。斯くしてこの比類稀なる自然美の保存及び開發に加へて、斯かる美術的寶庫の善良なる保存とその科學的なる陳列施設を完備して、所謂ツーリスト産業の發達を計るに於ては、自づとわが國際的貸借關係も改善せられて、國民經濟も次第に好轉するに至ること期して待つべきである。

かくて此の方面に於ける美術行政の任務は、之れをその經濟

的任務と稱し得るであらう。

II 美術行政とその法學的構成

美術國としては我が日本も、フランス及びイタリイなどの西歐主要美術國に對等して、既に相當の美術史的價值ある創作を出だして居り、美術行政に關する國法の設けもまた古來可成り見るべきものあるに拘らず、之れに對する法學上の組織的構成は未だ曾て一度も試みられなかつた。是れがため關係立法は、嘗にその明確なる指導原理を缺く計りでなく、また之れが適否及びその施行狀態の良否等についても、全く法學的批判の加へらるべき機會を缺いてゐる。しかも美術關係の立法及び行政の適否巧拙が、直ちに公共一般の利害に影響するもの大なるは、既述の如き美術の行政に對する關係よりしても自ら推知し得らるゝ所と思ふ。果して然らば之れが解説及び批判を試みてその是非を明かにすることは、單に學問上興味ある問題としてのみならず、更には一般公共の文化的利害の問題としても、充分の追及價值を有するものと信せらるゝ。故に例へばフランス及びイタリイ等に於ては、美術行政に關する法學的研究が極めて熱心に試みられ、また之れに關聯する法律政策的または財政的批判も相當嚴密に行はるゝため、美術行政立法の據るべき一定の方針を示唆し、或は美術行政機能をより敏活妥當ならしむべく鞭撻するの機會にも富んでゐる。

佛伊兩國に於ける美術行政制度の完備並に一般美術の輝かし

い發達も、その一部は慥かに斯うした學理的研究及び批判の功に負ふものと信せらるゝ。さればわが國の當該制度従つて美術それ自體もが、なほ之等兩國のそれに比して大いに遜色ある所以のものは、結局斯かる行政制度に關する學問的研究または批判の缺如、延いては公衆一般の之れに對する無關心等に因るもの、また決して尠くあるまいと思はれる。

勿論、美術行政に關する研究の如きは、おほよそ實利を旨とする學問的作業とは甚だ縁遠い事柄であるに相違ないが、そのことを以て直ちに美術行政の研究自體を一種の贅物視するは妥當でない。蓋し實利的利益のみが人生の營みに必要なものとは限らぬからである。故に本稿の如き非實利的事項の研究も強ち一二學究の單なる閑事業には止どまらぬであらう。

III 本稿のプラン

本稿に於て私の企てんとする所は、主として現行美術行政法規の批判的解釋とその學問的體系化とに存するのであるが、併せて現行制度に伏在せる種々の缺陷をも指摘して、その改善に必要な參考資料をも供給せんと試むるため、或は屢々立法政策上の問題にも立ち入らざるを得ぬことと思ふ。されば常に必ずしも嚴格なる解釋法學の約束に従ひ得ぬ場合も生ずるであらう。しかして斯かる立法政策的追及に當り主として私の參照した立法例は、フランス及びイタリイのそれであつた。その理由は西歐諸國の關係制度中、佛伊二國のものが最も進歩しかつ完

備してゐるためである。

日本美術行政史の追及は極めて興味ある一項目たるを失はない。その起原の如きも大寶令以前の畫部、大寶令の制たる内匠寮畫師等に見えて居る。また美術行政一般の事項に關する史實も相當に豊富なものがあり、佛伊の制度に對比して猶幾らかの特異な施設を傳ふる所も稀としないが、それ等はみな他日に之れを割愛するの外なかつた。その理由は本稿の對象を能ふ限り簡潔に取扱つて見んためである。

本稿をなすについては、東京帝國大學教授文學博士黑板勝美氏、東京帝國大學講師、文部省國寶鑑査官藤懸靜也氏、同省囑託内藤敏夫氏、外務省文化事業部第二課長江戸千太郎氏、内務省屬三浦義男氏及び椎名道雄氏、商工省屬吉川信一氏等より、種々有益な御教示または資料を仰ぐこと甚だ多かつた。茲に附記して衷心感謝の意を表したい。

參考書は本稿末尾に之れを掲ぐることにしたい。

第二章 美術行政の意義、性質及び根據

I 美術行政の意義

美術行政とは國家(又はその委任をうけた公共團體)がその市民各個人または團體に對して、或は美術教育を與へ、或は彼等の美術活動を保護獎勵し、或はそれ等のために必要なる條件と

して美術品及び自然美を保護もしくは開發し、かつ之等の目的を達成するため、市民各自に對して所要の負擔を課する行政作用をいふ。

然し此の定義のみによつては、未だ美術行政の前提概念たる所謂美術の意義如何が明かにされてゐないため、その對象の限界がなほ明確を缺いてゐよう。故に我々は所謂美術そのものゝ意義如何を先づ規定してかゝらねばならぬ。元來、美術 *beaux-arts* なる語には廣狹の二義があり、狹義に於ては繪畫・彫刻・建築及び工藝美術等をもつて成る造形美術のみをいひ、廣義に於ては斯かる造形美術の外に、音樂・詩歌・文章等をもつて成る時間美術と、舞踊・演劇・活動寫眞等をもつて成る綜合美術とを含んでゐる。従つて廣義に於ける美術行政は、之等の藝術の三大部門を總べて悉くその對象となし得る筈であり、また然うした⁽¹⁾體系をとる學者もある。然り實質的に觀れば之等三個の各部門は、固よりその起原に於てもまたその表現の形式及び約束等に於ても、各々獨立の地位を有するには相違ない。然し法學的體系の構成に重要なことは、斯かる實質の差異如何にあるのではなくて、それ等を規制する國家作用の形式如何の點にある。しかして之等美術の三大部門に關する國家の教育・保護乃至獎勵の作用は、經驗上相共通する行政作用の形式を具ふるが常である。故に斯かる廣義の美術行政もまた妥當に存立し得べき根據をもつ。然しながら本稿に所謂美術行政は、専ら狹義の美術即

ち造形美術のみにその對象の範圍を止どめて置きたい。本稿の作業を能ふ限り簡潔且容易ならしめんためである。

- 1) H. Perthélemy, *Traité Élémentaire de Droit Administratif*, 12^{me} éd. Paris, 1930, pp. 924—927.

II 美術行政の性質

次に考察されなければならぬ問題は、美術行政の法的性質如何といふ點である。美術行政はいはゞ一種の「企業行政」とも稱し得べき行政部門の一に屬する。さて茲に所謂企業行政とは、國または公共團體が自ら所謂公企業を經營して、諸般の物質的または精神的價值を生産し、或は斯かる企業の權限を他に特許して代營せしめ、或は公衆一般の利害に切實の關係ある民營企業即ち公益企業を保護、獎勵または統制する所の作用をいふ。而して之等の雜多なる形式をもつた各種の行政作用が、一團として「企業行政」なる統一概念に綜合せらるゝ所以のものは、之等の作用がその表面上の雜多なる諸相に拘らず、その基調に於てはそれぞれ相共通する一個の形式的特徴をもつからである。即ち所謂公企業の經營は、その實質的作業過程の複雑なるに拘らず、形式的には或物質的または精神的價值の生産に關する「公企業權の行用」を、その作用の主要徵表となすからである。次に所謂公企業の特許も、本來國家がその固有する特定の生産企業を他に許與して代營せしめむとする行政行爲であるから、廣義に於ては等しく該企業權行用の一過程と解するを妨げない。更

に一般民營公益企業を保護・奨励または統制する場合にも、それは結局國家がそれ等民營公益企業の活動に或種の幫助またはコントロールを加へて、その適正なる運営に協同するものであるから、之れもまた公企業權者が一般公益企業に對してなす統制作用、従つて公企業權行用の一態様と見て大過あるまい。故に之等の行政作用は、斯かる共通の形式的徴表を有する事實に校へて、これを企業行政と總稱するが比較的妥當かと思はれる。

從來この種行政作用は、『助長行政』または『保育行政』なる用語法の下に、その概念規定が試みられてゐた。中に就いても後者は、例へばわが美濃部博士の如き權威ある行政法學者の採る所であるためか、今や最も一般的な用語となり、かつ關係行政作用の概念規定の基準として最も廣く行はれつゝあるものである。而して斯かる用語法の由つて來たる所は、獨逸行政法學の所謂 Wohlfahrtspflege od. Kulturpflege なる術語にある。然し助長行政または保育行政なる用語は、固より國民福利の〔保〕護助長または〔育〕成といふが如き行政本來の〔目的〕を規定するには適するであらうが、叙上の如きその作用の〔形式〕的特質を規定し表現するには、甚だ不適當である。

しかも法學上或與へられた素材を分類するに當つてその最も妥當の基準となるべきものは、決して例へば或所與の行爲または作用が〔如何なる目的のために〕爲さるゝかにあらずして、寧ろそれが法律上〔如何に作用するか〕の形式〕的特質に存立すべき

ものである。蓋し國家の作用は一として國利民福の保護、助長または育成を目的とせざるものなきを以て、斯かる實質目的の基準に據るとせんか、國家作用に關する一切の合理的分類が不可能となるの外なく、従つて例へば「警察行政」もまた「助長行政又は保育行政」なり、といふが如き奇異の結果に到るであらう。故に叙上の如き作用上の形式のみが、學理的分類基準として最もよく妥當し得るものと信せらるゝ。しかもまた斯かる形式的特質を有する作用は、自體直接に何等かの法律的效果を招來する所のものでなければならぬ。蓋し然らざるに於ては、之れを法上の實定的事象として、法學上に意義ある分類基準に充用し得られぬからである。

斯るが故に問題たる既述の如き諸種の作用は、それ等に共通する形式的特徴——物質的または精神的價値の生産に關聯して種々の法律效果を發生・變更または消滅せしむる公企業權の行用といふ點——に顧みて、之れを企業行政と稱するが最も妥當であらうと思はれる。また斯かる企業作用の特徴を捉へて、此の種行政作用を、或は (1)各種經濟財の收支に關する經理作用をもつて成る財務行政に對し、或は (2)市民相互間の法律關係に於ける秩序維持の一方法として、行政的に彼等の權利義務關係の創設・變更・消滅及びそれ等の公證的確認を主作用とする法務行政に對し、或は (3)危害豫防の一方法として市民各自の法的自由を拘制することを主作用とする警察行政に對し、或は

(4)軍隊の編成及び紀律を主要作用とする軍務行政に對照して、各々之等との差異ある所以を示すが適當かと思はれる。

通説はまたその所謂、保育行政または助長行政——本稿にいふ所の企業行政を解して非權力的作用と做し、もつて之れを權力的作用たる財務、法務、警察、軍務等の諸行政より區別せんと試むるも、そは誤である。或は尠くとも不適當である。蓋し既に國家がその本質上一個の強制的法律秩序たる上からは、如何なる作用も強制的——權力的たるざるを得ぬからである。勿論それ等諸作用間には、その強制的要素の程度に於てこそ多少の差異なき能はないが、然しさうした量的差異は直ちに取つてもつて、それ等の間の本質的差異を示すに足る程のものではあり得ない。

以上之れを要するに本稿の主題たる美術行政が、叙上の如き企業行政の一分野に屬すべきことは、之れと既述の如き美術行政に關する定義との比較よりして、自ら推解し得らるゝと思ふ。蓋し各國家が例へばその市民一般に美術教育を與へ、或はその美術活動を保護し獎勵するが如き作用は、直ちにその國民的文化價値の生産に指向せらるべき、所謂公企業權の一作用に外ならぬからである。

III 美術行政の根據

人類の生活には好き道義の支配が保證されなければならぬ。法の大部分が道義的理念に重點を置く所以はこゝにある。然し

ながら我々の日常生活が若し單に道義だけの規律に終るならば、つひに人生はその潤を失つて、乾燥した形式的儀禮のみの終始する所となるであらう。これ我々の心意に道義欲または知識欲等の外に、なほ「追美欲」ともいふべき一種の本能的意欲があり、之れによつて人生をその情緒的枯渴より救ふ所以である。故に國家もまた、例へば風俗取締に關する行政作用の如きによつて、その國民生活に於ける道義的要求を充足し、或は教育行政の如きによつて國民の知識欲を満足せしむると共に、斯かる國民の追美欲をも適宜に充足せしむる所の、設備を立つるに吝であつてはならぬ。そこに美術に關する國法的設備の要請せらるべき動機があり、従つて美術行政の據つてもつて立つ心理的根據がある。

尤も觀方によつては、市民各自の美術活動の如きは本來、各個人の創意行動に俟つべき性質のものであるから、國家の敢てかれこれ干涉すべき筋合のものでないと反對あるを免れぬ。が然しさうした見解のうちには次のやうな二の誤謬が含まれてゐる。その一は美術活動の社會的性質に關するものであり、その二は國家なる法律的團體生活の本質に關するものである。

(a) 美術活動の社會性

先づ第一の點を考へて見よう。なるほど市民一般の美術活動は、之れを直接にいふなら美術家個々の創作的意欲並にその美術的心理内容が、或特定の表現機縁を得て外的に展開せらるゝ

作業過程であるから、その意味に於ては創作者自身の個人的創意のみに成るものゝ如くである。けれども今一步觀察を深むるならば、さうした創作者の個人的創意も彼の屬する時代及び社會の物質的及び精神的文化の、一般的協働規定を免れ得ぬ事實を觀過し得ないであらう。而してこの事理は、今試みに或一民族または一時代の代表的傑作を取り出だして相互比較するとき、そこに若干の個人差的特質の見うけらるゝに拘らず、猶それ等は孰れも各々その所屬時代及び社會に特有な世相及び民族性を體現してゐる事實によつて、容易に之れを窺ひ得るであらう。是を以て各個人の美術活動は、その製作に到るモチーフに於ても、また制作の意想・形式・手法及び技巧等に於ても、常にそのミリュウの規定的協働を避け得ない。であるから各個人の美術活動は、更に一般的にいへば有らゆる藝術活動は、常に斯うした社會及び時代——時空的要因の協働規定をポスチュラートとしてのみ、可能である。更に極言せば美術活動の本體は寧ろ社會自體であつて、それが假りに特定個人の天分と創意を通ほして、その藝術的意欲及びその美術的心理内容を表現するものといふべきであらう。

されば文藝批評家としての巨匠テーヌも、亦此の間の事理を解して次の如くいつてゐる。——「すべて畫家または文人なるものは、決して自己のペン皿もしくは畫布のみに面して獨力よく勞作するものではなく、寧ろ自派の僚友または他派の示唆を索

め、談じ、かつ考較し受容して、その還境たる著書または繪畫的作品の上に、そのうけた暗示を再現するものだ。……斯くて表面に現はれざる無數な協同者の寄與になる作品は、それが彼自身の天分と勞作との外に、猶その作品を圍繞する大衆及びその作品に先存したる諸世代人の天分と勞作とを包攝する程度の大なるに應じて、愈々益々その藝術的價值を加ふるものである。我等の聽くは單に藝術家個々の聲の如きも、我等の耳朶に響くその聲のかげに、微かなる囁きを、呻くかともがふ果てしないさざめきを、その作をめぐつて高らかに歌ふ大衆の聲を、人は⁽¹⁾心に聽くものである」と。

1) H. Taine, Philosophie de L' Art, 14 éd. Paris, 1913, vol. I. pp. 59—61.

斯くして既に各個人の美術活動が一個の社會的協同行程たる以上、之れに對する團體的保護・獎勵乃至規律は、常に可能である計りでなく、更には必要ですらある。蓋し之れなくしては、單に美術家個々のそれのみならず、團體一般の美術的進歩も保護せられ難いからである。而して斯かる團體的干與の方法には、先づ第一に法上の制度たるものと法域外の社會制度たるものとの區別がある。法域外のものについては茲に述ぶべき限りでない。

法上の制度たるものには、行政法上の制度たるものと例へば民法第三十四條によるが如き行政法外の制度たるものとの區別がある。日本美術協會または二科會といふが如きは後者の實例

であらう。然し本稿は専ら前者のみに關する。而して斯かる行政法上の施設のうち最も主要なる國家作用として、我々は本稿の主題たる美術行政を見る。

(b) 現代國家の文化目的

次で考へらるべき問題は、市民の美術活動に對する行政權者の干渉が、國家なる法律的團體生活の目的上、果して許されるか否かの點である。

警察國の理念によれば國家の目的は、専ら社會生活に對する外的危害を豫防して、その安寧靜謐を保證することのみにあつた。開明的警察國たる福利國家 *Wohlfahrtsstaat* に於てすら、その所謂民人の幸福とは靜謐にして安定な生活を得ることのうちに、その趣意が置かれてゐた。従つて之等孰れの場合にも國家の作用が唯ひたすら法律秩序の消極的維持のみに指向されざるを得なかつたといふことは、理の當に然らしむる所である。故に各市民の美術生活に對しては、國家の如何なる積極的干與も、國法秩序本來の目的に背反するものとして排斥されざるを得なかつたこと、固よりその所である。

然るに斯うした國家觀念には、時代の變遷につれて一の變革が起つた。即ち近代資本制社會に於ける經濟生活の異常な集約的發達と之れに伴ふ各種公共企業の獨占化につれて、公益上、國家(または公共團體)による此の種企業の直接經營またはそれ等に對する強大な行政的統制權の行使を必要ならしめ、斯くし

て國家及び公共團體の行政作用に一の新たなる領域——『生産作用』なる廣大の一分野を加ふることゝなつた。しかもそれは單なる經濟財の生産のみに止まらず、更には進んで各種文化財の生産にまでも漸次擴大せられて行つたのである。斯くして此の種生産活動の出現は、近代國家の本質に一の劃期的轉化を齎らして、遂に所謂現代文化國の誕生を見るに至らしめたのである。

叙上の如き近代國家または國法秩序の本質に關する變革の事相は、更に現代文化國と(或國に於ては)その直前の制として現はれた自由主義國家との對照に於ても、また略々同様に觀取せられ得る。唯相違する所は此の自由主義國家にあつては、斯の警察國がその秩序保持のために加へたるが如き消極的の干渉作用すら、極力之れを排斥して、個人活動に於ける最大限度の自由放任主義を高調し、斯くして所謂『最善の政府は最少限に統治す』The best government governs least の原則が、行政作用の根本的戒條とせられたる點にあるのみ。

しかして各個人の美術活動が、茲にいふ文化財の生産分野に屬することは、既に我々の見た所である。故に今もし警察國乃至自由主義國家の理念よりせば、斯うした個人の文化活動を國家行政權の干渉に附するが如きは、國法秩序それ自體の本質上許され難い企たること、殆んど自明である。が然し叙上の如く今や斯かる觀念は維持せられ難くなつた。今日の國法理念よりせば、國家は寧ろ種々なる市民の生産活動を積極的に保護し、

助勢し、統制し、乃至は自ら進んで生産活動の一単位とさへなり得るものである。美術活動もまたその數に漏るゝものではない。しかも斯かる美術活動は、既述の如く既に國家なる團體生活の一内容とすら解せらるべきものであるから、そは決して國家行政權の單なる對他的關心事ではなくて、寧ろ國家そのものゝ對自的關心事でさへあるに至つてゐる。そこに美術行政のよつて以て立つ所の、本質的根據がある。

第三章 美術行政の對象

美術行政は先づその基本的對象——窮極目的を奈邊に求むべきであらうか？ 概言せば市民一般の追美欲の充足とその自由なる發達を圖ることが、その第一義でなければならぬ。されば美術活動に對する行政權の干與が、或は特定のアカデミックな美術觀乃至は官學的流派の信條を國民一般に強ひ、爲めに却つて彼等の審美的感情の自由なる發達を妨げ、或はその放膽に流露する美術的創意を阻塞するやうなことがあつてはならぬ。

また美術行政の方針は、徹頭徹尾、美術の發達に指向せらるべきものであるから、審美的考慮がそのアルファ(起點)であり、オメガ(終局)であることを理想とする。故に例へば從來行はるが如く裸體畫と春畫を同一視するかの如き見解の下に、或は左翼繪畫と赤色ピラを同一視するかの如き意圖の下に、その公開を禁ずるが如き美術警察行政の方針は、美術行政本來の目的

を逸脱するの甚しいものであり、美術發達の保護及び獎勵を第一義とすべき行政權自體が、却つてその自由なる發達を阻碍するものである、また美術に對する恐るべき冒瀆の罪をも犯すものである。然るに美術警察の目的自體こそ、斯かる美術への誤解、惡意、その他一切の美術的活動及び鑑賞の自由を妨ぐる外的障礙を除却して、市民一般の美術生活に確固たる秩序と安寧とを保證するに在るべきものなのである。

次に述べなければならぬ問題は、美術行政本來の任務に屬すといはんより、寧ろ單なる現下の一傾向問題に過ぎないが、その解決は今日及び明日の美術行政に與へられた一個の重大な課題であらうと思はれる。それは美術生活の大衆化、詳言せば美術活動及び美術鑑賞の機會を特定階級または集團の獨占から、市民全般の享有にまで普遍化することの要請である。また在來の如き美術に關する國法上の施設が、中央都市に集中するの弊を矯めて、その地方的分化の制を立つることも、その必然の系として要請されなければならぬ。されば具體的には如何なる事項が、斯かる要請實現の手段として考へられ得べきかは、追つて後章に之れを詳述すべき機會があらう。

叙上の如き目的に出發する美術行政の對象は、より具體的にはさて如何なるものであらうか。勿論、學者によつてその限界につき多少の異見なきを得ないが、私の見る所では概ね次の如き四種の項目を出でないと思はれる。すなわち美術品の保護及

び管理、自然美の保護及び開發、美術教育、竝に美術發達の獎勵が、それである。

例へばエステーヴの如きフランス行政法學者は、田園及び都市美化行政をも美術行政の一對象と解してゐるが、然しそは⁽¹⁾妥當であるまいと思ふ。蓋しそれ等は、本來田園及び都市計畫行政の一附隨事項として行はるべき事項なるをもつて、それ自體獨立の行政的地位を有するものではあり得ないからである。故に美術行政固有の對象は、叙上の四種目に限るとするが、比較的無難の見解かと思はれる。

1) J. Estève, *L' Art et La Propriété*, Paris, 1925, pp. 90—.

尤も美術行政には各國とも相共通して、或一團の附隨的對象ともいふべきものがある。例へばわが現行國寶保存法第一條、イタリー現行美術品及び證古品保存法第一條等の定むる如き、歴史的證徴力ある物件即ち證古品 (*antiquités*) の保護が即ちそれであり、また自然美保護に附隨して行はるゝ史蹟及び自然科学的研究資料の保護施設の如きも、その一例である。されば茲には然うした各國立法例の仕來たりに準らつて、之等の事項をもまた美術行政の一對象として併せ述ぶることゝして置きたい。因みに叙上四種の對象中、美術行政の中樞機能となるべきものは、とりわけ美術品保護の制度である。よつて以下それ等各項目の取扱に當つては、それぞれ各項目が占むる美術行政上の重要性如何に従つて、之れが説明にも多少の厚薄なきを得ぬこと

また當然である。

第一節 美術品の保護

第一款 序 説

美術品の保護について説明を要する事項は、相當廣範圍に互
るものがあるが、先づ當初に美術品保護制度の意義、保護の範
圍及び保護をなすに至らしむる事由等の一般問題を概説し、然
るのち本節の主要問題たる美術品保護の方法に關し、能ふ限り
詳細の説明を加へて見たいと思ふ。

I 美術品保護制度の意義

美術品保護の制度は、孰れの國に於ても例へばわが國寶保存
法第一條にいへるが如く、或法定の手續を経て、美術の模範ま
たは歴史の證徴に値すべしと認定せられたる特定物件をば、後
述の如き諸種の損壞因子に對し、特定の手段によつて保護せん
とする法律上の機構である。いづれの民族たるを問はず、彼等
の過去及び現在に於ける美術的文化の粹を示揚する代表的傑作
を保存し、或は彼等の歴史的發展過程の顯要なる事件を證徴す
べき成形物件を保存せんと欲することは、それ等民族一般の共
同意欲に根ざすものだと言つて好い。蓋し既に人類各個人がそ
の祖先よりうけた遺産を保全し増殖して、之れを子孫に傳へん
と希ふ心ある如く、民族全體としてもまた彼等がその前代人
よりうけた民族文化なる共同遺産を保存し、増殖し、より完全

にして、之れを後世代人に傳へんとする本然的意欲あるが故である。そこに美術品保護制度の要請せらるべき第一の動機がある。

加之、然うした美術上の傑作及び歴史的證徴物は、各民族の現在及び將來に於ける美術的訓練及び歴史教育等に對しても、また常に好き模範と資料とを提供するものである。勿論、斯かる民族的乃至國民的傳統の保存と之れに依據する國民一般の美術的または歴史的の教育は、兎もすれば彼等の守舊的傾向を助勢して、その自由なる跳躍的進歩を阻碍し勝ちだとの非難もある。殊に美術の如き純創作活動については、世人は常にあらゆる傳統を超越した天來の新機軸の出でんことを待望する。

しかしながら斯くの如きは、固より不可能のことに屬する。勿論、傳統的拘束を離脱してこそ初めてそこに一の創作あることいふまでもないが、傳統を超越することはその傳統に立脚して、更に之れを發展せしむることによつてのみ、可能である。所謂目前の過去たる現在についてもまた同理である。かの『吾人は須く現代を超越すべし』とは、人口に膾炙したさる學者の言葉であるが、それとても唯現代の深い理解に立脚し、更に之れを進化發展せしむることによつてのみ、その實現が期待せられ得る所の命題に過ぎない。故に此の意味に於てあらゆる過去の傳統も、決して單なる枯死した既往の遺象ではなくて、寧ろ多産なる新生の搖籃となり、新規なる創作的躍進への無くてかな

はぬ足溜りとなる。こゝに傳統的美術品及び證古品保護の要請せらるべき第二の動機があり、美術品保護行政の據つて存する文化史的基調がある。

斯くて我々は美術品(及び證古品)保護行政の機構のうちに、二の大なる機能あるを知るであらう。即ちその一は既述の如き國民文化の保存機能であり、その二は茲に述ぶるが如き美術の發達に對する助勢機能である。

II 美術品保護制度の沿革

美術品保護制度は、歐洲美術國就中イタリーの如きに於ては既に第十五世紀中葉(詳細後述)の頃より、その發達の跡を見せてゐるに反して、わが國の如きに於ては漸やく明治四年五月二十三日大政官布告「古器舊物保存方」以來のことに屬し、その比較的整備した近代的施設は、僅かに明治三十年法律第四六號古社寺保存法以後のことに屬する。しかも同法はその適用範圍を古社寺所有の建造物及び寶物類に限つてゐた爲め、國有・公共團體所有及び個人所有の動産的及び不動産的美術品または證古品は縦し美術の模範または歴史の證徴となるべきものと雖も、全く無保護のまゝに放置せられ、爲めに中には續々國外に散逸し或は燒燼し、滅失し、或はその破損の隨分甚しいものも見うけられてゐた。然し同法の下では之れを如何とも爲し得なかつたので、終に去る昭和四年三月法律第十七號國寶保存法の制定を見るに至つて、漸やくその缺陷が補正せらるゝことゝなつた。

さればわが國に於て本格的な美術品保護行政制度がその稍見るべき體裁を整ふるに至つたのは、僅かにこゝ數年來のことに過ぎないのである。が然し兎まれ明治法制前に於ける既往のわが美術品保護制度の一大缺陷であつた單なる封建的「家寶保護」の施設から、國家的見地よりする美術品及び證古品の保護制度に蟬脱した點に於て、上記大政官布告以來の諸法律は一個の目覺ましい法制史的進化を示すものであつた。而して然うした進歩の原因は主として、美學思想の發達、古生物學・考古學及び歴史學等の發達による美的好尚及び尙古思想の普及などに出づるものと思はれるが、その最も近接の原因は後述の如き明治維新當時に於ける舊物破壊思潮、上記大政官布告の所謂「厭舊競新」思潮の洵にパラドキシカルな反射的效果のうちに發して居ると思はれる。その詳細は後に述べよう。

之れに反して例へばイタリーの如きに於ては、既に暗示して置いたやうに、既にピウス二世の1462年、シクスツス第四世の1474年等に於ける關係法令を初として、代々の法王廳樞密院令は斯のルネッサンス以來なる美術的傑作の保護施設を立つるに百方苦心し、殊に1624年の樞密院令の如きは美術品の輸出禁止に關する世界最古の立法例を示して居り、降つて1820年の有名なパッカ樞密院令の如きは、有らゆる點に亙つて殆ど完全な近代的美術行政制度の範を立てゝゐる。また稍之れに遅れたフランスの如きも、既に1790年十一月、1792年七月及び十一月

等の諸法令によつて、美術品の保護に關し相當見るべき國家施設を立て、その起原の遙遠なることを示してゐる。⁽¹⁾

1) Jean Marguery, *La Protection des Objets Mobiliers*, Paris, 1912, pp. 17—33

わが國に於ける美術品保護制度も、或意味に於ては決して之等兩國の當該制度に比し、敢てその起原を淺しとしないであらう。然り、例へば美術品保存機關としてわが國美術行政史上、最も顯要の地位を占むる斯の東大寺正倉院の如きは、既に天平勝寶八年(西紀756年)以來の古き沿革を有する。しかもその北倉及び中倉は共に所謂勅封倉であつて、之れが開閉には勅使を派し、勅封をもつて之れを鎮守し、寺家の自由なる開閉に委さなかつた。加之、一旦國に事變があればその保藏物は朝廷の使用に供せられてゐたから、寺家は單に之れが管理の權限を有するに過ぎなかつた。故に之等勅封倉は黑板博士の詳論せらるゝ如く東大寺境内に於ける帝室の寶物保管所とも云ふべき性質のものであり、從つて一種の國家的施設であつたといつて好い。⁽¹⁾然しながらその保管機構の様式は依然一種の『家寶的保護』の型式を脱するものでなかつた。是れ佛伊兩國の當該制度が、その起原よりして既に國家的見地よりする國法上の施設をもつて、有らゆる美術的及び歴史的名品を保護するに努めたと對比して、わが制度の大いに遜色ある所以である。

1) 文學博士黑板勝美氏著國史の研究各論の部大正七年版第一三三——一三四頁及び史學雜誌第二十三編同博士稿第七〇五頁——七二一頁参照。

III 保護の事由

既述の如くして美術品保護の制度が我々の美術生活にとり必要缺く能はぬものだとしても、一體如何なる事象に對してその保護を要すべきものなのであるか、換言すればその保護をなすに至らしむる事由の何であるかに従つて、然うした保護制度の型態及び機能にも種々の相違を來たすこととなる。故に美術品保護制度の遺憾なき整備を期待し得るためには、まづその前提條件として斯かる事由の明確な認識が必要となる。

Les Monuments Historiques の著者 E. Pariset は、この事由を分類して le vandalisme destructeur (破壊的ヴァンダリズム)、le vandalisme restructeur (修復的ヴァンダリズム)⁽¹⁾、le vandalisme spoliateur (掠奪的ヴァンタリズム)の三種とした。他のフランス行政法學者も、すべて斯かる分類を採るが常である。然しながら私の觀る所では、猶一個の事由が缺けてゐはすまいかと思はれる。即ち謂はゞ一種の le vandalisme contrefaiseur (贋作的ヴァンダリズム)と稱すべきものが、それである。既存美術品に對する實質的破壊行爲としては、贋作及び變造等もまた他の破壊因子に比し、優るとも決して劣らぬものなのである。仍て之れをも斯かる美術破壊行爲の一に數へて、之れに對處すべき所要の行政手段を講ずることは、美術品就中書畫偽作の頻繁なる現在に於て、特にその必要を見る。

1) E. Pariset, Les Monuments Historiques, Paris, 1891, pp. 13—17.

(1) 破壊的ヴァンダリズム

いはゆる le vandalisme なる詞は、第五世紀頃ローマ及び歐洲諸國の文化を蹂躪したヴァンダール族の名に因んで、由來美術に對する暴力的破壊行爲を呼び慣はすに至つたものである。而して茲に所謂ヴァンダリズムとは、美術の損壞を來たす一切の人爲的及び自然的暴力をいひ、主として政治・宗教及び藝術上の偶像破壊主義、政治的また經濟的の革命に際しての階級的憎惡、舊物嫌忌または反動革命豫防策などの考慮よりする舊物破壊主義、或は國際戰爭の餘波、或は震災・火水害等の天災地變によつて起こるものである。中に就ても革命の際の美術破壊が、最もその恐るべき暴威を振ふこと古今の歴史に明かである。例へばフランス革命當時の黑色黨 la bande noire の恐るべき美術破壊、ロシア革命當時及び以後に互る帝政時代美術の夥しい破壊行爲、また之れをわが國についていへば明治維新當時の同様なる風潮の如き、その一例である。⁽¹⁾

1) 明治維新は古神道精神の鼓吹に俟つものが多かつた爲め、維新後頓みに神佛混交の舊習が排斥せられて、終に明治元年三月二十八日の大政官達の神佛分離となつた。この禁止の原因には一面寺派專制に對する神社側の報復的主張も與つて力あると傳へらるゝ。而して斯かる反動的改革氣運の激する所、遂に佛寺は神道に關係あるものを斥け、神社は佛道に關係あるものを除かんとした爲め、古來著名な殿堂、彫刻、繪畫、典籍等の毀損せられたものは實に夥しい數に上ぼつたといはれてゐる。中には佛道關係のものに於てその被害が甚しかつた。例へば現今國寶中の隨一と唱へらるゝ奈良の興福寺の五重塔の如きも當時價格數十金で賣却せられ、既に取毀たれんとした。然しそのためには意外の費用を要することゝ

らして、焼いてその金物を取らんとした。然るに今度は地元より隣火の惧があるとの反對あつた爲め、それも中止するの外なく、遂にその厄難をのがれて幸にも今日にまで傳へらるゝこととなつたのであつた（新日本史第三卷瀧博士稿六五八頁。國寶の話、關根博士稿二二頁等参照）。

更に同寺の金堂は維新當時の警察屯所となつたことがある。しかも冬になれば堂内で盛んに焚火し、燃料に乏しくなれば堂内に安置してある天平時代からの優秀な佛體を片端から引ずり卸して、薪割で叩き割つて薪の代りに火中に投じた。そしてその火で豚鍋などを煮ながら罪人を糺問した。今日國寶中の國寶として尊重さるゝ十六弟子及び維摩像などは、當時の斯うした變行の焼残りだと、田中智學氏は傳へてゐる（漫談明治初年三三〇—三三一頁）。また奈良の古寺院などでは、寺院自ら紺紙金泥の經文を洗落して金を取らうとした。また寺院の古建築を潰してその材木を賣却したこともある。

昭和六年一月新たに國寶と指定せられた福山城の天守も、明治五年價格八十圓に競落され、これもまた前記興福寺の五重塔同様焼拂はれんとしたが、昔から天守に主が棲んでゐて指一本でも觸れると祟をうけるとの迷信があつたので、落札者も之れを畏れて終に入札を取消した（關根博士前掲書）。

叙上の如き各種の破壊的ヴァンダリズムは、その作因の異なるによつて、自らその對症的法律手段を異にしなければならぬ。即ち革命的作因より來たるものに對しては、まづ理想として平時、美術的好尚と美術品愛護の精神を普及せしめて、一旦事ある秋に及んで暴虐なる美術破壊の擧に出づることあるを豫防すべきであらう。主として美術教育行政の顧念すべき方面である。然し苟も吾人の社會組織が階級制度を前提とし、かつそれに依據する階級美術の存立する限り、特定階級の消長と共に然うした美術破壊の作因を、根本的に防止し得べき法上の施設は不可能である。

革命に至らぬ程度の暴動、或は常時に於ける美術への敵意または惡戯などよりする破壊行爲は、美術警察行政力の整備によつてその危害を事前に豫防し、或はフランス刑法第二五七條の如き刑法の規定による美術品損壞罪を以て、特に嚴格なる處分を事後に加へ、かつ將來への豫防的警告となし得るであらう。わが現行法の下に於ても、美術品の損壞罪は刑法第二六〇條以下の規定及び國寶保存法第二一條以下の規定をもつて處分せられ得る。國際戦争より起る美術の破壊に對しては、戦争と之れを適法視する國際法規の存續する限り、之れが防止の手段はない。唯戦争防止の根本的解決策に俟つの外ない。

震災、火災、水難、その他風雨落雷等の天災地變による優秀美術品の毀損滅失については、動産物件の場合ならば後述の如き國立及び公立美術館の施設により、⁽¹⁾不動産物件の場合ならば對震及び對火設備等を加へ、或は避雷針を備へ、または風雨による自然的汚損もしくは破壊を修理するが如き、對物的行政處置が定められ得る。その詳細は後述各項に譲つて置かう。自然美保護の場合にあつては、防風、防火、砂防等の施設、植林、病蟲、害蟲の驅除の施設、木草伐採の禁止または制約、その他自然美の維持に有害なる諸企業の設備を禁ずるが如きこと等が、自然美保護及び開發行政の任務となる。詳細は後に述べよう。

1) 自然的災害に對して美術品を保護するため、如何に國立または公立美術館の必要であるかといふことは、大正十二年の關東大震災に當つて、殊に東京市民

の私藏した無数の貴重な美術品及び證古品が、あたら焼地の灰燼に歸した事實によつても證せらるゝ。中にも淺草區駒形町の畫商小林文七氏が苦心の蒐聚になる古今の浮世繪名畫は、其數實に六千枚を下らずといはれ、その價格も五十萬圓以上に達すべしと傳へられたものであつた。勿論その六千枚の數は例へばボストン美術館所藏の四萬點の如きに比して及ばざること甚だ遠いものであつたが、その質に至ては海外に散在せるわが浮世繪諸名畫に比して遙かに優れたものと認められてゐた。而してその蒐聚の趣意は純日本美術中、徳川時代の代表的傑作たる浮世繪を保存して、將來廣く公衆一般の研究に資せんとするにあつた。然るに之れを所藏すべき美術館建造に十分な資金なく、然りとて之れを寄託し置くに足る國立または公立美術館もないため、依然自宅に私藏し置くの外なかつた。然るうち同氏は事の成るに先立つて永逝し、その美擧も遂に中途に頓挫することとなつてゐた。斯くして終に斯の大震災に會して、それに伴ふ火災のため、惜しくも一枚残らず烏有に歸せしめてしまつたのである。若し當時にして、對震對火施設の完備せる國立または公立美術館にして存在したらんには、それへの任意寄託または美術館側よりの強制寄託によつて、然うした災厄より無数の名品傑作を完全に救ひ得たであらうものを。

(2) 修復的ヴァンダリズム

美術品(または證古品)の所有者もしくは占有者は、純然たる保存の動機よりすると或は交換價值増殖の動機よりするとを問はず、往々にしてその美術品(または證古品)に對し回復すべからざる拙惡の修補を加ふることがある。勿論、この種の行爲はその動機に於て多少恕すべき點の在ることもあり、その手段においても穩和であるが、その實害に至つては叙上の如き破壊的 *vandalisme* に比し敢て劣らぬものがある。之れに對する行政的取締は、關係行政廳に於て保護を要する物件の現状維持につき絶えず監視を怠らず、また若し重大の修補を加ふべき必要あ

る場合には、監督行政廳の許可をうけしめ、かつその修補作業を該行政權者の統制下に置くこと等が考へられ得る。詳細は後に至つて明かとならう。

(3) 掠奪的ヴァンダリズム

國內に於ける美術品（または證古品）の取奪行爲は、特に美術行政上の機構を俟つまでもなく、一般刑法及び民法の當該規定によつて救濟せられ得る。故に茲に謂ふ所の *le vandalisme spoliateur* とは、國外よりする美術品等の劫掠に外ならぬ。しかも戦時異變に際しての外來暴力による掠奪は、國內法規を以てしては之れを如何とも爲し難いものであるから、結局國外よりする買奪または對外贈與の如き平穩取引に限局せらるゝこととなる。而して此の種ヴァンダリズムは、動産的美術品に對しては勿論のこと、一見さうした劫掠より免れ得べしと思はるゝ不動産美術品等に對してすら、猶加へられ得る性質のものである。而してその事例もまた決して尠くはない。

例へば斯の有名なエルデン卿が、一八〇三年トルコ政府を籠絡してアテーネにその劫掠の魔手をのばし、かのドリア式建築の一傑作であつたパルテノース神殿を逐次剝壞しつゝ、之れを英國に運び去つた事實の如きその一例である。斯くて爾來世人は、この種的美術掠奪行爲を呼ぶに在來の *vandalisme* なる詞に代へて、新たに *élganisme* なる詞をもつてすることゝなつたのである。また歐洲戦後アメリカ人は、著名なるフランス建築

美術に對して同様の劫掠的買奪を行つてゐる。一九二七年七月二十三日の法律は、斯かる米國人の劫掠行爲を防止せんためのものであつた。

わが國に於ては關係法制不備のため、特に斯うした劫掠の事弊が甚しい。極く最近に起つた事件をその一例として擧ぐるならば、昭和六年七月に生じた史料編纂所の所謂南蠻畫事件がある。(1) 然し此の種の vandalisme は單に國外よりの侵略的買奪によつてのみならず、更には國內よりの明渡的賣却によることもあり得る。(2)

1) 此の事件は『阿蘭陀加比丹妻子等圖』と題した所謂南蠻畫を中心とするものである。當時史料編纂所の中村勝麿博士は、その繪が幕末史資料としてもまたと得難い貴重な文獻たることを知つて、繪の持主たる下谷の畫商原泉堂より借うけて東京帝國大學内の史料編纂所に保管し、他方その購入に奔走しつゝあつた。然るうち英國大使館員ホクサー氏は某日本人の案内にて中村博士を訪れ、該南蠻畫の内容及び價值等につき詳細聞く所があつた。然る所同氏はその後數日を経て、上記中村博士等の買入資金難を奇貨としてか、急遽原泉堂より價格壹千圓で同畫を買取り、それを國外に搬出せんとした。然しながらその後所謂南蠻畫買奪問題として一般の視聽を集め、之れに對する社會各方面よりの非難等に恐をなして、該ホクサー氏は遂に之れを史料編纂所に返却せざるを得ざるに立ち至つた。斯うした種類の買奪行爲にして猶社會の表面に現はれざるものは、蓋し尠少に止どまるまいと思はれる。

2) 例へば明治初年、政府は財政上の困難からでもあつたが、當時ドイツ商人より小銃三千挺を買入れた際、その代金壹萬五千圓のうち五千圓は現金で、残り壹萬圓は物品を以て代拂するといふ窮策をとつた。而もその物品たるや、徳川氏數百年に亙る榮華の名殘として、當時千代田城に祕藏せられてゐた各種の高貴な美術品であつた。故前島男の談にある如くそれ等美術品のうちには、蒔繪もの、

陶器、書畫等にして鑑賞家の目を驚嘆せしむるほどのものがあり、現今ならばその一品ですら既に數萬圓の價格に相當するものもあつたといはれてゐる。斯くの如きは我が國自らわが美術の寶庫を外國人の劫掠に明渡すと同然である。

美術に對する此の種掠奪的ヴァンダリズムに對する防衛策は、後述の如き美術品(及び證古品)の國外輸出禁止立法である。

(4) 贋作的ヴァンダリズム

贋作的ヴァンダリズムの對象は、主として書畫、彫刻及び美術工藝品の如き小規模美術品である。建築美術の如きにあつては、唯その部分品についてしか行はれ得る餘地はあるまい。而して經驗上贋作または變造の最も頻繁に行はるゝは、書畫である。

惟ふに贋作または變造をなすに至らしむる動機は、勿論不正の利を穫んとするに在ることいふまでもないが、然し美術的名品に對する需要に比して、その供給の不足なることにも一部の原因はあらう。蓋し名人巨匠の傑作も然かく豊富には制作せられ得べきものでないから、斯うした需給間の不均衡が不正の制作または賣買に對しその跋扈の機會を許すこととなる。美術品贋作の非行は、フランスの如く美術行政制度の比較的進歩せる國に於てすら、猶相當頻繁にその醜狀を公衆の前に曝してゐる。例へば私の在佛中經驗した事例の一を舉げて、斯の有名な Les Faux Milletts 事件がある。今その概要を述ぶるならば1930年五月のこと、かの Angélu で世界に名あるミレーの聲譽を汚す數々の偽作が、所もあらうに所謂バルビゾン派の故地 Barbi-

zon で官憲の手に摘發された。しかもその犯行者はミレーその人の孫 Jean Charles Millet とその共謀者 Paul Cazot の兩名であつた。なほ彼等はミレーの僞作に成功するや、更に Monet, Cezanne, Degas, Corot, Sisley 等の僞作にまでもその非行の手を伸ばしつゝあつた。かくて例へばミレーの作と稱せらるゝ『鍬うつ人』 l' Homme à la houe の如きは、同様のものが二個あり、その一はバルビゾン美術館に、他の一はアメリカ人 William Crocker 氏の手にあつた。そのために一時はバルビゾン美術館の如き、急遽専門家を招いて所藏品の再鑑査を行ふなど、可成りの騷擾をフランス美術界にまき起こしたのである。猶詳細は同年五月五日以降の Le Excelsior, Journal, Matin, Petit Parisien 等のパリ都下諸新聞によつて知られ得る。

わが國に於ける書畫の贋作は實に文字通り、枚舉に遑ないものがある。極めて最近の事例の一二を示すならば、例へば昭和六年三月東京市下谷區入谷町一四七新美社長古關秀信（書畫僞作累科三犯）他六名より成る書畫僞作のギャングが、東郷元帥、伊藤博文、山縣有明兩公を始め夏目漱石等の僞筆を、皇室技藝員中村不折氏及び男爵杉溪玄長氏等の箱書付きで、日本全土に手広く詐賣してゐた事犯（被害數萬圓に上ぼる）が檢舉せられ、同年五月豫備役海軍少將吉田孟子、元海軍主計大尉藤本鋼良、元農大教授・元農商務屬藤川辰次郎等の上流人士が、互に共謀して東郷元帥の僞書を作つて社會の各方面に賣却し、既に十數萬

圓の惡錢を收めてゐた事件が檢舉せられ、更にそれより數日を經て東京市内の骨董商中山庄平及び長谷友次郎の兩名が、過去數十年に亙り故雅邦、觀山、靈華等一流近代畫家の繪畫を偽作してゐた事犯が檢舉せられたるが如き、その數例である。現在の司法統計の不完全なため、書畫偽作に關する刑法犯罪の全國的件數を示すこと不可能であるが、叙上の如き數ヶ月間の東京に於ける事犯の頻發に徴しても、同種犯罪の件數は蓋し相當多數に上ることゝ思はれる。同種事案の判決にして大審院の判例となれるものゝうち特に顯著なるものを大正年間のみについて見るに、大正二年(れ)第一二五號落款偽造罪の判決、同年(れ)第八三號(雅號)署名偽造罪の判決、同年(れ)第三〇號(落款偽署)文書偽造罪の判決、同年(れ)第二一二一號偽書畫の惡意賣却に關する詐欺取財罪の判決、同年(れ)第二二〇六號雅印及び署名の偽造及び行使罪の判決、同五年(れ)第一六三九號雅號及び雅印の偽造及び行使罪の判決、同九年(れ)第一七七〇號畫幅及び雅印の偽造並に署名等に關する文書偽造罪の判決、同十四年(れ)第一〇八九號書幅偽作、雅印及び雅號の偽造罪に關する判決等が擧げられ得る。

また既述の例に徴して推知さるゝ如く斯かる美術犯によつて一般社會の詐取せらるゝ金錢上の損失も、蓋し莫大の額に上ることゝ思はれる。

叙上の如き贋作的ヴァンダリズムに對する豫防策としては、例

へばフランス政府が、自ら精巧な美術印刷による主要名畫のコピーを複製し、或は關係行政機關の監督の下に名ある繪畫を幾分形大を異にした畫布上に模寫し、かつその模寫を模寫として無署名のまゝ一般に供給せしめつゝあるが如きは、比較的實行の簡易にして無難の需給緩和策かと思はれる。然しながら斯くの如きは眞作に對する隱然の贋作を防止し得る所以のものでないから、眞作美術の純正を遺憾なく保全せんがためには、更により有效な他の手段が求められなければならぬ。

之れについて先づ第一に顧慮せらるべきは、斯かる贋作の通用力を根本的に剝奪すべき方法を完備することではなければならぬ。之れが爲めには美術品の眞實に關する科學的鑑識の理論及び技術が發達せしめられなければならぬこと謂ふまでもない。⁽¹⁾然し今日の惡弊は斯うした鑑識力の不足といはんより、眞實に關する充分の認識を寧ろ惡用する點に、その大半の原因があらう。馴合鑑定とも稱すべき非行または既鑑定品と偽作との所謂摩替等が、即ちそれである。而して斯かる馴合鑑定及び眞作偽作摩替の非行を防止するためには、あらゆる有權鑑定を國營または公營の鑑定機關に獨占せしむることも一案であらう。しかして此の場合に於ても斯うした鑑定機關と不正書畫商等との馴合あることを豫防するため、鑑定官公吏は司法官同様、一定の地位の安全及び獨立の保證をうけ、その鑑定は數人の合議による公開の評決たらしむべく、かつ利害關係人をして所要の攻撃

防禦方法を提出せしめ得ることゝすべきであらう。

眞作なりとの肯定的鑑定評決は、從來の如き鑑定證書の付與をもつてすべきでなく、單なる口頭の言渡(または止むを得ざる時に限り簡易な通知)に止むべきであり、その結果を一定の公簿に登録して鑑定物件の美術的特徴、その物質的構素各部の特質、時間的経過に基く物質的變化の様、更にはその所有または占有關係をも明示し、もつて後日の取引に或程度の公證力を供すべきであらう。⁽²⁾蓋し例へば明治二十一年設置の宮内省臨時全國寶物取調局が、その寶物取調に際して社寺または私個人所藏の優秀美術品に與へた「鑑査狀」の如きは、元來その被鑑査物件と分離し得べきものであつた爲め、之れを或贋作品に添付して他に讓渡する手段となり、斯くて眞作證明の具が却つて逆に贋作偽證の用具と化せらるゝ至つたやうな事實があるからである。徳川時代の鑑定師たる狩野、土佐、春日の繪師が交付した所謂折紙、極め札、吟味札等は固より、今日も常に行はれつゝある鑑定書・箱書・共箱の如きも、それ等のものと眞物とが互に相分離せられ得るものであるため、常に所謂摩替の非行が行はれて、然うした贋物賣買の用具に供せられてゐる。故に斯かる可分的鑑定證の付與は、害あつて實益なき方法といはなければならぬ。現行國寶保存法第一條による國寶指定通知書の如きも、之れを惡用するに於てはまた同様の弊を齎らすことゝなるであらう。

1) 科學的方法に據る書畫の鑑定と登録(狩野享吉氏稿、學士會月報、第五一

二乃至第五一三號參照。

2) 鑑定登録制度の機能及び效用、就中その必要性に關する詳細の説明は、上記學士會月報第五一三號第十七頁以降を特に參照ありたい。

更に美術警察機關を整備して贋作または變造に關して、能ふ限りの豫防手段を講せしめなければならぬ。例へば不正書畫商及び書畫偽作常習者のブラック・リストを調製して、彼等の行動を絶えず監視しつゝその不正行爲を未然に防止するが如き之れである。

第二款 指定制度

第一項 指定制度の基本觀念

I 特定の及び不特定の保護

前款に概觀したるが如く美術品及び證古品を、之れに對する諸般の破壊原因から保護せんとする方法には、その破壊因子の異なるに従つて、種々雜多の法律施設があり、また叙上の外猶幾多の方法が試みられ得る。が然し之等諸般の保護施設について特に注意すべきは、それ等の間に一個の重要な區別、即ち特定物件に關する保護手段と不特定物に關する保護手段との區別あること之れである。即ち例へば美術品及び證古品に對する危害豫防のための警察作用、美術品損壞罪に對する刑事上の事後處分、公設美術品鑑定機關、國立または公立美術館及び之れに附隨する私有美術品等の任意的若くは強制的寄託制度等の如

きは、通常その保護または管理の對象が不定多數の物件であるから、孰れも不特定の保護制度に屬するものといふべきであらう。之れに反して既に一言しかつ後に至つて詳述するが如き、美術品及び證古品に關する國外輸出また移出の禁止制度、或は美術品の現状變更に對する各種の行政統制、或は國家による特定美術品の買上または買戻、或は斯かる特殊物件の保存・管理・維持修理等に對する補助金給付の如きは、決して一般無制限に行はるべき性質のものではなくて、孰れも或特定物件に限つて行はるゝ特定の保護制度に屬するものである。

不特定の保護制度については、既述の如き概括的説明以外に猶述すべき多くのものを殘してゐるが、それは他日に割愛するの外ない。よつて以下専ら特定の保護制度についてのみ、能ふ限り詳細の説明を加へて見ようと思ふ。

特定の保護制度は既に言及したるが如く、保護の對象が法律上一定せられあることを前提とするものである。故にその運用の前提的條件として、先づ斯かる保護物件の特定方法が規定せられなければならぬこと、いふまでもない。而して斯かる方法として考へ得べきものには、イタリー現行法の定むる如き推定制度と、フランス現行法に見らるゝが如き指定制度とがある。

II 指定制度と推定制度

指定制度とは後に至つて詳論する如く、關係行政廳が或慎重の審査手續を経て、美術上または歴史上特に保存すべき價值あ

りと「認定」したる物件の上に、或一定の保護法律關係を設定し、かつ之れを或法定公簿に登録する所の行政施設をいふ。之れに對して推定制度とは、行政廳が「私個人」及び「私益法人」所有の或法定種類的美術品または證古品中、特に美術上または歴史上重要なる價值または興味ありと「推定」したるものにつき、その旨を當該物件の所有者または占有者に通告して、之れを或一定の保護法律關係に附する所の行政施設をいふ。

今次に之等兩制度の差異につき二三の説明を試みよう。先づその目的に於て指定制度は、國家の單獨意思をもつて(または指定目的物所有者の同意を條件として)、或物件の美術的または歴史的價值を有權的かつ終局的に決定せんとするに對して、推定制度は單に斯かる價值の存在を推定して、之れが法律的保護を假定的に準備するに止どまる。従つて前者の場合にあつては、當該物件の美術的または歴史的價值はその指定によつて法律上「絶對的に」確定せらるゝに反して、後者の場合に於けるそれは唯、「條件的または相對的に」推定せらるゝに過ぎぬこといふまでもない。指定手續が後述の如き種々の慎重なる手續に服するに對し、推定手續が單に主務官廳の單獨裁量によつて極く簡易に行はるゝことも、斯うした目的上の差異の然らしむる所である。また指定物件が常に特定の公簿上に登録せらるゝに反して、推定物件については斯かる登録簿を法律上(事實上是兎も角)必要としないことも、また同様の理由に出づる。指定制度は

國有、公有、私有物件の區別なく適用せらるゝに反して、推定制度は私個人及び私益法人所有の物件についてのみ適用せらるるを常態とする。蓋し既に國有及び公有財産は斯うした推定關係以上の公用財産的保護に附せられ得るからである。故にイタリア法の如きは、國有及び公有財産にして美術的または歴史的價值あるものは之れが一切の移轉處分を禁止し、また各地方公共團體、宗教團體、その他の有らゆる公益法人に對しては、その所藏美術品または證古品の申告義務をも課してゐる。

その法的效果の點に於ても指定制度は、指定行爲の成立するや否や該指定物件に關する一切の權利義務關係が確定せらるゝに反して、推定制度の場合にあつては被推定物件の法上の價值は單に相對的に假定せらるゝに過ぎぬから、それに伴ふ權義關係にもまたその成否未必な部分が自ら生ぜざるを得ない。例へば指定物件の國外輸出は何等新規の手續を経ることなく、既に指定より來る當然の效果として禁せらるゝに反し、推定物件のそれについては事ある毎に輸出審査機關の議決を経て、その可否が確定さるゝ如きその一例である。

指定制度と推定制度との效用の優劣についても、また二三の考察が加へられなければならぬ。概言せば推定制度は、指定制度に比して遙かによく、美術品保護制度本來の意義に適合するものと思はれる。蓋し指定制度は叙上の如く或物件の美術的または歴史的價值を有權的かつ絶對的に確立するものであるから、

その手續に於て慎重なるを要し、従つてその決定に敏活を缺き、またその適用の範圍も自ら少數の場合に制限せられざるを得ない。故にまた指定外物件の保護についても遺憾の點が尠くない。之れに反して推定制度はそれより生ずる法上の效果も相對的にして簡易であるから、その手續も鄭重なるを必要とせず、従つて臨機應變なる敏活の處置に適し、またその適用も能ふ限り廣大の範圍に及ばされ得る。

また指定によつて絶對的に確定せられた有權的價值は、往々指定物件所有者をして、之れを不當なる交換價值増殖の手段に濫用せしむる惧がある。推定制度にあつてはその弊は比較的微小である。

加之、美術的または歴史的興味乃至價值なるものは、時間的にもまた場所的にも斷えず變化する所の「相對的」觀念である。或時期または時代に於て美なりとせらるゝものも、他の時期または時代に於ては美ならずとせらるゝこともあり得よう。また或時期に稀有とせられたる物件も、他の時期に及んでは新たな發掘また發見等によつて、珍稀ならざるに至ることもあり得よう。しかも指定制度は斯かる「相對的のもの」を「絶對的に」決定せんとする機構である。されば指定制度は既にその内部機構に一の本質的矛盾を藏するものといつて好い。故に此の意味に於てもまた推定制度が、より合理的であるかと思はれる。

III 登録制度 (das Inventarisationsystem)

然しながら或物件の美術的または歴史的價值なるものが時空の制約によつて絶えず變動あるを免れぬとの事理が眞ならば、推定制度もまた指定制度と等しく不合理である。蓋し推定處分もまた或程度の價值決定の意思表示に外ならぬからである。加之、眞に價值ある物件も叙上の如き價值觀念の相違より或は何等かの手落よりして一度びその推定處分に洩れた場合には、それは價值推定をすら受け得ぬ無價值のものと誤認せられて、徒らに散逸また毀損するまゝに委せらるゝことゝなる惧があらう。斯くの如くば推定制度それ自體が、却つて美術品及び證古品の荒廢を誘起する原因となる惧もある。茲にもまた指定制度に於けると略々同様の缺陷が伏在する。それは要するに或種類または程度の物件をのみ特定して法の保護に附せんとする總べての制度に、共通する一の根本的缺陷である。斯くてこの缺陷を補はんとして既述の如き不特定の保護制度が、所謂 Inventarisationsform 形式を以て、茲に新たに登場することゝなる。登録制度 das Inventarisationsssystem とは、その美術的または歴史的價值の如何に拘らず國內現存の有らゆる美術品及び證古品を調査し、その種類・名稱・所在地・所有者の氏名及び住所・構造及び形式・材質・色彩・員數・容積・重量・制作者及び傳來・寫眞による全體または各部の印象など、その物の現態を彷彿せしめ得る所要事項を摘記して、之れを全國美術品及び證古品臺帳に登録し、もつて之れが全體または個々の物件に對する臨機の保護を加へむとす

(1)
 るものをいふ。主として獨逸諸國の採用する所である。而して
 全國美術品及び證古品の調査及び登録は勿論國家固有の事務な
 ることいふまでもないが、便宜上各地方公共團體に委任して之
 れを代行せしむるも一案である。また地方的美術行政の目的よ
 りすれば、例へばプロイセンに於けるが如く各府縣による府縣
 美術品及び證古品の調査及び登録もまた必要となる。(2)

1) Dr. A. Kneer, Die Denkmalpflege in Deutschland, Trier, 1915, S. 76—;
 G. B. Brown, The Care of Ancient Monuments, Cambridge, 1905, p. 58. わが
 國では文學博士黑板勝美氏が、既に明治四十五年史學雜誌五月號の誌上で、史蹟
 遺物保存に關する意見書といふ題目の下に、わが國法に於ける指定制度の不可な
 る所以を論證し、同博士の所謂臺帳法 inventorisatio の可なる理由を詳細闡明
 するゝ所があつた。我々は此の論說によつて啓發するゝ所が甚だ多い。將來の改
 正立法に對する無二の好資料である。但し私は臺帳法なる用語を改めて登録制度
 なる用語法をとつた。蓋し此の制度の本質は寧ろ登録といふ作用の形式にあつて、
 臺帳はさうした作用の一手段に過ぎぬからであり、またフランス及びイタリーの
 兩制度を表示するにも、専ら指定及び推定なる作用の形式を主要の徴表と見立て
 たるに對應せんがためでもある。

2) Dr. A. Kneer, a. a. O. S. 63—.

登録制度の長所は、或物件に關する美術的または歴史的價値
 の誤斷または看過による保護の遺漏なく、すべての美術品また
 は證古品に對する臨機應變の保護處分を行はしめ得る所にある。
 殊にその海外散逸を防止する手段としては、最も有效である。
 蓋し現行ドイツ聯邦法の如く、苟も特定公簿に登録せられた一
 切の美術品または證古品は、關係行政廳(ドイツでは内務大臣)
 の許可なくしては之れが輸出をなし得ずとせられ得るからであ

(1) 其の短所とする所は、然うした全國に互る美術品及び證古
品臺帳の調製が極めて永い時日と莫大の經費なくしては容易に
行はれ難く、また特に保護を要すべき貴重物件と平凡取るに
足らぬ物件とが混在して所謂玉石混交の狀を呈し、ために保護
の對象が兎もすれば空漠として捉へ所ないものと成り勝ちな點
である。仍て私は寧ろ叙上のイタリイ式推定制度を採りたい。

1) Verordnung der Reichsregierung ueber die Ausfuhr von Kunstwerken,
vom 11 Dez. 1919. §§ 1—3.

なほ斯かる美術品及び證古品の登録は、指定制度または推定
制度の豫備條件としても、また是非實行せらるべきものである。
蓋し國內全般に如何なる物件の現に存するかを審にせずして、
公正妥當なる要保護物件の擇出は不可能だからである。

然るにわが現行法は斯うした長所あるイタリー式推定制度ま
たは黑板博士の熱心主唱されたるドイツ式登録制度によらずし
(1) て、寧ろ缺陷多いフランス式指定制度を採つてゐる。その是非
については既に述べた所で充分であらう。よつて以下私は、わ
が現行日本美術行政法を中心的對象とし、それに近似せる佛伊
の兩制度を比較の資料として、先づ指定行爲の基本觀念、指定
の手續及び指定の効果等を説明し、併せて指定外物件の保護制
度に關するわが現行制度の缺陷を指摘し、それに附隨する諸般
の問題を提起し、並に之れが解決に資すべき二三の説明を試み
よう。

1) 黑板博士稿前掲書第五九四頁以下。

第二項 指定行爲

I 指定行爲の意義及び性質

指定行爲とは國家の一方的意思表示を以て、或特定物件が美術の模範または歴史の證徴たるに値すと認定し、かつその物件に對して或一定の保護法律關係を設定するの效力ある行政行爲をいふ。而してわが國寶保存法第一條によれば、國寶は「主務大臣、國寶保存會ニ諮問シ之ヲ……指定ス」とあるから、その指定行爲の性質は疑もなく、國家の單獨的意思表示である。蓋し法は指定行爲の成立及び發效に關して指定目的物所有者の如何なる行爲をも要求しないからである。然しながら例へば 1913 年以前のフランス法に於けるが如く、縱しその指定處分が指定物件所有者の同意に係らしめられてゐる場合にも、その同意は該指定行爲に雙方行爲たるの特質を與ふる法律行爲的成分としてではなくて、單なる指定處分の一準備條件に過ぎぬとも解釋せられ得る。されば當時フランスに於てもまた指定行爲は、常に美術大臣の裁定といふ單獨行爲の形式を以て行はれてゐた。⁽¹⁾ 國有物件に關する指定行爲が單獨行爲たるの外ないことは、殆ど自明である。故に孰れの場合にも指定行爲は、單獨的行政行爲としての形式をとる。

1) Jacques Estève op. cit. pp. 310—311.

指定行爲が行政廳による單獨行爲であるといふことは、指定に値すべき物件の所有者が當該行政廳に對して、該物件の指定方を申請することを妨ぐるものではない。さればわが國寶保存法第一條にも、私人または公共團體等による國寶指定願の提出を禁止する趣意は示されてゐない。而して主務官廳も現に然うした指定願を適法のものとして、常に之れを受理しつゝある。同法制定以來受理せられた此の種の願は、既に數百件にも及んでゐるとの事である。勿論、斯うした指定願はその實、國寶保存會の權威にかけて、問題たる物件の鑑定をうくる手段にも供せらるゝ惧が無いでもない。時には天真に鑑定願の形式を以て臨む者もあるかに聞く。が然し單純な鑑定願は現在の所、法の認めぬ行爲と解しなければならぬ。

指定處分を行政廳の無條件的單獨行爲に委するか、或は指定目的物所有者の同意に條件づくるか、といふ問題は曾て佛伊國に於ける美術行政立法を惱ました重大案件であつた。(蓋し1909年の改正法制定前まではイタリーもまた永く指定制度に據つてゐたからである)。就中、自由主義革命の本場であつたフランスに於ては特にその點が嚴しく論議せられ、爲めに美術品保護制度の圓滑なる發達を阻碍するが如き傾も尠くなかつた。¹⁾然しわが國の關係立法は、私有財産權に關する絶對理念の稍緩和せられた時代にまで遅延したことが却つて幸した爲めか、一刀兩斷的に當初から指定處分を行政廳の單獨意思に附して居り、しか

も之れに關する何等の立法的反對論あるを聞かない。而して此の種立法的處斷の正當なる所以は、既述の如き美術品(及び證古品)の社會的性質よりして、自ら推知し得らるゝことゝ思ふ。然り、所有關係について見るも、さうした社會的協働の所産たる美術品所有の本體は、元來、社會そのものであつて、通常いふところの所有者はその實、單に斯かる社會的共有文化財の一管理者たるに過ぎない。約言せば彼は美術品管理に關する、一種の社會信託上の一受託者に過ぎないのである。故に信託者たる國家が、その信託物に關し自己單獨の意思を以て之れが適宜の制約を規定するは、寧ろ當然の事項といはなければならぬ。また現行國寶保存法の全體を貫流する根本規範が、また斯うした社會信託の法理念に在ることは、中に就いても同法第三條、第四條、第六條、第七條等の規定より綜合して、自ら推斷し得らるゝ所である。

1) H. Eygout, *La Protection des Objets Mobiliers d'Art et d'Histoire*, Paris, 1922, pp. 10—12.

指定行爲はそれが指定目的物に對して、國寶なる一聯の對世的法律効果を發生せしむる行爲であるから、學者の所謂物權的行政行爲の一に屬し、また斯かる法效即ち或特定の權利義務關係を創設する意味に於て、そは一種の創設的行政行爲である。

II 指定基準

指定の對象物に内在すべき美術的模範性または歴史的證徴力

は、如何なる基準によつて決定せられ得るものであらうか。孰れの國の法律も此の點については、或特定の客觀的標準を示さず、概ね之れを關係行政機關の裁量處分に一任せるものゝ如くである。然らば斯かる行政機關の裁量處分は、如何なる基準によつて行はるべきものであらう。これに就いては各國共に相當の考慮が拂はれてある。その最も顯著なものは指定權限ある主務大臣の下に一個の合議的諮問機關を附置して、その合議になる(比較的)客觀的の意見をもつて、さうした裁量處分の誘導的基準となす制度である。即ちフランスでは『歴史記念物委員會⁽¹⁾』がそれであり、わが國では國寶保存法第一條の所謂『國寶保存會』がそれである。

1) 1913年十二月三十一日の法律第三七條。

しかし猶問題となるは斯かる合議機關は然らば如何なる基準によつて、然かく客觀的に妥當なる或議決に到達し得べきであらうかといふ點である。が然し此の點に於ても、また各國共に等しく何等の確然たる法律的基準を定めず、唯斯かる機關の成員たる各委員をして各自互にその意見を開陳相討議せしめて、能ふ限り客觀的なりと思惟せられ得る議決に到るの外なしとせるものゝ如くである。蓋し總べて美術的作品は(證古品もまた)各々その所屬時代と社會の藝術的理念及びその一般文化の姿相との牽聯に於いて、『各個具體的に』評價せらるべき筋合のものであり、従つて之れが評價に或時空を超越せる何等かの客觀的

基準を法律上豫定せんとするが如きは、到底不能のことに屬するからであらう。

とはいへ尠くとも次の一點のみは、指定對象物に内在しあるべき美術的模範性または歴史的證徴力の一要素として、擧げられ得るであらうと思ふ。即ち美術の模範たりや否やは、固より純然たる觀念上の問題であるから、それが有する實在上の價值如何に制約せらるべきべのではない。之れに反して歴史の證徴たりや否やは、専ら實在の世界に屬すべき問題であるから、徹頭徹尾その實在的證明價值が本質的要素の一を成さなければならぬ。また證徴せらるべき歴史は、單に成文史上の史實のみに止どまらず、更には先史考古學、古生物學上の史實をも含むと解せらるべきであらう。國寶保存法第一條の所謂「歴史……」なる語も、また斯うした廣義の解釋を敢て排斥するものでないと思はれる。

指定の對象はそれが國有たるか、公有または私有たるかによつて、區別はない。現行國寶保存法の前身たる明治四十年法律第四九號古社寺保存法が、既述の如く指定の對象を専ら古社寺の建築物及び寶物類のみに限定したるに反して、現行法が昭和四年斯かる制限を撤廢して、叙上の如く有らゆる種類の物件にその適用範圍を擴張したことは、わが美術行政史上一の劃期的進歩だといつて好い。

然し帝室の御物もまた同様に取扱はるべきものであらうか。

元來、今日の國法の建前よりすれば總べて皇室財産は、諸他の財産とは特異な或國法上の地位を有するものである。即ち皇室典範第四五條、第四六條、殊に第六一條の規定によつて示さるゝ如く、わが國法は皇室財産及び一般國法上財産との分離を本則とする。皇室財産令第三條殊にその第二二條が『民法第一編乃至第三編商法及附屬法令竝公益ノ爲ニスル財産ノ收用徵發又ハ制限ニ關スル法令ハ皇室典範及本令其ノ他ノ皇室令ニ別段ノ定ナキトキニ限リ皇族ニ之ヲ適用ス』と規定せる趣意も、また斯うした分離主義を前提とするものである。故に本條の定むる如く皇室典範及び關係皇室令に別段の定なき場合か、或は關係皇室令が自ら進んで美術行政に關する一般國法の規定の全部または一部を適用すべき旨を規定したる場合か、或は逆に美術行政法規が明文をもつてその規定の全部または一部を皇室財産にも適用すべき旨を定め、しかも關係皇室令に特に反對の規定なき場合等に限り、國寶保存法(竝に後述のごとき史蹟名勝天然記念物保存法または國立公園法等)の規定が、皇室財産に對してもまた等しく適用せらるべきである。尤も斯かる國法上の規定もなく、しかも關係皇室にもまた何等の規定なき場合には、主務官廳は宮内大臣の同意を得て、皇室財産に對して所要の指定處分に出づることは適法でなければならぬ。現在の法律事情は當に此の場合に該當する。

然しながら今日の行政慣例によれば、皇室の御物のみは國寶

保存法の適用から除外されてゐる。蓋し御物は古來特殊の注意と施設をもつて、皇室財産主管廳の保管に置かれ、既に國寶保存法の要求する以上の完備せる保全設備に附せられある爲めである。

III 指定行爲の附款

指定行爲に附款は可能であるか、若し可能であるとするれば、現行法上如何なる限度に於て認められ得るか、といふ問題も一應考究し置かるべき事項であらう。指定行爲は既述の如く或物件の價値認定に關する國家の意思表示であるから、本來或意思表示の効果を制限すべき法律行爲の附款と相親しみ得ること、固より明かである。果して然らば現行法上如何なる附款が、指定行爲のそれとして可能であり、また適法であらうか。勿論一様には斷じ難い。各場合の具體的事情について、個別的に判斷するの外ない。而して現行法上指定行爲に適用し得べしと想定さるゝ附款の種類は、條件、期限、負擔、指定解除權の拋棄、法律效果の部分的排除等であらう。

(1) 條件 指定行爲に條件を附し得るか否かについては、わが現行國寶保存法は何等の規定を設けてゐない。が然し同法は之れに關する主務大臣の裁量權をも排斥してゐるか否かは、猶考究の餘地があらう。斯くて例へば神社または寺院の所有に屬する物件の指定に際して、神社または寺院がその神職または任職以外の者を以て管理者となすことを條件として指定處分する

が如きは、既に同法第十二條但書の趣意から推すも、何等法の本意に違背する所ないかに思はれる。然しながら斯くの如きは國寶の法的地位を單なる管理者の相違に依存せしむるものであつて、常に國法保存法の根本精神に違背するのみならず、更には同法第十三乃至第十八條等が神社及び寺院所有の國寶管理につき、主務大臣に對し特に廣大なる行政監督權を與へた規定の趣意にも戻るものであるから、適法に非すと解するが妥當かと思はれる。概して言はゞ指定行爲は、條件(停止的なると解除的なるとを問はず)と親和し難いものゝ如く思はれる。蓋しそは國寶の法的地位を成否未定な客觀的事情に依存せしむることゝなり、國寶保存の趣意に副ひ難いからである。

(2) 期限 指定行爲に期限を附し得るか否かについても、法は何等の規定を置かない。指定行爲に終期を附し得ないこといふまでもない。然し始期を附することは強ち法の趣意に反するものだとはいひ難い。またそれだけの行政裁量は、法もまた之れを否認せざる所かと思はれる。唯問題はその實用的意義如何のみである。

(3) 負擔 負擔は條件の如く國寶の法的地位を不定の状態に置くものでないから、その點に於ては問題を生じない。けれども此は指定行爲に關聯して、指定物件所有者または占有者に法の明規せざる特殊の義務を負はしむるものであるから、法の認むる場合にのみ許され得る。しかもわが國寶保存法には、斯か

る特殊義務の負擔について特に之れを認むる趣意の規定がないから、負擔もまた現行法の認めざる所と解する外あるまい。

(4) 指定解除權の拋棄 例へば國寶的價値の確然として何人もその眞價を疑ふ餘地なき或物件の指定に際して、該物件に關しては將來、之れが指定の解除をなすことなしといふが如き附款をなしたる場合、そは例へば國寶保存法第十一條の如き規定に違背しないであらうか。同條の規定によれば「……主務大臣ハ……國寶ノ指定解除ヲ爲スコトヲ得」とあるから、主務大臣はまた同時に將來の指定解除を爲さざるべく豫示することも出來得るかに思はれよう。然し同條の本旨は、國寶物件の純正なる美術的または歴史的價値の保存に存するのであるから、指定處分後に生じた諸般の事情のために然うした價値に何等かの變化を來たした場合には、國寶保全の最高監督者たる主務大臣は何時に於ても所定の手續を経て之れが指定を解除し得るものであり、また解除しなければならぬ。故に指定行爲に際してなす指定解除權の拋棄は違法である。

(5) 法律效果の部分的排除 例へば或物件の指定に際して、該物件は國寶保存法第三條の輸出または移出に對する行政許可の規定に關せず、何等の行政許可なくして之れを國外に輸出し得べしと附款するが如きは、明かに法の認めざる法效の排除である。之れに反して例へば同法第十四條の補助金は之れを交付せずと附款して或物件を指定するか如きは、固より主務大臣の

裁量事項の範圍に屬すべきものであるから、適法と解して大過あるまい。

第三項 指定手續

I 意義及び性質

指定手續とは或特定物件に關する指定の開始、發展及び終決に直接關係ある諸行爲の系統的連續を總稱するものである。指定手續は指定の對象が動産なるか不動産なるか、或は國有または公有なるか乃至は私有なるかによつて、差異はない。フランス及びイタリー法にあつては、之等の場合に各々相異なつた手續を取るが、⁽¹⁾それは單に指定的法律關係を複雑ならしむるのみで毫も實益がない。わが國寶保存法が斯かる先例に準はずして、指定手續の適用を比較的簡易に定めたことは、慥かに一の進歩を加へたものといつて好い。

1) H. Berthélemy, op. cit, p. 920; J. Estève, op. cit, pp. 329. 402—406.

指定手續は勿論一面に於て、問題たる指定目的物に對して或特殊の法的地位を設定しそれに附隨する諸般の權義關係を創設するに至るものであるから、その意味に於ては學者の所謂創設的行政手續であるが、他面に於ては該物件に對する所有者・占有者または第三者の有害行爲を豫防して、その遺憾なき保全を期せんとする手續であるから、此の意味に於ては一種の豫防手續 Procédure préventive である。

II 指定手續の經過

(a) 指定候補物件の選定 指定手續は指定準備調査に本づく指定候補物件の選定を以て始まる。この選定行爲は當該行政廳の職權的發動に俟つを本位とするが、また候補物件所有者または占有者の申請によることも稀でない。1902年のイタリー法の如きは、特に此のことを法の明文にすら現はしてゐる。⁽¹⁾

1) J. Marguery, op. cit, p. 191.

(b) 國寶保存會の諮問 候補物件の選定が終れば、主務大臣は之れを國寶保存會の審議に附して、その指定の可否を問ふこととなる。國寶保存法第一條は斯かる諮問手續を指定行爲の必要的先行條件と規定して、指定處分の公正妥當なることを保證せんとする。斯うした制度はフランス(更に溯れば1909年前のイタリー)にその範を採るものであつて、行政作用に一種の職能主義の妙用を加味したモダンな行政機構である。現行イタリー法は、既述の如く舊時の指定制度を捨て、推定制度によつて居り、従つて推定處分は當該物件に對する美術的または歴史的價値の法律的想定に過ぎぬから、斯かる職能機關の専門家的意見を徴すべき必要を見ない。

わが國法の定むる指定手續に關して最も遺憾なことは、指定準備調査に要する諸般の權限を規定し居らぬため、當該官吏は殊に私有物たる指定候補物件の調査上種々の不便を経験せしめるのであらうこと、及び指定手續の開始を指定目的物所有者そ

の他の利害關係人に對して通知せず、またその候補物件の指定に關し所要の辯明を書面または口頭にて陳述すべき機會を與へなかつたこと等である。前者については既にわが史蹟名勝天然記念物保存法及び國立公園の如きものすら、所要の規定を置いて當該官吏のなし得べき限度、從つて候補物件所有者の甘受すべき義務の限度を明かにして居り、また後者については例へばフランス法の如き、夙に此の意味合の規定を設けて、一面該物件所有者または占有者の利益を保護すると共に、他面にはその指定に要する十二分の參考資料を調取するに務めてゐる。⁽¹⁾

1) J. Estève op. cit, pp. 403—.

(c) 國寶保存會の審議手續 國寶保存會の審議は然らば如何にして行はるゝか。國寶保存會議事規則によれば、會議は會長之れを召集し、自ら議長となつてその議事を整理する。現行の慣例によれば會議は年二回召集せられ、而して會議の日時及び場所等は、會長自らの定むる所によつてゐる。會議は會長、副會長、委員及び臨時委員を合せて、その半數以上の出席がなければ、之れを開き得ない。議決は出席委員及び臨時委員の過半數をもつて決する。可否同數の場合には、例によつて議長の決する所による。特に必要ある場合には、會長は委員及び臨時委員のうちより、特別委員を選定して所要の事項を審査せしめ得る。

(d) 主務大臣の決定 この保存會の議決に基いて主務大臣は

指定候補物件に對する指定處分を終局的に決することとなる。但し保存會の議決は、此の主務大臣の決定に對して形式的拘束力を有するものではなくて、單なる誘導的拘束力を有するに過ぎぬ。蓋し國寶保存會は所謂議決機關に非ずして、單なる諮問機關に過ぎないからである。また法の明文には現はれてゐないが、主務大臣は不當と認めた同保存會の議決を再議に附することを得べきであらう。また單に斯かる實質的當否の問題のみならず、更に例へば出席議員が法定數に達しないに拘らず、議事を開いて議決したやうな形式的瑕疵ある場合にも、その再審議を求め得るものと解すべきであらう。兎まれ指定行爲は、斯かる主務大臣の決定がその意思として外部的に表示せらるることによつて、その成立を告ぐることとなる。

(e) 告示及び通知 指定行爲は元來受領を要する行爲であるから、指定物件の所有者または占有者(國有物の所管大臣等々)に對しては指定通知の到達したときより發効し、一般公衆に對してはその旨が官報を以て告示せられたときより、その對抗力を發生することとなる。

(f) 假指定處分 國寶たるに値すべき物件が若し猶豫せば、その保全處分の機宜を失し、或は直ちに海外に輸出または移出さるゝ惧あるといつた場合、わが現行國寶保存法は關係行政機關をして如何なる處置を講せしめ得るであらうか。この場合に應ずる通常的手段は所謂假指定の處分である。イタリーの如き

に於ては既に斯の舊法たる 1902 年の法律によつてすら、斯うした場合は緊急處置として主務大臣をして假指定處分を行はしめ、もつてその散逸または滅失を防がしめむとした。しかもこの假指定處分は、本指定とその效力に於て優劣なく、之れによつて該物件に有害なりと認むる一切の處分を一時停止することを得、斯くして後日行はるべき本指定處分を準備せしめ得るもの⁽¹⁾のである。

1) H. Marguery, op. cit. p. 192.

然るにわが現行法は斯かる重大の事項について、何等の規定を設けてゐない。恐らくは立法者の遺脱によるものと思はれる。然し何等かの解釋方法によつて、即ち例へば關係法規の默示意思の如きものより之れを推解し得べき據はないものだらうか。之れに關して先づ考へ得べきは、國寶保存法第一條による主務大臣の指定權に附隨して、斯かる假指定の暫定處分權が認められ得ないであらうか、といふ點である。勿論、同法の根本精神より推せば國寶的價值ある物件の滅失または散逸を傍觀するが如きは、明かにその立法の本旨に反することいふまでもない。然しながら假指定はそれによつて、縦へ一時たりとはいへ、問題たる物件所有者の權利行使を制約し種々の義務を負はしむるに至るものであるから、法の明示または默示せざる新規の負擔を課することゝならざるを得ない。しかも斯くの如きは法の明文ある場合でなくば、行政機關の適法に施爲し能はぬ所である。

而して現行國寶保存法は、主務大臣に對して斯かる權限を與へたりと想像せしむるが如き意味合の規定を、全然缺如するものである。故に主務大臣の假指定處分は違法である。まして國寶保存會に於てをや。

この點は後述の如き國寶豫定物の保護制度と共に、近き將來に於て能ふ限り速かに改正せらるべき事項であると思ふ。然らざる場合には、既述南蠻畫賣奪事件に見たるが如く、或物件が國寶にもなりかねまい事情を察知した外人が、急遽之れを買奪して海外に搬出するといった場合にも、關係行政廳は之れに對して何等の處置にも出で得ぬやうな状態に甘じてゐなければならぬ。

III 指定の解除

國寶保存法第十一條の規定によれば公益上その他特殊なる事由の發生によつて、或物件の國寶的地位を解除する必要の認めらるゝ場合には、主務大臣は國寶保存會に諮問して國寶の指定解除をなすことができる。公益上の事由とは、例へば國寶と指定せられた或國際的戰爭繪畫が、後日圓滿なる國交に或重大の支障を招致するに至る場合の如きその一例である。然しさうした公益政策上の問題のために、美學上の價値を犠牲にすることが果して妥當か否かは頗る疑問である。その他の特殊なる事由とは、例へば珍奇なる意味合に於て國寶に指定せられたる美術品または證古品が、後日多數の發見によつて平凡の存在となつ

た場合の如きその一例である。

指定を解除した場合には主務大臣は直ちにその旨を官報によつて一般に告示し、且當該物件の所有者または占有者に通知するを要する。指定解除の性質及び手續等については、既述指定行爲及び手續に關する説明が何等の修正なく通用せられ得る。

指定解除には全部解除と一部解除との別がある。例へば或名刹の建造物を一括指定しある場合、その一部が後日國寶的價值稀薄なることが明かとなつたと假定せんか、その場合一部解除が最もよく實情に適するであらう。尤も國寶保存法第十一條の規定は、この點につき何等言及する所はないが、敢て一部解除の手續を禁ずる趣意を示すものでもない。各場合の具體的事情に應じてその孰れを行ふも、主務大臣の任意かと思はれる。

第四項 指定物件の登録

I 登録の意義及び目的

指定物件の公簿登録は、指定物の種類・名稱・所在地・所有者の氏名及び住所・構造及び形式・材質・色彩・員數・容積・重量・制作者及び傳來・寫眞または圖畫による全體または各部の印象など、すべてその物の現態を目前に彷彿せしめ得る事項、並に之に對する保護法律關係の成立・變更・消滅及びそれより生ずる效力の歸屬關係等を明かにして(記録目的)、指定物保存のためにする諸般の行政作用に所要の資料と基準とを供給し(行政目的)、か

つ指定物上の權義關係について生ずる後日の紛議を豫防せんため、然うした保護法律關係の發生・變更・消滅等に或程度の公證力を與ふること(公證目的)、その主要な意義がある。

現行國寶保存法施行規則第二條によれば、國寶臺帳には下記の事項を記載して、之れに寫眞を添付する。

(a) 建造物の類については——(1)名稱及び所在地、(2)所有者の氏名(名稱)及び住所、(3)員數、(4)構造及び形式、(5)大きさ、(6)創建及び沿革、(7)その他參考となるべき事項。

(b) 寶物の類については——(1)名稱、(2)所有者の氏名(名稱)及び住所、(3)種類、(4)員數、(5)品質、(6)形狀、(7)重量、(8)作者及び傳來、(9)その他參考となるべき事項。

II 批 判

今、叙上の如き登録制度の意義及び目的に照して、斯うした國寶臺帳の法律的記載要項を見るに、その内容甚だ不充分である。それは餘りにも行政目的本位に過ぎはせぬかと思はるゝ。先づ第一にその記録目的の點からいへば、或物件の指定理由及び指定年月日の如き、保護法律關係の成立に關する根本的な記載事項が缺けてゐる。指定理由の概要を略記することは、かの裁判所に於ける判決理由の公示と等しく、單にその指定の公正を公けに保證するため必要な計りでなく、更にはその指定をうくるに至つた各國寶そのものゝ法律的經歷を録するためにもまた必要である。

斯くの如きは所謂「その他参考となるべき事項」のうちに一括せらるべく餘りにその意義が重大ではあるまいかと思はるゝ。

なほその他記録目的上注意すべきは唯に叙上の事項等のみならず、更には指定物件の輸出または移出、再輸入または再移入、その他の所有權移轉、現狀變更、毀損、紛失または滅失、指定解除及びその理由、年月日等に關する法律關係の簡明な登録も、また等しく法上の明示的記載事項たるべきことである。之等の事項は登録の單なる行政目的よりするも、また必要ではあるまいか。若しまた之等の事項が登録簿上一目瞭然でない場合にはその保全の現狀が公衆の前に審でないため、單に公衆一般がその實狀を知り難い不利益あるのみならず、更には之れに關する行政活動の當否を批判すべき機會をも得難いことゝなるう。

就中、指定の經緯、指定物件に關する所有權關係の移動、殊にその模寫または模造の有無等の公證的登録事項は、指定後國寶に關して發生すべき法律上または事實上の紛争を豫防せんとする意味合からしても、また國寶臺帳の最も重要な記載要目たるべきである。勿論、何事につけ簡易を旨とすることは尙ばるべきに相違ない。が然し簡易と簡粗とを混同しては、遂に法の趣意は立ち難い。また之れが所謂「その他参考となるべき事項」中に含まれ得るであらう、との推測に甘んずることも好ましくない。蓋し参考となるべき事項たるか否かは、記録擔當者各自の主觀的判斷によるものであるから、その範圍は隨時如何やう

にも變更せられ得るからである。

第五項 國寶外物件の保護

I 國寶の源泉とその枯渴

如何なる種類の國寶と雖も、自體アプリーオリに國寶として存立し得べきものではないから、常にその源泉を國寶以外の物件に仰がざるを得ぬ。従つて國寶以外の物件が現在の如く、或は無制限に輸出または移出せられ、或は何等の行政的保護乃至監督を経ることなくして、既述の如き種々の破壊行為に曝されてゐる情態の下では、國寶は早晚その源泉の枯渴に遭遇するやうな事態に立至らないであらうか。⁽¹⁾

1) 國外よりする買奪的 vandalisme と之れに對防する法律施設の缺如とが、國寶源泉の枯渴に導く有様を一瞥しても、如何にその事態の重大なるかを察知し得るであらう。例へば松平直亮伯所藏の平治物語繪詞(紙本着色)『六波羅行幸の卷』の如きは、昭和六年一月遂に國寶と指定さるゝことゝなつた。然るにこの繪卷の片割たる『三條殿焼打の卷』は、殊に優れた作品なるにも拘らず、既に國外に持ち去られて今や米國ホストン博物館の有に歸してゐる(國寶の話、藤懸國寶鑑査官講話、第二八頁)。また松本博士も慨歎せるやう斯の葛飾北齋が傑筆になる『畫の江戸及び夜の江戸』七十數枚の浮世繪の如きは、江戸市中の日夜に互る民衆生活の種々相を彼獨特の躍動せる筆端を以て描出した稀代の名品であつて、單に美術的意味に於て古今に絶した傑作たるのみならず、更には當時の民衆生活の諸相をも如實に物語る貴重文獻であるが、之等もまた既にホストン博物館の所有に屬し、永久我等の手には返る見込がない。

なほホストン美術館所藏の豊富なる日本美術品中、浮世繪の如きは既に四萬點にも上ばつて居る。此の一事のみによつても我が浮世繪の代表的名畫が如何に夥

しく國外に散逸せるかを推知し得るであらう。しかも浮世繪美術はわが日本が世界に向つて誇示し得べき唯一の國民的創作美術である。斯くて將來文部省が國寶保存法第一條の所謂美術的模範性または歴史的證徴價值等に関する見解を更に展開して、浮世繪美術の代表的作品をも國寶の指定の對象に選ばんとするに至つては、國內に遺存せる名品の乏しきため甚しく困難に陥るであらうこと、蓋し想像するに難くあるまい。

殊に、既述の如く如何なる程度のものを以て美術の模範と解し、または歴史的證徴價值ありと解すべきかについては、法は何等の客觀的基準を示すものではないから、主務大臣及び國寶保存會各委員のその時々の主觀的判斷によつて決するの外ない。従つてその基準とする所は、時と場合により、また人の交迭によつて、多かれ尠かれその内容に變動あるを免れない。加之、既述の如く美術品の價值は決して絶對的に固定したものではなく、時空の制限に服して絶えず變化する所の相對的觀念に過ぎない。従つて或時期に於ては美術の模範たるに値せずと思料せらるゝ物件も他の時期にあつては、却つてその美術的模範價值が確認せらるゝやうな状態も起り得る。此の事理はまた證古品の歴史的證徴力についても、略々同様である。故に斯くの如き價值觀念上の變遷に基づく、或物件の指定洩れを生ずることも蓋し稀少に止どまらぬであらう。

或は指定物件の地理的分布の均衡を考慮するなどの事情から、或地方には當然指定せらるべくして未だその實施を見るに至らぬ物件も、多數に存在し得ることゝならう。加之元來國寶

の指定は、既述の如きまた後述する所によつて更に明かなる如く、指定物件に關して種々の複雑なる權義關係を生ぜしむるものであるから、その決定は極めて慎重なることを要する。殊に指定物件に對しては、その維持修理の補助金及び出陳補給金等を支給するため相當巨額の經費をも要する關係から、財政上の顧慮もあつて、國寶指定の範圍が自ら狹隘の範圍に制限せられざるを得ない。現行國寶保存法に基く指定活動がその著しい進歩を見せ得ないのも、その大半は斯うした財政上の顧念にあらうと思はれる。

II 國寶豫定物の保護

斯くして國寶のみの保護に汲々として、その源泉たる國寶外物件の保護を忘れた現行制度は、その基調に於て重大な缺陷を藏するものである。斯うした制度上の不備は何等かの方法に於て、能ふ限り速かに補正せらるべきものだと思ふ。より根本的にいへば既述の如きドイツ式登録制度を以て、指定制度に置き代へることが望ましいに違ひないが、それは暫く別として現行制度の缺陷に對する應急の對策を講ずるには、斯のフランス法の補充登録制度が最も好い參考を示してゐる。即ち1913年十二月三十一日の法律第二條第四項は、公私の建造物保護に關する補充登録簿の制を立てゝゐる。此の補充登録簿の要旨とする所は、今直ちには指定を爲すに値せざるも猶考古學上の興味より觀て、その保存を必要なりと思惟せしむるが如き或建造物を、

特定公簿に登録してその法保護を確立せんとするにある。此の登録を経かつその旨の通知をうけたる當該物件の所有者は、爾後、或豫日を置いて地方長官にその旨の届出をなさざる限り、如何なる現状變更をも該登録物件の上に加へ得ないといふ制約をうける。

また 1921 年十二月三十一日の財政法第三十三條によれば、同法公布當時フランス國內に存在する私有動産物件にして、今直ちには指定をなすに値せざるも歴史上または美術上特別の興味ありと思料せられ、従つて將來國家の集藏に加へ得べしとの見込ある物件は、すべて之れを所定の補充登録簿上に載録すべきものとされてゐる。登録の上は例によつてその旨を登録物件の所有者または占有者に通知する。然る後は、若し所有者に於て該物件の所有權を他に移轉せんとする場合には、豫め美術大臣にその旨を届出でなければならぬ。美術大臣はその届出到達の日より十五日以内に、或は該物件を國家に買上ぐる意思を通告するか、または所定の手續を経て直ちに指定すべき意思を通告しなければならぬ。

此の制度を參酌してわが國に於ても、先づ第一に國寶以外の重要美術品及び證古品のうちより、特に美術上または歴史上興味あるものを選定し、之れを國寶豫定物登録簿に載録して、準國寶の保護法律關係に附すべきであらう。殊にその權利移轉、就中その海外輸出または移出には、主務大臣の許可をうけしむ

べきだと思ふ(許可主義)。しかも此の國寶豫定物の選定處分には、國寶保存會の如き諮問機關の意見を徴するを要せずして、専ら主務大臣の裁量處分によらしむるが得策であらう。しかし國寶豫定物の権利移轉を許可せざる場合には、後述の如く之れを國家に買上げの處置に出づるか、或は直ちに國寶と指定するか、或はその他の適宜な保全處分を講すべきであらう。

國寶及び國寶豫定物以外の美術品または證古品は、本則として自由融通物とし、唯その海外輸出についてのみ、所要の事項を具して關係行政廳に届出しめ(届出主義)、以て當該物件に對する機宜の行政處置を取らしむるが如きもまた一案である。

勿論、叙上の如き證古品殊に美術品の國外禁輸制度は一見する所、聊か排他的國家主義の見地に偏する嫌があり、またその輸出が國民の文化的價值を海外に顯揚する利益の方面を見ないとの謗を免れ得ぬものゝ如くであるが、今少しく造形美術品(及び證古品)本來の性質を省察すれば、さうした非難の理由なき所以が明となる。然らばその所謂、本來の性質とは何であるか。曰く、それは總べての造形美術品のうちに『作品とその制作的環境との一致』を必要とする性質が伏在すること之れである。即ちすべての藝術的作品とり分け形象美術たる建築、彫刻、繪畫などは既述の如く或國土及び民族並にそれを圍繞する自然的環境等の所産でなければならぬから(制作上の一致)、それが眞に自己本來の處を得て、そ周圍の色調、香氣、階音、明暗などゝ

相親和して、その遺憾なき審美的價値を發揮するは（鑑賞上の一致）、その『制作せられた環境のうちに』保たれてこそ始めて可能である。故に例へば既述の如き北齋が浮世繪『晝の江戸及び夜の江戸』の如きは、その制作の地、今の江戸、我等の都に置いてこそ其の眞の美は發揮せられ、アメリカ東部沿海の地、清教徒植民の市、ボストンに置かれたのでは、可惜かの傑作をしてその環境の不調和を啣たしむるのみ。故に美術品禁輸制度は、寧ろ各民族の代表的作品をしてその本來の美的眞價を十二分に發揮せしめむことを本旨となすものであつて、單なるショーヴキニズムの發露に成るものではない。

第六項 指定の効果

I 概念

指定の最も基本的な効果は、指定物件に對して法律上他の一般物件が享有し得ざる特殊の權義關係を發生せしむるにあること、既に我々の見た所である。しかもその權義關係たるや、單に當該物件の所有者に對する計りでなく、更には一般公衆に對しても、その效力の主張せらるべきものであり、従つて學者の所謂物權的效力を生ずるものである。然らばその權義關係は、具體的には如何なる内容を有するものであらうか。

今之れをその概括的な意味に於て觀るならば指定物件の所有者は、從來その物件上に享有してゐた權利行使の自由に種々の

制限をうくると共に、他面にはまた二三の特權的保護をも與へらるゝことゝなる。更に國家は指定行爲の主體として指定物件の保管、修理または修復、現狀變更、權利設定、權利移轉その他の處分等に關し、極めて廣大なる監督權を取得することゝなる。

しからばそれ等の事項は、更により具體的には如何なる形を以て現はされ得るであらうか。指定物件が國有なるか、公有、社寺有または私有なるかによつて、その効果の上にも可成りの相違があるから、勿論一般的の説明は不可能である。それ故以下項を分つて、各場合の異同を考へつゝ能ふ限り手短かな説明を加へたいと思ふ。

II 指定物件の超時効性

わが國寶保存法は指定國寶の超時効性については、何等言及する所がない。よつてその問題は一般法理によつて之を決するの外あるまい。いふまでもなく公物は時効によつて消滅するものでもなければ、私人の所有に歸することもあり得ない。故に國有及び公共團體並に有格神社の財産にして所謂公物に屬するもので、國寶の指定をうけた物件は、國法上の時効に關する規定から除外さるゝこと勿論である。が然しそれ以外の物件、例へば國有雜種財産中未だ公用に供せられざる物件即ち國有私物(*domaine privé*)にして國寶の指定をうけたもの、或は公有財産のうち私物または收益財産に屬する物件にして國寶の指定を

うけたるもの、或は私有財産にして國寶の指定をうけたるものの如きは、民法の規定に従つて取得及び消滅時効に罹るべき性質のものである。

しかしながら翻つて國寶の法律的性質を考ふるに、それは元來、國家の美術上及び歴史上の利益のために設定せられた一種の公共用物件である。國寶保存法第七條の國寶出陳義務、第三條の國寶輸出または移出禁止、第四條による現状變更の制約、第十三條による社寺有國寶物件の處分及び擔保權設定に對する制約等々は、一として斯うした國寶物件に内在する公共用財産性を前提とせざるはない。然り、國寶保存法は既述の如くそれ等の規定によつて、國家の美術的及び歴史的利益のために、或新たな型式の財産權——公共的私有財産權の制度を創定したのである。果して然らば國有・公有の私物は勿論、私人所用の財産と雖も、一度び國寶の指定をうけた以上は爾餘の公共用財産と等しく、一種の公物と看做さるべき筋合のものではあるまいか。是を以て既にフランス法の如きは、その國有または公有たると或は私有たるとに關せず、あらゆる種類の指定物件に超時効性の保護を附して、その保存の完璧を期せんとしてゐる。⁽¹⁾わが國寶保存法が此の點について規定を缺くは、國寶保護の趣意を不徹底に終らしむる今一つの原因である。何故に超時効性の附與が國寶保護のために必要なるかは、一般公共用財産の超時効的保護の理論について併せ考ふるなら自ら明かであらうと信ずる。

1) Henri. Eygout, op. cit, p. 19.

III 指定物件の不融通性

指定物件たる國寶の不融通性については、國寶保存法第十三條が唯、神社及寺院ノ所有ニ屬スル國寶ハ之ヲ處分シ、擔保ニ供シ、又ハ差押フルコトヲ得ズ。但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケ處分シ又ハ擔保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラズと規定してゐるに過ぎない。勿論、國有及び公有財産の多くは公物に屬するから、それ等の物件にして國寶の指定をうけたものは、既に國有財産法第四條の規定に基づき、之れが讓渡または公物の目的若くは用途に反する一切の私權設定を排し得るには相違ない。然し國有及び公有財産のすべてが、常に公物とは限らぬこと既述の如くであるから國有または公有の私物 *domaine privé* にして國寶の指定をうけた物件は、如何にしてその不融通性による法の保護をうけ得るであらうか。これに關しては僅かに國寶保存法施行令第五條によつて、國がその所有に屬する國寶を處分し、或は輸出または移出せんとする場合には、所管大臣に於て文部大臣の同意を得べきものとされてゐる。公共團體所有の當該物件の取扱は如何にすべきであるか、全く法の規定を缺いてゐる。

之れに反して各市民の私有財産にして國寶たるものをも、強ひて此の不融通的制限に服せしむるは、今日の私有財産權法理よりすれば、聊か酷であらう。よつてわが國寶保存法も例へばフランス法の如きと等しく、原則として之れを融通物と定め、

唯その所有者に變更の起つた場合、舊所有者はその権利移轉の日より十四日以内に、取得者はその権利取得の日より十四日以内に、所定の事項を具して文部大臣に届出づべき旨を命じてゐるに過ぎぬ。

然し斯かる國寶の所有權移轉についても、わが國寶保存法はまた一の遺脱を犯してゐる。それは私有國寶（及び國有または公有私物たる國寶）の所有權移轉に際して、讓渡人がその物件の國寶たる旨を讓受人に告知すべき義務を法の明文の上に規定して、指定物件の取引關係者に不測の損害を蒙らしめぬ用意を缺いたことである。蓋し國寶には既述及び後述の如き種々の權利制約あるものであり、また此の種の規定は國寶それ自體の法律關係を決濟するにも直接關係ある事項であるから、一般民法の規定に譲らずして、國寶保存法自らその明文に掲ぐるが妥當である。而して斯かる告知義務に違背した取引は、勿論一般民法の規定に従つて、瑕疵ある行爲となり、讓受人は之れを取消し得るの權利ありとなすべきこといふまでもない。

なほ上に引用した國寶保存法第十三條にいふ所の『神社』とは、公法人としての所謂有格社のみを指すものであるか、或は官國幣社、府縣社、郷社及び村社以外の格外神社をも包含するものであるか、頗る疑問である。格外神社も國寶に値すべき物件を保有すること稀とせざるべく、従つて國寶保存法の根本目的より推せば、格外社もまた有格社同様の規律に服せしむるを

妥當とする。之れに反して若し同條が法學上嚴密にいふ所の神社をのみ意味するものとせば、格外神社の所有物にして國寶の指定をうけたものは、之れを私人所有の國寶と同様に取扱はるべきであらうか、疑なきを得ない。恐らく前の場合の解釋が妥當であらう。蓋し元來公法人ならざる寺院も國寶保存法の目的上は公法人たる有格神社と同一律に取扱はるべきものであるから、此の場合にはその法人性の公私よりも、寧ろ神社または佛寺なること自體に重點が置かるべきだからである。

國寶保存法の今一の遺脱は、國寶就中その不動産物件を汚損または毀損するに至るが如き用益權の設定を規制するため、之れを主務大臣の許可に係らしめなかつたことである。例へば國寶たる寺院の或建造物を例へば佛教日曜學校の使用に供し、或は國寶たる神社の或建造物を青年訓練所の使用に供するが如き用役權の設定は、その一例である。こは寧ろ單なる擔保權の設定よりも、國寶の保存に對して遙かに甚大の影響を及ぼすものである。

IV 指定物件の輸出または移出禁止

わが國寶保存法はその第三條に於て、有らゆる國寶の輸出または移出を禁止した。茲に所謂移出とは、日本國領土にして現に國寶保存法の適用せられつゝある地域外に、國寶物件を搬出する行爲をいふのである。而して現在、同法は通俗に所謂内地のみに適用せられ、臺灣・朝鮮・樺太・南洋諸島等には未だその適

用を見るに至つてゐない。

指定物件の國外輸出(または移出)禁止には、絶對主義および相對主義なる二の異なつた立法主義がある。絶對的禁輸主義とは、一度び指定物件と定められた以上は後日如何なる事情あるも、之れが海外輸出を禁ずる方針をいふ。相對的禁輸主義とは、指定物件は本則としてその輸出を禁ずるも、若し輸出を希望するものある場合には、その者をして豫め當該行政廳の許可をうけしむる方針をいふ。或は單なる届出に止どめて、當該輸出物件に對する適宜の行政手段をとらしむる方法をもつて、然うした行政許可に代ゆることもまた一法である。

わが國寶保存法は此の相對主義によること既に同第三條但書の示す所であり、國寶は原則としてその輸出または移出を禁止し、例外として主務大臣の許可を得た場合のみ、之れを許すに止どめてゐる。しかも本條はその對象たる國寶が國有または公有たるか(尤も公物たる國寶は問題の餘地なく禁輸物件であるが)、社寺有たるか乃至は私有たるかによつて、之れが禁輸規定の適用を異にしないから、その點に於ては國寶保護の趣意上殆ど間然する所なきものゝやうである。然しながら苟も慎重なる國寶保存會の審議及び主務大臣の熟考に基き國家の至寶なりと指定して、之れを國內に專意保存すべく決したる物件をまた再び國外に流出せしむる機會を許すことは、果して『國寶保存法』と銘打つて出た法律の、立法精神に戻る所はないであらうか。

此の點は須らくフランス現行制度の如く、絶對的禁輸主義に改
むるが適當かと思はれる。⁽¹⁾

1) J. Estève, op. cit, p. 348 ; H. Eygout, op. cit, p. 11.

勿論、イタリーの如きもわが國同様、その要保護物件の國外輸出に關し相對主義の立法政策によつてゐるが、彼れと此れとはその基本の組織に於て多いにその趣を異にするものがある。蓋しイタリー法は既述の如くその基調に於て推定制度をとるものであり、しかもその推定制度は單に私個人（個人）の所有物件についてのみ適用あるに過ぎぬし、また同國では後述の如く豫ねて古くより國家の美術品買上制度及び所謂美術行政基金の充實してゐた爲め、既に主要なる美術品または證古品は殆どすべて國有または公有に歸してゐるから、推定物件にして輸出せられ得べきものは、その質に於てもまたその量に於ても、わが國寶保存法下のそれとは到底比較し難いほど微々たるものだからである。しかも之れに關聯して、イタリーでは國有及び公有・寺院及び著名なる公益法人（勿論私法人團體も含む）所有の美術品及び證古品にして、歴史上・考古學上・古生物學上または美術上興味あるものは、特に 1909 年の法律第一五〇號第二條の規定をもつて、その國外輸出を絶對に禁止してゐることが考合はさるべきである。

なほわが國寶保存法第三條が、その禁輸の範圍を單に指定物件たる國寶のみに限定して、その源泉たる國寶外物件の海外流

出に無關心なるため、終には國寶保存の窮極目的を不徹底に終らしむるであらうとは、既に我々の言及した所である。

V 國寶の出陳義務及び行政的用役權

國寶保存法第七條は指定の効果として、『國寶ノ所有者ハ主務大臣ノ命ニ依リ一年内ノ期間ヲ限リ帝室、官立又ハ公立ノ博物館又ハ美術館ニ其ノ國寶ヲ出陳スル義務アルモノ』と規定した。即ち同法は國寶的指定物件に於ける一種の公用性を前提として、美術品及び證古品の出陳義務を規定したのである。而して此の出陳義務の反面解釋として、國家の側の出陳請求權が存立する。しかも此の請求權は、指定國寶を國家の美術行政目的に供するための權利であるから、謂はゞ一種の行政的用益權である。而してそれは指定行爲に基く直接の効果として發生するものではあるが、その實體は既に法の規定によつて豫め定めらるゝものであるから、一種の法定的行政用役權とも稱すべきものである。

既述の如く指定權者たる主務大臣がその單獨意思を以て、法定外の特種負擔を指定物件所有者に賦課することは固より適法でないが、指定權者と指定物件所有者との合意によつて、美術的若しくは歴史的利益のために何等かの行政用役權を設定することは、何等法の禁する所でないと思ふ。例へば指定物件たる國寶を官立・公立乃至特定私立美術學校に特定期間貸與して、その教習の資料となすべきことを隨時行政廳に於て請求し得べき事項の取極、或は私有建造物に對して隨時行政廳の請求する所

により、特定期間一般公衆の無料參觀に公開すべき旨の取極の如き、その數例である。

VI 指定物件の補償

國有物件の國寶指定に際しては、その公物たる場合はいふまでもなく、その私物たる場合に於ても唯單に或特定物件を美術的または歴史的利益に供用する結果を伴ふに過ぎぬから（公用の開始または累加）、指定物上に有する國家既存の權利に餘り重大な制約を加ふるに至るものではない。公有物件もまた略々之れに準ずる。之れに反して社寺所有の物件、殊に私人所有の物件に對する指定處分は、固よりその所有權移轉の如き重大の効果を生ずる譯ではないが、一面、該物件の所有者に對しては叙上の如き各種の權利制限を課し、他面に於て國家は新たに一個の行政的用役權を取得するが如き効果を生ずるものであるから、そは一種の部分的公用徴收たる結果を伴ふものでなければならぬ。かくて指定處分に對する損失補償の是非が問題となる。

それについては有償主義と無償主義との二の立法主義がある。けれども嚴格な意味に於て有償主義をとる國は、現在のところ殆ど絶無といつて差支ない。故に例へばフランスの如く有償理論の屢々唱へられた國の立法も、普通の指定處分は原則として無償とし、唯或私有物件の指定に際してその所有者が無條件的に指定受諾の意思を表示しなかつた爲め、行政廳の職權的強制指定を行ふ場合には之れが一定の損失補償をなすべき旨を定め

(1)
てゐる。之れに反してイタリー法は、推定處分に關し全然之れが損失を無償とするの方針をとつてゐる。

1) J. Estève, *op. cit.*, p. 325.

わが國もイタリー法と等しく指定處分は無償主義の立法方針をとつてゐるが、斯うした無償主義の方針は既述の如く國寶たるに値すべき（或は値せざる）美術品及び證古品に内在する所の社會的性質に鑑るなら、むしろ當然の事項といはなければならぬ。フランス法に見る有償規定の如きは、指定處分を指定物件所有者の同意にかゝらしむる舊立法の遺制であつて、固より我々の採るべき立法主義でなかつたといふまでもない。

けれども指定處分の效果として生ずる個々の特殊な負擔に就いてまで、無償主義の方針を貫くが如きは、個々の所有權者にとつて稍酷である。故に國寶保存法第八條も、主務大臣の命令によつて帝室、官立または公立の博物館もしくは美術館に出陳した國寶の所有者に對しては、別に命令の定むる所により、國庫から一定の補給金を交付すべき旨を規定した。また若しその場合、不可抗力以外の原因よりして出陳國寶の滅失または毀損したときには、それより生ずる通常の損害を國庫に於て補償すべき旨の規定もある（同法第九條）。

VII 指定物件と補助金

國家はその指定行爲によつて或物件に國寶なる特殊の法的地位を設定すれば、それによつて該國寶の完全なる保存につき最

も大なる利害關係を有するに至るものであるから、之れが保全に要する修理等に就いてもまた特別の利害を有すること勿論である。従つて之れが費用の支辨についても、當然、國家は之れが分擔に任すべきこといふまでもない。また一般公衆も、縦し單なる反射的效果とはいへ、指定國寶の上に種々の受益的持分を有するものであるから、公衆の利益を代表し公衆の納税によつて立つ所の國家は、此の意味よりしてもまた指定物件所有者との間に於て、斯かる維持費用を分擔すべきこと當然である。

さればフランス法の如きは既に 1913 年以來この維持費用の分擔主義を認めて指定物件の維持修理また修復等につき、國家をして之れが所要費の一部を負擔せしむる旨を定めてゐる。わが國に於ても國寶保存法第十四條が、『神社又ハ寺院其ノ所有ニ屬スル國寶ヲ維持スルコト能ハザルトキハ、主務大臣國寶保存會ニ諮問シ、之ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得。

特ニ必要アルトキハ神社又ハ寺院以外ノモノノ所有ニ屬スル國寶ニ付前項ノ規定ヲ準用ス』と規定して、その分擔主義の方針を示してゐる。

VIII 指定物件に関する各種の制裁

叙上各項に互る指定の効果は、いはゞ一種の實體的法律効果であり、従つてそれ自體の法律効果として、各々法の定むる固有内容を實現し得る機能であることいふまでもないが、若しそれが何等かの外部的障礙に會してその實現を得難くなり又はな

らんとする場合には、斯かる障礙を排除して所定效果の實現を保證する手段が必要となる。斯うした手段として指定物件に對する行政監督及び指定物件に隨伴すべき諸般の法律規定の違背に對する民事及び刑事制裁等が擧げられ得る。

A. 指定物件に關する行政監督

指定物件に關する行政監督の内容は、國有物件に對すると、公法人または社寺所有の物件に對すると、或は私有物件に對するとによつて、各々差異がある。されば一樣の説明は困難であるが、今それ等に共通する形式を一瞥するなら、それは例へば指定物件の輸出及び現狀變更等に對する行政許可の如く専ら意思表示を内容とする行政行為と、指定物件の保存または維持修理の代執行若しくは強制管理のうちに見うけらるゝが如き事實行為との二種に大別せられ得る。而して前者は概して指定物件の保存に關する間接的行政統制の態様をとり、後者はその直接的行政統制の態様をとる。然し此の項の説明に最も必要な分類は之等の形式が更により具體的には如何なる事項に對して適用せらるゝかの點にある。そのうち特に重要なものゝみにつき、以下項を分つてそれ等各項目に對し二三の簡単な説明を加へて見よう。

(a) 指定物件の現狀變更とその同意または許可

國寶保存法施行令第五條によれば、國がその所有に屬する國寶の現狀を變更せんとするときは、所管大臣に於て文部大臣の

同意を得なければならぬ。また國寶保存法第四條によれば、國寶の現状を變化せんとするには、主務大臣の許可を要する。但しその維持修理をなすは此の限りでない。然し維持修理を行政統制の外に置いたことは、果して適當であつたらうか。むしろ國寶保存上恐るべきは、斯かる維持修理に際して行はるゝ修復的ヴァンダリズムである。故にイタリー法では國有、公有、寺院有、法人所有、個人所有の孰れたるかを問はず、指定物件に對する破壊、轉置、變更等の處置のみならず、更にはその修理及び復舊工事等をも等しく行政許可にかゝらしめて居り、フランス法もまた指定物件に對する總べての種類 of 修理、修復、新作添加等を悉く行政命令または許可にかゝらしめてゐる。加之、現状變更といひ、維持修理といふも、その限度は甚だ漠然たるものである。既にその分界不明瞭な所に、維持修理なる口實をもつて修惡の試みらるゝ間隙がある。よつて寧ろ佛伊の制の如く維持修理及び轉置などをも等しく行政許可または同意に附することが、國寶保護の滿全を期する良策かと思はれる。

(b) 指定物件の國外輸出または移出、その他の處分、權利設定及びそれ等に關する行政許可等。

絶對的禁輸主義をとる國では指定物件の禁輸規定は、専ら美術警察及び關稅警察作用によつてその違犯を豫防し、刑事制裁によつてその犯行を處罰するの外ないであらう。之れに反して相對的禁輸主義をとる國に於ては、指定物件の輸出は之れに對

する行政許可、または之れに類似する手段によつてその國外流出を統制する制度が設けられねばならぬ。わが國もまた斯うした制度によること既述の如くである。即ち先づ第一に國家がその所有に屬する國寶(但し國有私物たるものに限る)を輸出または移出せんとする場合には、所管大臣は文部大臣の同意を得ることを要する。而して文部大臣が此の同意を與へんとするに當ては、必ず國寶保存會の諮問を経なければならぬ(以上國寶保存法施行令第五條及び第六條)。その他の一般國寶の輸出または移出には、主務大臣たる文部大臣の許可を要する。この場合にもまたその許可の先行條件として國寶保存會への諮問が要求されてある(同上施行令第三條及び第五條)。

國寶の所有權移轉、その他の處分、各種の權利設定または差押等については、國有、公有、社寺有、私有等各場合によつて之れが行政監督の方法上に、多少の差異が見うけられる。國有國寶に對する輸出または移出以外の權利移轉・その他の處分については、叙上の如き輸出または移出の場合と全く同一の手續が行はれ、社寺有國寶の場合には主務大臣の許可が必要である。而して此の許可には例の如く國寶保存會への諮問が先行條件となつてゐる。この許可をうけざる處分または擔保設定行爲は、同法第十三條の規定によつて當然無効となる。公共團體所有の國寶については、法は何等の明文の規定を掲げてゐないが、大體社寺有の場合に準じて扱はるべきものかと思はれる。私有國

寶の場合には、國內に於ける權利移轉その他の處分、各種の權利設定、差押等いづれも任意であつて、既述の如く唯所有權移轉の場合に於て、事後にその旨の届出を爲せば足る。

(c) 不良管理に對する行政統制

國寶保全に資せらるゝ叙上各種の行政監督は、概していはゞ單なる消極的統制手段に止まるから、若し國寶保管者に於てそれに違背する行爲、その他の國寶保全に危害ある行爲に出でた場合には、更に何等か別段の積極的統制手段を講ずることが必要となる。さうした目的に副ふために各國立法の通常採用する手段としては、下の如き數種のものが擧げられ得る。即ち例へば主務行政廳が國寶の善良なる管理を怠るものを發見した場合、或はその保全に必要な處置を促し、またその下命に違背する者には相應の行政罰を課して之れが履行を強制し、或は國寶の修理、復舊、轉置、新規の加工、國寶的建造物の隣接工事等を直接現場について監督指導するが如きは、孰れも積極的行政統制の數例である。更に極端な場合には主務行政廳自ら叙上の如き作業を代行し、また國寶保全のため萬止むを得ぬ場合には、國寶物件を國家の強制管理に附して、國立または公立美術館もしくは博物館をして之れを代管せしむることをも得べきであらう。斯かる處置は、行政廳が國寶保存について講じ得る最も強力な直接統制作用の數例である。

之等の點に關する我が國寶保存法規の施設は、遺憾ながら甚

だ不整備である。唯社寺所有國寶の管理不良にしてその滅失または毀損の虞あるとき、文部大臣がその管理方法を指示し得ること(同法施行規則第二十四條)、及び國寶保存法第十四條の規定によつて補助金の交付をうけた國寶の維持修理について、文部大臣が必要の監督權を行使し得べきこと(同施行令第三條)の規定あるにすぎぬ。而して此の法第十四條の權限は、同法施行令第三條第二項の規定によつて、現在、各地方長官に委任せられてある。然しながらそれが如何なる内容をもち得べきかについては、法令は何等詳細の規定を示さない。殊に國有國寶にして文部省外の所管に屬する物件の管理不良を發見した場合に、文部大臣は該行政廳の管理方法に關し如何なる積極的統制手段を講じ得べきであるか、また補助金の交付をうけざる公有・社寺有または私有國寶に對しては、如何なる處置に出で得べきであるかも、全く疑問である。之等の事項は決して關係行政廳の單なる條理に委せらるべきものでなく、一般行政法理によつても決し難い性質の問題である。その詳細なる明文上の規定は嘗に獨り行政廳に對してのみならず、更には國寶所有者また占有者の利益のためにもまた必要である。

B. 民事的及び刑事的制裁

以上の外指定處分の法的效果を確保する手段として、例へば國寶破壊に由る行政用役權の侵害に對して損害賠償請求權を行使するが如き民事制裁、或は輸出禁止規定に違背して國寶を國

外に搬出しましたはせしめたる者を處罰するが如き刑事制裁等が、その一例として擧げられ得る。然しそれ等は一般民事法學及び刑法學の取扱ふべき範圍に屬するから、茲には唯その國寶保全の一制裁手段として、之れを例示するに止めて置きたい。

第三款 保護作用と行政救濟

指定美術品及び證古品に關する國家の保護作用は、指定物件所有者に對する利益の一面あると共に、他面に於てはまた既述の如き種々の權利制限を伴ふものである。故に斯かる保護作用は、常に公正と適法とを期すべく慎重に施爲せらるゝこといふまでもない。が然しその作用の衝に當たる者は、錯誤と過失多し人の行爲である。されば往々にして斯かる保護制度の運用に當つてその誤なきを期し難く、従つて保護物件所有者の利益を不當または不法に侵すことなきをも期し難い。是れ此の種行政作用に對する法的救濟手段の必要な要所以である。

斯かる救濟制度の整否は、勿論、各國民の權義意識の深淺によつて自ら相違があらう。いま試みに日佛兩國の關係法規を比較しても、彼我の間に然うした意識の上に大きな差異あることが見出され得る。即ち例へばフランスに於ては既に『指定行爲そのもの』に對してすら、或は越權行爲 *excès de pouvoir* を理由として、詳言せば主務行政廳の權限及び作用の形式等に關する法規の違背、或は當該物件所有者の同意に法律上の瑕疵ある

にも拘らずそれを基調として行はれたる指定處分、或は法定諮問機關の議決の省脱の如き不法問題を理由として、或は或物件の指定處分が美術的または歴史的興味の上からは認せられ難いやうな権限濫用問題を理由として、行政訴訟による攻撃が試みられ得る。然るにわが國寶保存法は、之れに相應する何等の救濟手段も認めてゐない。

次に「指定解除の處分」も、解除物件の美術的または證古的價值を低下せしむるものであるから、該物件所有者にとっては、尠なからざる精神的及び物質的損失を與ふるに至るべき行爲である。故に之れに對してもまた指定處分同様、その違法または不當の處分を理由とする行政訴願または訴訟救濟手段が認められて然かるべきである。さればフランス法では此の指定解除の處分に對しても、不法または不當指定處分に對ると略々同様の理由に基く行政訴訟の救濟手段を認めてゐる。⁽¹⁾然るにわが國寶保存法は、此の點についてもまた何等の救濟手段を認めない。聊か行政的獨裁に過ぐる嫌はないかと思はれる。

1) J. Estève, op, cit, pp. 373—374; H. Eygout, op. cit, p. 15.

指定または指定解除に關する官報の公告を缺いた場合には如何なる救濟が與へられ得るか。恐らく行政行爲一般の法理に従つて、その指定または指定解除の効果を第三に對抗し得ざることとなるに過ぎぬであらう。指定または指定解除に關して當該物件の所有者にその旨の通知を缺如した場合には、如何なる救

濟が與へられ得るか。指定及び指定解除行爲は、元來、受領を要する行爲であるから、之れが通知を缺く場合にはその指定または指定解除は當然、無効と解するの外ない。それ以外に適宜の救濟はあり得なく思はれる。

また不法の指定または指定解除に基いて爲された行政行爲に由つて何等かの損失を蒙るに至つた當事者には、また之れが補償の請求權を認むるを至當とする。然るににわが國寶保存法は、之れについてもまた依然その沈黙を守つてゐる。

指定物件の保護作用に關聯してわが國寶保存法の認むる行政救濟方法は、唯僅かに同法第七條による主務大臣の國寶出陳命令に對する行政訴願と、同條に基く出陳物件の滅失または毀損に關して、之れが補償額の争を通常裁判所に提起し得る民事訴訟とに限られてゐる。しかもそれ等と同様の重要性あるもの例へば同法第三條による國寶輸出または移出許可の拒否、第四條による現狀變更許可の拒否、同第十三條による國寶の處分または擔保權設定許可の拒否等については、何等の救濟手段をも認めない。斯くの如きは後述昭和六年四月法律第三六號國立公園法が、叙上の諸點に對應する事項につき殆ど間然する所ない救濟手段を設けてゐるに對比して、餘りに甚しい行政救濟上の不均衡を示すものではある。

第二節 自然美の保護及び開發

I 自然美の保護及び開發と美術行政

あらゆる藝術の元は自然の美に起る。自然に秘められた美の發見と鑑賞によつて、我々の眞の美的情緒が覺醒する。自然と人生との情緒的交渉を措いて、人間の藝術活動はあり得ない。各民族の藝術的特質が、それを圍繞する自然の姿様に強く規制せらるゝことを觀ても、またその邊の事情は自ら明かとなるであらう。故に或民族の藝術殊にその造形美術がその民族の美的容姿であるとすれば、それを取巻く自然は當に彼等が美的心意の象徴である。されば斯かる人爲的造形美の保護乃至獎勵は、更に溯つてその泉源たる自然美の保護及び開發施設をも完備するに非ざれば、到底その徹底を期し難いであらう。

なほ市民一般の情操的及び體育的訓練に資する自然美の寄與もまた甚大である。故に之れが保護及び開發は、國民教育の見地よりも、また當然に要請せらるべき理由をもつ。その他自然美の保護及び開發とツーリスト・インダストリーとの關係等については、既に緒言に於て相當詳細に述ぶる所があつたから、茲に再び繰返す必要を見ない。

II 自然美の破壊と保全行政

美術品及び證古品に對して既述の如き種々の *vandalisme* が加へらるゝと等しく、自然美に對してもまた様々の破壊行爲が加へらるゝ。而して之等の破壊行爲も、既述美術品のそれについて試みたと等しく、之れを種々の因子に分類し得るのであ

るが、就中その最も顯著なるは美的考慮に無頓着な唯利的機械文明の發達が、自然美に對する計畫的または結果的破壊を招きつゝあること“le vandalisme industrialiste”である。鑛業、坑業、水力發電施設等による自然美の損傷はいはずもがな、比較的無難と思はるゝ陸上交通設備または商業施設の如きものすら、相當大なる之れが損傷の原因をなしてゐる。

例へば斯の萬葉の歌人が、くさまくら 旅の憂を なぐさ も
 る こともあらむと 筑波嶺に 登りて見れば 尾花散る し
づく 筑の田井に 雁がねも 寒く來鳴きぬ にひばり 新治の とば 騰波の あふみ 淡海も
 秋風に 白浪立ちぬ 筑波嶺の よけくを見れば 長きけに
 思ひ積み來し 憂はやみぬ』と印象麗しくうたひ出でた斯の筑波山も、今は現代機械文明の登山施設、鋼索鐵道のため、二條の無慙な疵線をその山面に負はされて居り、その地一帯に於ける古來の景致もいたく害はれてゐる。また日本三景で名に負ふ嚴島の如きも、また斯うした受難に遭つてゐる。その他類例は勝へて數ふべからざるものがある。斯かる登山方法の機械化は、全く通俗の詞通り美人の頬に燒鏝の感を覺へしむること切なものがある。しかも然うした自然美破壊の窮極原因は、決して斯かる企業の經營者または斯かるチープな登山施設を喜ぶ一般公衆にあるのでもなくて、寧ろ斯かる企業の認可權者たる主務行政廳そのものにあること、今更説くまでもあるまい。

尤も遅時ながら、この種 *vandalisme* の害惡に漸やく氣づい

た内務省が去る昭和三年三月二十三日發理第二二號『鋼索鐵道等敷設ニ關スル件依命通牒』によつて、將來この種施設の願出は特別の事情あるものゝ外容易に詮議せずとの方針を確立したことは、わが自然美保護行政上一の慶賀すべき進歩であつたといつて好い。故に茲でもまた、斯の美術品の場合に於て然るが如く、自然美破壊行爲そのものが却つてその保護立法乃至行政の進歩を促すといふパラドキシカルな要因をなしてゐる。

更に數ふべき自然美破壊の原因は、アメリカ式廣告戰術の極端なる發達と共に、往々にして醜怪劣惡と思はるゝが如き廣告塔または廣告板等の林立である。一度にてもアメリカ内地を旅行した者は、Heinz 鐘詰會社の 57 なる山上廣告のために、その數字以外は全山悉く禿山化せられてゐるのを到る所に見るであらう。わが國に於ては未だそれ程の極端な事例はないにしても、それに彷彿たるものは必ずしも稀でない。

その他、近年博物學・古生物學・考古學及び實證史學の著しい發達とそれに伴ふ樹草・鳥獸・礦物・先史遺蹟等々の採集または發掘のために、自然美の蒙る被害もまた決して微小に止どまらぬ (le vandalisme collectionneur)。故に此の種作業は從來の如く單にその學問的對象物の保存目的よりのみでなく、更には自然美保全の見地よりも十分の行政統制を加へらるべきであると信ずる。

明治維新當時に於ける破壊精神及び革命時特有の排美的功利

主義が、例へば斯の海晏寺の紅葉斬りの如き非行を行ひ、或は國中諸所の著名なる松並木を切り倒したるが如く、社會革命が自然美の損傷に及ぼす影響もまた相當大なるものがある (le vandalisme revolutionnaire)。その他、登山スポーツの近時に於ける普及と自然美の保全に無理解な登山者の蠻行によつて蒙る自然の被害も、決して過少に見積られてはならぬ (le vandalisme ascensionniste)。

美術行政の一部門たる自然美行政が、之等各種の破壊行爲に對處すべき方針としては、先づ美的考慮なくして實利をのみ目途する商工業、美的觀念なしに行はるゝ諸般の學究的作業、登山スポーツ等に對して、それより生すべき自然美の損壞を先づその未然に豫防するを第一義とすべきである。

然しながら自然美行政の任務は、唯單に有るが儘の自然美をその現狀に保持せんとすることのみならず、更にはその開發を努むることにも見出さるべきである。蓋し自然美保護の目的は、單に自然の現狀維持をなすことそれ自體に存するのではなくて、之れを人類一般の鑑賞に供せんがためであり、従つてその鑑賞に必要な諸般の施設が必要となるからである。此の點に於てわが自然美保存法たる史蹟名勝天然記念物保存法と國立公園法とは、甚だ興味ある對照をなすものである。即ち前者は自然美の所謂絶對的保全を任務とするに反して、後者は常に必ずしも自然の現狀保持を任務とせず、寧ろ國民乃至人類一般に對

し自然美鑑賞の利便を提供するため、所要の人爲的開發を行ふことをも期するものである。勿論それ等兩法の究極に目途する所は、共に孰れも市民乃至人類一般をして自然美への接觸により彼等の精神及び身體の健全なる發達を遂げしめむとするにある。故に前者は専ら市民の情操教育に資するを本旨とし、之れに反して後者は猶それ以外に市民一般の肉體的保健にも寄與すべきものと做して、兩者の間に何等か本質的の區別あるかに思惟するは妥當でない。

その目的は兩者共通である。相違する所は、唯その方法の上にあるのみ。即ち前者は斯うした目的を達成するに専ら自然美の絶對保存の方法により、後者はその相對的保存と積極的開發の方法による、といふ意味に於てのみ兩者の區別が見出さるゝに過ぎぬ。

因みに述べれば史蹟名勝天然記念物保存法は、國內の隨所にその適用の對象を置き得るに反して、國立公園法は後述の如くその對象の地理的分布の均衡を顧慮するため、前者に比較して遙かにその適用地域に強い制限を蒙る。茲にも猶幾らかの區別すべき點が見うけられ、かつ之等兩法が併び存して互にその特異なる性能を發揮しつゝ、相補足し合ふ法制上の機能がある。

III 自然美行政の限界

自然美行政は如何なる對象を有すべきであるか、之れが次に考へらるべき問題であらう。一概に自然美といふも、決して或

一國全體がその天然に備ふる景致をいふに非ざること勿論である。寧ろそは國內の或特定地方または地域にして、特にその美をもつて稱せられ、或はその雄大の偉觀をもつて嘆賞せられ、或はその著名なる史實をもつて認められ、或は自然科學的現象の珍奇をもつて知らるゝものゝ如きをのみ意味するに過ぎない。その選定の範圍は勿論國によつて多少の出入なきを得ないが例へばフランス法では之れに景地(un paysage)、名勝(un site, i.e. une portion de paysage d'un aspect particulièrement intéressant)、及び天然記念物(un monument naturel)の三種目を選び、わが國でもまた之れと大同小異で既述の如く史蹟、名勝、天然地念物、及び國立公園の四種目を選んでゐる

茲に所謂史蹟とは歴史上著名な行爲また事象に關係ある土地及びまたは地上物件をいひ、名勝とは美的價値を有する自然的地物または人爲的地上建造物等をいふ。天然記念物とは自然科學的價値を有する土地または地上物件をいふのである。第一のものは殆どすべて人爲的現象に關聯し、第二のものは時に例へばかの岩國錦帶橋の如く人爲的現象としての美を含むこと稀としないが、それ等は殆ど自然と密着して直ちに自然美の一構素をなすが常である。第三のものはその自然科學的價値と共に、地質・動植物・氣象等の自然物または自然現象の現はす珍奇、怪異、雄大、幽玄、壯嚴、典雅、細緻、纖麗等數々の美的構素を有する意味に於て、之れを自然美たる統一概念に綜合せられ得る。

IV 自然美保全制度の機構

自然美の保護及び開發に關する制度が具體的には如何なる機構を以て運用さるゝか、それに關する理論の方面は既述の如き美術品保護制度のそれによつて、略々之れを推知するに難くない。よつて茲にはその重複を避くるため、唯本節當面の問題を取扱ふに必要な事項についてのみ、之れが説明をなすに止どめたい。しかも自然美保全制度はその運用も比較的簡易であり、また學問上特に困難な問題も伴はぬから、外國に於ける關係立法との比較も能ふ限り之れを省いて、専らわが現行法規の説明にのみ我々の注意を集めたいと思ふ。

A 指定手續

(a) 指定物件 わが國の自然美保護及び開發に關する法規としては、既に一言したる如く大正八年法律第四四號、史蹟名勝天然記念物保存法及び昭和六年法律第三六號、國立公園法がある。しかも之等兩法規は孰れも既述の如くわが國全體の自然美の保護及び開發に適用あるものではなくて、唯或特定地點または地域を限つて之れが規制の下に置かんとするものである。従つて之等法規の適用は、常にその適用の限界づけを前提しなければならぬ。而して然うした限界づけの方法は、美術品及び證古品の場合と等しく、例の指定制度が定められてゐる。指定制度の意義、性質、目的等については既に之れを述べた。よつて茲には本節に固有な指定行爲の對象たる史蹟、名勝、天然記念物、

および國立公園に特殊なる事項をのみ説明するに止どめよう。然らば如何にして之等の對象は特定せられ得るか、それが次に考へらるべき問題となる。

(b) 指定の基準 先づ第一に追及せらるべき問題はその特定方法即ち指定の基準如何の點である。既に屢々述べたるが如く如何なる事物についても、その價値を絶對的に規定し得るやうな基準はあり得ない。蓋し所謂價値それから、自體客觀的に不動のものではなくて、人が或事物の妥當性を判定するために豫定した主觀的基準または規範に過ぎぬからである。故に法は茲でもまた、斯の美術品及び證古品の場合に於けると等しく、何をもつて史蹟の歴史的價値としまは名勝の自然美的價値とすべきかにつき、何等の抽象的普遍的基準を示すことなく、その判斷は之れを特定行政機關の自由なる解釋に委ねてゐる。

然しながら史蹟、名勝、天然記念物、國立公園等に關する選定標準は、既述美術品または證古品に關するそれよりも、遙かに具體性を有し得る。蓋しそれ等の對象物が本來公開的性質のものであつて、絶えず公衆一般の美的または史的評價をうけつゝあること、殊に天然記念物の如きは現代自然科學の實證的理論と實驗とによつて、容易に規定せられ得ることにその理由があらう。よつて主務官廳も史蹟名勝天然記念物については其の保存要目として、大要次の如きものを示し得たのである。とはいへ其の全部を巨細に互つて茲に列記するが如きは、單に法條

の轉載に終るまでのことであつて無意味である。されば茲には唯その大體の特徴をのみ概觀するに止どめなければならぬ。

史蹟にして保存を要すと認めらるゝものとしては例へば、(1)皇室に關する遺蹟、(2)祭祀・宗教に關する遺蹟・古墳・墓・碑等、(3)政治及び軍事・教育及び學藝竝に社會事業に關する遺蹟、(4)産業・交通・土木等に關する遺蹟、(5)人類學及び考古學上に重要なる遺蹟、(6)由緒ある舊宅・苑池・井泉・樹石等・外國及び外國人等に關係ある重要遺蹟その他重要な傳説地の如きが、それである。

名勝にして保存を要すと認めらるゝものとしては例へば、(1)人爲的景致としては著名なる公園・庭園・橋梁・堤防・築堤等、(2)動植物關係のものとしては花樹・花草・紅葉・鳥獸・魚蟲等の名所、(3)自然的景致としては著名なる奇岩・峽谷・急流・深淵・瀑布・湖沼・浮島・松林ある砂丘・砂嘴・海岸・島嶼・美景眺望の地點、竝に特色ある山岳・丘陵・高原・平原・河川・溫泉等の如きが、それである。

天然記念物にして保存を要すと認めらるゝものは、個別的保護物件と綜括的保護區域との二種に大別せられ、前者には動植物學上日本または東亞特有のもの、日本に於て漸衰の傾にあるもの、著名なる動植物の蕃殖・渡來・發生の地、竝に地質學及び鑛物學上興味あるもの、例へば火山岩の種々なる構造、地層の褶曲、洞穴、地層の整合及び不整合、斷層裂罅、陷落、溫泉、

湧泉、風化、泥火山、隆起海岸、岩石及び鑛物の露出、鑛物賦存の状態、鑛物の成因を示せる状態等の如きものがある。綜括的保護區域とは叙上列記の事物にしてその保護を要するものが極めて豊富に發見せらるゝ代表的の一地域をいふ。

なほ大正九年六月内務省告示第五十一號によれば史蹟名勝天然記念物保存法第一條による指定は、第一類として國家的のもの第二類として地方的のものゝ二種に分たれるから、此の部類分けもまた一の指定基準として擧げられなければなるまい。

次に國立公園は現に内務省當局の定言せる如く、自然の大風景地を保護及び開發して、國民一般の保健・休養及び教化に供する⁽¹⁾ための國營的公園施設であるから、之れが指定基準もまた此の基本目的によつて、その具體的内容が規定さるゝことゝなる。而して國立公園法公布後間もなく開かれた國立公園調査會特別委員會が、その慎重なる審議の結果決定した所のものによれば、國立公園指定の基準としては、概ね次の如きものが示され得る。

1) 内務省保健課長伊藤武彦氏稿、國立公園七月號四十頁。

即ち國立公園指定の基準としては、基本的必要條件及び副次的條件の二大條件がある。必要條件として示す所によれば、國立公園はわが國の自然美を象徴するに足る大風景たること、詳言せば一面、國民全般の感興をつなぎ得て探勝者に對しては日常體驗し難い感激と情操とを起さしむる如き偉大な風景たると共に、他面には國外に對しても觀光的魅力を有する程度のもの

でなければならぬ。之れを更に具體的に公式化していふならば
(1) 同一形式の風景を代表して傑出せること、(2) 自然的風景に
してその區域廣大なること、(3) 地形地貌が雄大なるか或は風景
が變化に富みて美なることを條件とする。

副次的條件として示す所によれば、自然的素質が保健的にし
て多數人の利用に適すること、詳言すれば(1) 空氣・日光・氣候・
土地及び水等の自然的素質が保健的にして、多數人の登山・探
勝・散策・釣魚・溫泉浴・野營宿泊等の利用に適すること、(2) 神社
佛閣等・史蹟・天然記念物・自然現象上の教化材料に富めること、
(3) 土地所有關係が公園設置に便宜なること、(4) 位置が公衆の
利用に便宜なること、(5) 水力電氣・農業・林業・牧畜・水産・鑛業
等の各種産業と風致との牴觸少なきことなどが例示されてゐ
る。

(c) 普通指定、特別指定及び假指定 叙上の如き基準によつ
て主務官廳の行ふ指定處分には、普通指定處分と、普通指定處
分の對象中に或特別地域また物件を劃して指定する特別指定處
分と、斯かる本指定を待ち得ざる特殊理由の存する場合に、暫
定的に或物件の指定をなす假指定との區別がある。國立公園法
第八條に『主務大臣ハ國立公園ノ風致維持ノ爲國立公園計畫ニ
基キ其ノ區域内ニ特別地域ヲ指定スルコトヲ得』とあるが如き
は、特別指定の一例である。特別地域の指定制度を設けた理由
は、蓋し國立公園の特殊風致を保全するため、當該區域内に於

ける後述の如き或特定行爲を禁制せんとするにある。その意味は既に上掲第八條第二項の規定に現はれてゐる。史蹟名勝天然記念物保存法第四條も、また略々同趣旨の規定を設けてゐる。

國立公園法は然らざるも、史蹟名勝天然記念物保存法は地方長官に依る假指定の制度を認めてゐる。之れを設くる立法上の理由については既にこれを述べた。國立公園法に假指定を認めなかつた理由は、何處に存するのであらうか。若し財政上の關係より直ちに本指定の行ひ難く、しかも有力なる候補地が諸種の vandalisme に曝されつゝある場合に、之れが假指定を施してその破壊を防止するが如きは極めて妥當な處置ではあるまいか。之れに關する規定を省いた立法理由が疑はしい。

(d) 指定準備調査 史蹟名勝天然記念物保存法及び國立公園法は、指定候補物件の準備調査に必要な諸般の權限を規定して、當該行政機關が準備調査に方つて適法に爲し得る作用の範圍を明かにした。即ち前者によれば當該官吏は、指定準備調査のため必要な限度に於て、その豫定地または隣接地に立入り、土地の發掘、障礙物の撤去その他調査に必要な行爲をなすことができる。國立公園法第十一條また略々同様の規定を設けてゐる。なほ之等の實地調査の規定は單に指定準備のためのみならず、更には指定後に於ける種々の調査にも等しく適用せられ得ることを附言して置かなければならぬ。

(e) 指定と諮問 史蹟名勝天然記念物の本指定または假指定

は、専ら主務大臣または地方長官の裁量處分に委ねられ、その先行條件として或職能的合議機關への諮問を要しない。之れに反して國立公園の指定には、その先行條件として必ず國立公園委員會への諮問を経なければならぬ。手續上の性質及び價值を等しくする二つの指定手續の間に、斯かる差別を設くることは立法上甚だ不公平であり、かつ不統一である。國立公園委員會の構成・權限及び作用等は、既述國寶保存委員會のそれ等と大同小異である。

(f) 指定の通知及び告示 之等については既述美術品及び證古品の手續と、特に異なる所あるを見出し得ないから、その説明は之れを省くの外ない。

(g) 指定解除及び指定區域の變更 史蹟名天然記念物保存法施行規則第一條は、同保存法に基く指定物件が後日蒙り得べき事態の變化を顧慮して、指定解除を爲し得べきことを豫定してその手續を規定した。國立公園法施行規則第一條及び第十六條等も、また略と同様の規定を設けてゐる。尤も同施行規則は指定解除といはず、指定區域の變更といつてゐるが、それは舊地域の指定解除と新地域の指定とを包括したものと解すべきであらうから、結果に於ては茲でもまた等しく指定解除が認めらるゝものと見て差支ない。指定區域の變更なる用語法は勿論便利であるに相違ない。然し或既存の指定地域が國立公園として不適當なる事態の發生せることは明かなるも、それに代はるべき地

域を缺く場合には、その解除處分を認めざるかの如き意味を伴ひ易いから、寧ろ指定解除云々と用語して誤解を避け、かつ法律術語の統一を期すべきであつたと思ふ。

B. 指定の効果

本節に於ける指定の法律効果の一般理論は、前節美術品及び證古品のそれに盡きてゐる。よつて茲には唯自然美保護行政上の指定効果のみに特殊なものにつき、以下項を分つて二三の簡単な説明を加へよう。

(a) 指定地區または地物の保存及び管理 主務大臣は指定地區または地物たる史蹟、名勝、天然記念物を自ら保存乃至管理し得べき権限を有すること勿論であるが、亦或場合には地方公共團體をして之れを管理せしむることも出来る。次に國立公園⁽¹⁾計畫及び同事業は共に主務大臣が、國立公園委員會の意見を徴して、自ら之れを決定し及びその執行の任に當たるべきものであるが、國立公園事業の執行のみは、或は地方公共團體をして、或はその他の者にして主務大臣の特許をうけたる者をして、その事業の一部を執行せしむることができる。但し斯かる事業の被特許者は、主務大臣の指定する期間内に該特許事業に着手し及び竣功し、かつ之れが公の供用を開始すべき義務を負ふものである。

1) 本文に所謂國立公園計畫とは、國立公園の保護または利用に關する統制及び施設の計畫をいひ、國立公園事業とは同計畫に基いて執行する事業にして道路、廣場、苑池、運動場、宿舍その他命令を以て指定する施設に關するものをいふ。

(b) 各種の行政統制權 史蹟、名勝、天然記念物及び國立公園等の設定、保存及び開發等についても、關係法規は頗る廣大な行政統制權を規定してゐる。然しその全部を茲に網羅することは到底不可能であるから、唯單にそのうち特に重要なもののみを例示するなら、例へば文部大臣は史蹟、名勝、天然記念物の保存に關して必要ありと認むる場合には、特に地域を定めて一定の行爲を禁止し若くは制限し、または所要の施設を命ずることができる。之等の指定物件に關してその現狀を變更またはその保全に影響ある行爲を爲さんとする者は、豫め地方長官の許可または(もしその者が行政廳ならば)承認を得なければならぬ。但し地方長官が之等の許可または承認を與ふるには、宮内大臣及び文部大臣の認可を経る必要がある。また同法第二條の規定によつて之等指定地區内で古墳を發掘せんとする場合には、當該吏員は地方長官を経由し、文部大臣の認可をうけなければならぬ。尤も文部大臣は此の認可を與ふるに際して、必ず宮内大臣と協議を遂げなければならぬことゝなつてゐる。

國立公園の設定に關する最大の行政統制權は、國立公園特許事業の遂行に關する監督權である。その最も顯著なる事例としては、國立公園法施行令第十條が法令若くは之れに基いて爲された處分または特許、許可もしくは認可に附したる條件に違反し、その他公益を害する行爲に出でた被特許事業者に對し、その制裁として主務大臣がその特許の全部または一部を取消し得

るが如きその一例である。或は主務大臣が国立公園事業につき、或は自ら事業の状況に關し検査をなし、或は之れが報告をなさしめ、その他監督上必要なる事項を命じ得るが如き、またその一例である。或は被特許事業者に對しその特許事業の全部または一部の廢止を許可する權限を有するが如きも、その一例とし擧げられよう。

国立公園の保護及び利用等に關する主務大臣の行政統制權としては、例へば国立公園特別地域内に工作物の新築、改築または増築、水面の埋立または干拓、鑛物の試掘、砂鑛の採取または土石の採掘、木竹の伐採、廣告物、看板その他之れに關する物件の設置等の行爲をなさんとする者に對し、之れが許可權を保有するが如き、或は国立公園の保護または利用に必要と認められた場合、その區域に於ける一定の行爲を禁止若くは制限し、またはその他の必要な措置をとるが如きそれである。

(c) 指定物上の權利制限とその補償 自然美の保護及び開發を目的とする指定處分も、既述美術品等のそれと等しく、指定物件の上に自餘一般財産の負擔せざる特殊の負擔即ち一種の公用負擔を負はしめ、その所有者または占有者の權利に對する制限もまた決して輕少には止どまらぬ。然しわが國法は、茲でもまた無償主義の方針を採つて、指定處分には何等の補償を認めなかつた。然らばその立法理由如何。

〔すべての建造物には各々二の事物あり。曰くその用及びその

美之れなり。而してその用は所有者に屬し、その美は萬人に所屬す。よつて各個人の濫に之れを壞つはその權利を踰越するものたり』とは、ヴェクトル・ユーゴーが1831年 Deux Mondes の誌上(三月號)で、當時破壊精神に燃え狂つた似而非革命者流の無意義な美術破壊に投じた一箇の警告的抗議であつた。然りユーゴーの言葉の如くすべての人爲的建造物、更には自然美的地上物件のうちには、常にその所有權者の用益的特分と一般公衆の鑑賞的持分が並び存在すとの法理は、我が現行自然美行政法たる史蹟名勝天然記念物保存法及び國立公園法もまた等しく豫定せる一根本規範でなければならぬ。殊に私有財産權に於ける公用的側面の發見乃至確認が、法律生活の普遍的規範現象となつてゐる現代に於ては猶更である。斯くて然らば叙上の如き指定處分も、結局は斯かる根本規範に基く此の種鑑賞的持分の形式的宣言行爲を出でぬものであつて、何等新たなる權利の制限または負擔を意味しないとも理解せられ得る。果して然らばその無補償は、寧ろ當然の事項といはけなければならぬ。

之れに反して既述の如き指定準備調査または前掲 (a) に述べたるが如く指定後に至つて史蹟名勝天然記念物及び國立公園等の保存または管理のために施爲する諸般の行爲によつて、市民の財産權に課せられた特殊の負擔についてまでも、無補償の原則を押すは稍酷である。故に此の場合にはそれより通常生すべき損失に限り、國家が之れを補償すべき旨の規定を見る。

V 自然美の保護及び開發作用と行政救済

現行史蹟名勝天然記念保存法が、同法に基く指定物件の保護または管理についてなす一切の行政作用に對して、何等の争訟的匡救手段をも認めず、すべてを行政廳の終局的專決に附してゐるのは、如何にも時代錯誤な立法である。之れに反して國立公園法は同法に基く諸般の行政作用に對し、殆ど完全に近いとすら思はるゝ争訟的匡救手段を定めてゐる。即ち同法第十三條によれば同法または同法に基いて發する命令に規定した事項につき、行政官廳のとつた處分に不服あるものは、行政訴願の形式をもつてその妥當性乃至適法性を争ふことができる。また以上と同様の事項について行政官廳のなした違法處分のため、その權利を毀損せられたと思料する者は、行政裁判所に出訴してその適法性を争ひ得る(同法第十四條)。但し同法によつて行政訴訟を起し得る場合には、主務大臣に對する行政訴願の途は排除される。故に大は指定行爲より小は實地調査のために行はれた各個の行政處分に至るまで、殆ど普ねくその匡救の途が開かれてある。尤も法第十三條及び第十四條に所謂「行政官廳」とは國家機關としての官廳に限るから、若し字義通り嚴格に解するならば、地方公共團體による叙上と同種の作用については、如何なる行政救済も認められ得ぬものゝ如くに思はれる。果して然らば例へば法第四條に基く公共團體の國立公園事業執行作用、或は同第六條に基いて公共團體に委任せられた國立公園施

設の管理作用の如きについては、如何なる行政救済も許されぬものと解するの外あるまい。然るときは全く同一の作用が國家によつて行はるゝときには、それに對する行政争訟的匡救手段が認めらるゝに反して、地方公共團體への委任によつて行はるゝ場合には、之れに相應する行政争訟的匡救手段なく、一切の救済を通常裁判所の民事訴訟に訴ふるの外ないやうな、至極不均衡の結果に到達せざるを得ない。故にその所謂行政官廳とは、憲法第六十一條の所謂行政官廳云々の用語的過失と等しく、實は「行政廳」の意味にして、地方行政廳をも併せ意味するものと解すべきであらう。行政官廳及び公共團體に非ざる者の此の種の作用に對しては、いふまでもなく一般民營特許公企業に準じて民事訴訟法上の匡救手段が講せらるべきであらう。

なほ直前 (b) に述べた補償の金額について當事者間の協議調はずまたは協議不能の場合には、事情に應じて主務大臣または地方長官が之れを裁定することとなる。もし此の裁定または決定にも不服あるものは、主務大臣に訴願し、(史蹟名勝天然記念物保存法施行令第四條)、また行政裁判所に訴を提起することもできる(國立公園法第九條第四項及び第十一條第四項)。

第三節 美術教育及び美術發達の奨励

I その意義

國の行政權が市民の美術に干與する形式には、前二節に述べ

たるが如き消極的の方面、即ち市民の美術活動自體に直接干渉することなく、唯その活動に必要な物質的條件をその汚損・毀損または滅失より保全せんとするに止どまるものがあり、或は更に一步を進めて市民各自の美術的好尚及び技能を教養し、または美術の發達を奨励するが如き積極的の方面もある。之等兩形式の兼ね備はることによつて、始めて美術行政はその任務の完行を期し得べきものである。しかも前者は概して警察的豫防行政の作用であるに反して、後者は積極的または生産的であるから、企業行政の一部たる美術行政本來の面目は、斯かる積極的の方面に於てこそ眞に遺憾なく發現せられ得るであらう。とはいへ國家秩序自體が猶未だ警察國的傳統に支配せらるゝ所多いためか、斯うした積極的の方面の行政作用は既述の如き消極的の面に對比して、現在のところ甚だ狭小の分野を占めてゐるに過ぎない。そのうち最も顯著なるものとして、美術教育及び美術發達の奨励の二項目がある。以下項を分つてそれ等に關する二三の簡単な説明を試みよう。

II 美術教育

美術教育行政には一般公衆を對象となすものと、特殊の専門的研習者を對象となすものと別がある。斯うした對象の相異によつて、またその教育手段の上にも各々相異なつたものが求められ得る。

A 公衆の美術教育

(a) 美術館、畫廊、博物館

公衆の美術教育は如何なる事柄を目的とすべきものであらうか。その具體的方法如何を追及するに先立つて、また此の點も一應考へて見なければならぬ。一言にしていへば公衆一般に對して美的倫理的情操教育を與ふるといふことにその首要の目的がある。勿論さうした情操の教養は、市民各個人または社會團體の相互的修練によつても施され得るに相違ない。然しながら公衆全般への奉仕機關たる國家は、單に斯かる一個人または一社團の美術的好尚、流儀もしくは美學的信條等に偏することなく、能ふ限り普遍的な公正の立場に立つて、その美術的教育施設を立つるに有利の地位にある。そこに國家の美術教育機關としての特殊な任務があり、また然うした一個または一社團の企及し得ぬ長所がある。しかしてその狙ふ所は、大衆の情緒生活を斯かる美的情操教育によつてより高尚な、より豊かな、より力強い生活にまで高上せしめんとする點にある。

然らば斯かる目的を實現するには、如何なる方法が最も效果的に資用せられ得るであらうか。固より種々の方法を考へ得るであらうが、現在最も普通かつ有效に行はるゝものは美術館、畫廊、博物館、美術展覽會、美術工藝展覽會及び博覽會當該部門等であつて、それ等は後述の美術専門教育及び美術工藝指導の如き特殊任務を有すると共に、また大衆の美的情緒や美術鑑賞能力を養ひ、かつ藝術的に美なるものを一般日常生活にまで

應用し得る能力をも涵養せんとする施設でもある。

わが國の美術教育制度について最も遺憾なことは、今日猶未だ國立または公立美術館、畫廊及び博物館等の設備を見るに至つてゐないことである。かのイタリーが例へばコルジエー＝國立畫廊、近代美術畫廊、美術工藝博物館、就中有名な Museo Capitolino の畫廊等を始として、キルケル博物館、ローマ國立博物館、美術學校繪畫館等の諸畫廊に至る數々の國立美術陳列施設を有し、更には各地方公共團體の經營になる公立美術館及び博物館畫廊を有するに對比し、或はまたフランスがルーヴル美術館、ルクサンプール美術館、トロカデロー彫塑館、クリュニー、ヴェルサイユ、サン・ジェルマン・アン・レイユ等の諸博物館(殊にその美術部)などの國立美術陳列機關はいふまでもなく、リヨン、ボルドー、ストラズブール、ブルュッセル、マルセイユ、ルーアン、ナント、ディジョン、トゥルーズ、ジュネーヴ、カーン、リール、メイヤンス、レンヌ、ナンシー等に於ける數多の地方畫廊を有するに對比せんか、この部門に於けるわが國の美術行政機能が如何に不活潑であり不満足なものであるかを知り得るであらう。

固より美術館及び畫廊等の如きは、専ら既成美術品の陳列施設に過ぎぬものであるから、絶えず流轉進化して止まぬ美術的創作活動及び大衆一般の美術的好尚などとは極めて縁遠いものであり、唯徒らに逝いた過去への追感を呼び起こすに止どまる

ものゝ如くに思はれる。既に一言したる如く明治四年五月二十三日の大政官布告は、古美術品の破壊または散逸を戒むるに方つて當時に於ける『厭舊競新』の流弊を責めたが、舊を厭ひ新を競ふは之れ人性本來の姿であり、そこに人類進化の起動がある。然り、人類の進化は常に或傳統からの蟬脱をもつて始まつてゐる。故に世人が屢々あらゆる傳統美術の拘束を離脱した驚天動地の新創作を云爲し待望するが如きも、皆斯うした人類進化の必然的要請かと思はれる。

然しながら既に我々の知る如く、傳統を蟬脱することは、決して傳統を無視しまたは排斥するによつてではなく、寧ろそれを今一段と進化發展せしむることによつてのみ達せられ得る。されば一切の傳統美術を超越して眞に創制の新美術を出すことも、結局は傳統美術に對する嚴密の觀照とそれに加ふる新工夫とにより、その新たなる發展を遂げ得てこそ始めて可能となる。國立または公立美術館、畫廊等による既成美術品陳列施設が美術教育上に占むる役割も、また斯うした傳統美術の開發的效用を發揮せしめむためにある。

しかしてそれ等の施設が國立また公立なることの利は、既に一言したる如くその豊富なる財力と一流一派に偏せざる美學的考慮の下に、あらゆる過去及び現在の美術を公平に擇出し、之れを系統的に配列して、公衆の鑑賞と美術的専門家の觀照に供し得ることである。現在わが國に於て此の目的に資用せられ得

る施設としては、唯僅かに東京美術學校内美術品陳列館及び東京・京都・奈良に於ける帝室博物館あるに過ぎぬ。美術品及び自然美保全について稍見るべき制度を立てた我が立法も、斯かる公衆の美術教育施設には殆ど顧る所がない。もし財政上の理由に出づるものでないとすれば、蓋し美術生活を一部特權階級の享樂的對象とのみ觀じた過去の思想が、斯うした大衆の美術教育施設を輕んせしむるのであらう。然らずとせば當該行政機關の怠慢によるのであらう。國立及び公立美術館、畫廊及び博物館に關する行政制度については、猶述ぶべき事項が甚だ多い。が然しその詳細は之れを他日に割愛するの外ない。

(b) 美術展覽會及び博覽會美術部

國催また公共團體主催の美術展覽會及び博覽會美術部は、定時的または不定時的に美術的作品を陳列して、之れを一般公衆の鑑賞に供せんとする施設である。美術館、畫廊及び博物館等が常設的なるに反して、之等は孰れも間歇的にして短期の催である。従つてそれについて國家の負擔に歸する人的及び物質的出捐も、比較的輕微に止どめ得る財政上の便宜はあるが、公衆の、就中所謂美術シーズンに間暇を得ぬ大衆の美術教育には、この種展覽會施設は殆ど全く無機能である。故に展覽會美術の獎勵にのみ奔命して、常設美術館及び畫廊等の施設に無關心な我が國美術行政は、此の意味に於てもまた特權階級的だとの謗を避け得ぬであらう。

しかも我が美術展覽會の施設は、その起原に於て漸く明治十五年の國家主催、第一回繪畫共進會に溯り得るに過ぎぬ。然し之れとて同十七年に於ける第二回繪畫共進會をもつて杜絶した。加之、この繪畫共進會なるものは曩に國家のつた洋畫獎勵政策に對する反動として、専ら日本繪畫の展覽にのみ供せられたものであつた。公正不偏を存立理由とする國家の展覽會としては、極めて不満足なものであつたと言つて好い。その後明治四十年に至つて新たに文部省美術展覽會が、時の文部大臣牧野伸顯、岡倉覺三及び九鬼隆一氏等の奔走の下に、比較的公平な方針と施設とを以て開かるゝ運となつたのであるが、然し之れもまたその第七回展覽會に至つて止み、次で現行制度の所謂帝展の制が大正八年九月十六日公示の帝國美術院展覽會規定をもつて設立せられ、爾來今日に及んでゐる。

帝國美術院展覽會は周知の如く定期的に毎年一回東京に開催せられ、その組織は第一部繪畫、第二部繪畫・油繪・水彩畫・パステル畫・創作版畫等、第三部彫塑、第四部美術工藝の四部を以て構成する。それへの出品は出品者自己の制作物に限る。原則として鑑査を経たものゝみを陳列する。陳列品中優秀なものは之れを特選とする。この特選手續を總稱して審査といふ。出品の鑑査及び審査は、各部につき所屬審査員の合議によつて之れを行ひ、その議事は祕密に附せらるゝ。その決定に對しては異議の申立を許さない。

帝國美術院展覽會第四部、美術工藝が漸く昭和二年の改正によつて國催美術展覽會場裡に公表さるゝに至つたに反して、現在商工省の主管に屬する工藝展覽會の制は、既に大正二年七月二十五日の圖案及び應用作品展覽會規程によつて創設せられ、爾來昭和六年度に至る迄既に十八回會の展覽會を催した。同展覽會の目的は工藝展覽會規程第一條及び商工省當局の展覽會趣意書にもある如く、所謂美術的工藝品——實用的要素と藝術的要素とを等分に兼ね具へた或造形品の制作を奨励し及びその技術の改善發達を圖るにある。然しながら之れを公開して一般の鑑賞に供する所以のものは、更に一般公衆の工藝教育乃至指導をも併せ行はんがためである。而してそれは毎年一回行はれ、その組織は第一部圖案、第二部工藝品をもつて構成される。陳列品は原則として鑑査に合格したものに限る。鑑査及び審査の手續は叙上帝國美術院展覽會のそれと略々同様である。但し審査の結果優等なりと判定せられた出品の圖案者または制作者は、所定の褒賞をうける。

斯くの如く我が國の美術展覽會施設が貧弱且起原の淺きに反して、斯のフランスに於ける Salon de peinture の如きは、既に 1667 年 (Colbert の幹旋によつて創立) 以來の制である。尤もそれは降つて 1881 年以降、政府直營の制度たる法上の地位を失ふに至つたが、なほ國家はサロン賞 prix du Salon を授け、或は特定の國有建造物をその會場として貸與する等の支援を與

へ、或は所要の行政的統制權を行使して、それが公衆の美術教育機能を完全に盡さしめんと計つてゐる。しかも Salon は春秋二回あること周知の如くである。而して現今 Salon の母體は、la Société des artistes français 及び la Société nationale des Beaux-Arts の二團體である。またその Salon の規模の如きも極めて盛大であり、眞に世界的美術のアレナに適はしいものである。

B. 専門的美術教育

専門的美術教育の目的は、單なる美術の鑑賞乃至美術的情意の陶冶に止どまらず、更には藝術的創作にも精進せんと欲する者に、美術各般の基本原理及びその表現の技巧等をも授けむとすることにある。しかも斯かる原理及び技巧の教習は、窮極のところその研習者をして眞に藝術的に美なるものを感受し、構成し創造し得る技能を鍛鍊して、より優れたる藝術行程に進ましめむと企つるものであるから、國家の之れに關する教育施設もまた唯單に美術の教壇的設備のみをもつて、能事了れりとなすことはできない。是れ専門的美術教育制度に、學校施設と一般施設との兩種ある所以である。

(a) 美術學校 明治前にあつては朝廷に所謂禁裏繪所があり、幕府にもまた同じく幕府繪所があつた。就中幕府繪所には、狩野派、土佐派または住吉派等があり、各々多數の門人を擁して自家固有の畫風を授けつゝあつたから、それ等は當時に於ける

一種の繪畫學校を成したるものかと思はれる。然しそれ等が果して今日の如き國家的意義に於ける美術教育施設の一種であつたかは、頗る疑はしい。所謂お抱繪師の一私塾と見るが妥當であらう。故に國營施設としての美術學校の出現は、僅かに明治以後のことに屬するといつて大過あるまい。

明治に入つては即ち明治九年から同十五年まで存續した工部大學内の美術學校がある。けれども我が國が眞に整頓した美術學校を有するに至つたのは、漸く明治二十一年十月に設けられた東京美術學校に始まる。然し同校もその創設當時は繪畫科及び彫刻科の二科のみに限られ、しかもその繪畫科は日本畫のみに限られた。その後明治二十九年に洋畫科を、同三十一年に塑造科を新設したことなどを始めとし、次第にその内容を整頓充實して、今や日本畫科、西洋畫科、彫刻科、建築科、圖案科、金工科、鑄造科、漆工科の八科、並に圖畫師範科なる附屬科とをもつてゐる。之れより先、明治十三年京都府は府立畫學校を立て、今の繪畫専門學校の前身を作つたが、今なほ繪畫教育のみに止どめて造形美術全般の科目を授くるに至つてゐない。故に純然たる國立美術學校は東京に一あるのみ。尤も應用美術の教育機關としては、明治三十八年六月二十日の文部省令第十號による京都工藝學校(修業年限三箇年・色染課・機織課・圖案課に分かる)、大正十一年二月二日の文部省令第六號による東京高等工藝學校(修業年限三箇年・工藝圖案科・精密機械科・金屬工藝

科・木材工藝科・印刷工藝科に分かる)等があり、また地方公共團體による此の種工藝學校も乏しくない。例へば東京府立、京都府立、大阪市立、名古屋市立、甲府市立、津市立、富山縣立及び香川縣立等の工藝學校の如きその數例である。然しながら純粹美術に關する國立教育施設は、東京美術學校一あるのみ。

之れを斯のフランスに於ける沿革古く且整備した美術學校制度に對比せんか、何人も先づその差異の甚しきに驚き、また彼が美術の勢盛んなると、我が美術の氣勢舉がらざるとに、自らその由つて來たるものあるを痛感せざるを得まい。然し今茲にフランス美術教育制度をその詳細に互つて説明する違もないから、單にその主要なる國立美術または工藝學校施設をのみ列記してその概要を窺ふなら、例へば羅馬には斯の有名な在羅馬フランス美術院が1666年以來絶えざる活動を續けて居り、巴里には既に1648年以來なる國立美術學校（内部組織は繪畫及び版畫科、彫刻及び鑄造科、並に建築科の三科に大別されてゐる）、同じく巴里の國立裝飾美術學校、リヨン、ディジョン、アルジェール等に於ける國立美術學校、リモージュ、オウビュッソン、ニース等に於ける國立裝飾美術學校、プールジュ及びルーベックスに於ける國立美術工藝學校等の如きがあり、またセーヴルの國立模範陶器工場附屬、陶器工藝學校の如きその數例である。更に1913年の一月二十三日の命令によつて、地方建築學校の創設が規定せられてゐる。その整備推して知るべきである。

また国立美術學校施設の地方的分布状態についても、わが國の中央集權的なるに反して、彼の制度は極めて民主的的地方分權的である。

(b) 一般施設 専門的美術教育に對する一般施設としては、主として美術館、畫廊、博物館及び美術圖書館の如きものを舉げ得る。之等の施設は既述の如き一般公衆の美術教育に資用せられ得ると共に、なほ美術的専門教育にもまた利用せらるべき機能を有する。即ち前の場合にあつては一般市民に美術鑑賞の機會と便宜を與ふことが主要の目的であるに反して、後の場合にあつては美術の専門的研習者をして古今の美術を觀照し、かつそれによつて新しい藝術的製作への示唆を索めしめ、或は自己の内抱する美術的作因の表現に最も適切な暗示をうけしむることなどを、その目的とするものである。また例へば美術展覽會及び博覽會當該部門の如きは、一般美術家として各々互に美術のarenaにその技を競ふ機會を得せしめ、もつて各種美術の改善及び發達を促さんと企つるものである。故に社會的公衆教育に指向するゝ美術品陳列場及び展覽會施設の目的が之れをその「社會的鑑賞目的」といひ得るなら、専門的美術教育に指向するゝ方面は之れをその「藝術的創作目的」といひ得るであらう。加之、国立または公立美術館、畫廊及び博物館等の施設は、既述の如き國寶及び一般美術品の保存及び管理のためには、無二の安泰なる保藏所を供するものである。故に之れはそれ等施設

の『美術品保存目的』といつて好い。

以上孰れの目的よりするも、わが國立または公立美術館、畫廊及び博物館等の設置は、極めて急施を要する美術行政上の一大案件である。今日の如く國寶の指定を行ふことのみ之急にして、之れを保藏及び陳列する國立美術館及び畫廊なき情態は、洵に佛造つて魂いれずの諺通り、甚だ不徹底を極むるものである。

III 美術發達の獎勵

前數節に述べた美術品及び證古品竝に自然美の保全行政または美術教育行政も、等しく市民の美術活動を助勢し活潑ならしむるに效果あること疑ないが、然しそは皆間接の所謂反射的效果のみ。その直接の效果は専ら、然うした要保護物件の保護及び管理または被教育者の美學的化育にある。之れに對して茲に所謂美術發達の獎勵は、市民一般の美術活動の助勢及び勸獎にその直接の目的を置くものである。而して國家が此の目的のために採る手段の形式には、或は外交的のものがあり、或は財政的のものがあり、或は模範企業的のものもある。次下項を分つて之れに關する二三の説明を加へよう。

(a) 對外的文化行政

一國文化の消長は國民一般が自己特有の性能を自覺して、それをより高い文化價値の獲得のために發揮し得るか否かに懸つてゐる。斯かる自覺は勿論自らの反省によつても得らるゝには

相違ないが、更に進んで他國民の評價に訴へることも、また自己省察の一方法であり得よう。加之、各國民は常に自國內部に於てその國民的文化財の生産・増殖及び保藏等に努むるのみならず、更には之れを他國に擴布しまたは他と之れを交換することにも努めなければならぬ。斯くして市民の例へば美術生活にその國際的活動の分野が生じ、従つて之れに對應する對外的美術行政の一領域が生ずることとなる。而して斯うした各國民の美術的文化の國際的進出を援助する一機構として、我々は例へばフランスまたはドイツに於ける外務省文化事業部による對外的文化行政を見る。

然らばこの種對外的文化行政の一領域たる美術行政は、如何なる作用の形態をもつて或一國美術の國際的進出に、その援助の途を講じ得るか。固よりそのすべてに互つて之れが詳細の説明を試むるが如きは、本稿の如き小文の到底企圖し能はぬ所である。よつて茲には唯その要目についてのみ、二三の説明を試みよう。

(1) 美術展覽會による國際的進出とその援助——諸外國に自國美術の展覽會を開催し、或はその開催を補助してその國際的進出を援け、或は外國美術の展覽會を自國に催して自國美術の改善及び發達を促し、併せて所謂文化交換の形式による自國美術の國際的進出を容易にすること等は、之れ對外的美術行政の主要任務である。フランスに於ける外務省文化事業部文藝課に

よる此の種行政作用は、最も巧妙活潑なるを以て世界に知られてゐる。フランス美術今日の世界的制覇の基調には、また斯うした對外的文化行政機關の不斷の努力あることを看過してはならぬ。勿論わが國に於ても既に大正十二年三月三十日法律第三十六號、對支文化事業特別會計法の制定以來、外務省に對支文化事業部なる一機關の設があり、既に數回に互る日華繪畫展覽會の催の如きをも相當援助する所あつたには違いないが、そは専ら支那をのみ對象として、未だ全面的意義の對外的文化行政たる意義を備へてゐない。

(2) 外國よりの視察者、研究者、觀光客等の誘致——一國の美術文化の國際的進出を援助する方法には、叙上の如く自ら積極的に外部に働きかくるものと、他國民を自國に誘致しまたはその來遊を補助特遇して、自國の美術を觀照味得せしむるやうな受動的方面とがあり得る。斯くて對外的文化行政の他の一任務として、外國よりの美術視察者及び美術研究生等を招致し、またはその入國及び入國後の便宜を供與し、或はその特に優秀なる研究生に對して補助または獎勵費を給與するが如き方面を生ずることとなる。

此の方面に於てもフランス外務省文化事業部の活動は、眞に目覺ましいものがある。固よりわが國に於ても對支關係に於ては、兩國美術家の相互往來竝に留學生の勧誘及び補助等が外務省文化事業部の一任務とせられてゐる。然し何故に支那をのみ

對象として、廣く世界にその考慮を拂ふことを忽にするのであるか、我々の容易に理解する能はぬ所である。況や支那はわが國の此の種文化事業を目して、支那に對する『文化侵略』として排撃しつゝあるに於てをやである。蓋し支那をのみ我が對外的文化行政の對象となすことより來る必然の歸結であらう。わが對外的文化行政の財源が専ら義和團事件賠償金なるの故を以て、必ずしも之れを支那にのみ貢獻するの義務はあるまい。支那に貢獻すべき途はむしろ他の方法に於て求めらるべきであらう。故にわが對支文化事業部は、嘗に對外的美術行政一般の必要からのみでなく、日華兩國の國交的支障を避くる意味合に於ても、能ふ限り速かに汎世界的對外文化事業機關に改組せらるべきものと信ずる。

なほ自然美行政に關聯して特に注意すべきは、フランス外務省文化事業部に叙上文藝課の外、更に『觀光課』なる一機關が設けられてゐることである。同課の任務は在外公使館または外國公私の關係團體に對し幻燈板、映畫フィルム、映寫機等を送付してフランスの風景その他の藝術的催しの事情等を紹介し、外國よりの觀光客を誘致せんとするにある。

(3) 出先官憲との協力——叙上の如き種類（その他茲に述べなかつた各種）の任務を遂行するため、文化事業部は絶えず自國の在外官憲の協力をうくる。例へば美術展覽會の開催を幹旋準備せしめ、或は私人による此の種の催に必要なる諸條件を調

のへしめ、或は駐在國政府または美術團體との間に美術文化交換のことを斡旋せしむるが如き之れである。

(b) 財政的援助

美術發達の獎勵には、叙上對外的文化行政に見たるが如き人的及び物質的の包括的援助の外に、専ら物質的方法の援助のみによる部面がある。例へば日本美術協會、日本美術院、二科會、春陽會等の如き市民の自治的に結社せる美術團體に對して、その活動を助成するため或程度の補助金を給するが如き、或はわが國固有の創作美術の改善發達を促すために研究費または補助費を給するが如き、その一例である。世界史上眞に文化せる民族發展の跡を見れば何人も直ちに、彼等が常によく自己民族の特性と力量とを自覺して、それを自國独自の文化型態の創造に適用し得た民族または國民であつたことを觀るであらう。故に國家が自國の美術を改善發達せしめんとするに方つても、唯徒らに他國美術の模倣を獎するが如き舉に出づることなく、常に自國特有美術の改善及び發達にその主意を注ぐべきであることはいふまでもあるまい。

斯くて例へば斯の浮世繪の如き木版畫美術は、實に我が日本民族独自の價値ある美術として、自らも任じ且他國も許すものなるに拘らず、今日に於ては殆ど衰微のまゝに放置せられてゐるかに見ゆる。たまたま之れが制作に精進して、その改善發達を畫する者ある場合にも、多くは社會的に不遇にしてその業を

究極にまで追及し行く資力を缺くが常である。しかも斯うした方面に對する國家の財政的援助は、美術發達の獎勵上、その效果の最も的確な方法である。

また優秀にして然かも研究の資に乏しい美術家また美術學生に對して、經濟的援助を與へ、或は後述の如く特に優秀なる現代作家の作品を國家に買上げ、或は優秀なる美術家に對して海外視察または留學費を給するが如きも、また國家による財政的援助の一例である。

(c) 模範的美術工業の國營竝に工藝美術の指導及び獎勵

美術工業の如く本來その經營に多分の冒險を伴ひ、かつその利潤に確實性の乏しい企業は、國家または公共團體自ら之を經營して、その制作の模範を民間に示すことが望ましい。例へばフランスの如きは、かのセーヴル模範美術陶器工場、ゴブラン及びポーヴェ模範美術織物工場の如きも、斯かる方針の下に經營して、同種民營企業を嚮導し、その制作の優秀は既に世界的名聲をすら博してゐる。然るにわが國の如きは僅かに軍需品について二三の國營模範工場を有するに過ぎないが、若し平和的文化の創造能力こそ或民族または國民の存在價值を定むる究極の基準であるといふことが眞理なら、早晚斯うした國營方針及び國營模範企業の種類にも、何等かの更新が期待されなければなるまい。

工藝美術の指導については、わが國も昭和三年勅令第四七號

工藝指導所官制によつて、工藝指導所を創設し、之れを仙臺市二十人町通十番地に置いてゐる。その任務は工藝の指導をなすため、木工品及び金屬品に關する試験及び研究をなし、或はそれ等の原料及び材料の品質を鑑定し、或はそれ等の制作に關して傳習及び講習を行ひ、或は試験研究のために制作したる木工品及び金屬品、加工したる其の材料竝に調製したる其の意匠及び圖案等を配布するにある。或はそれ等の制作の依頼にも應ずるものである。

第四章 美術行政の財政的基礎

經綸ある行政作用には常に豊富な豫算が伴はなければならぬ。美術行政もまたその潤澤なる財政的基礎なくしては、充分の成績を擧げ得ないこといふまでもない。勿論、良行政は手腕ある人材に俟つこと甚だ多いものあるに相違ないが、然し財源乏しければ可惜その手腕も振ふに由なく終るの外あるまい。是れ美術行政の財源如何が、直ちにその良否を分かつ至要の問題として、切に我々の慎重な研究を要する所以である。

I 美術行政に關する諸經費

美術行政の財源問題を説くには、先づその用途たる經費の問題を概観しなくてはならぬ。蓋しその經費の當否は、美術行政の健實なる財政的基礎を立つるに不可分の關係あるからであり、従つて財源充當の理由もその當否によつてのみ充足せられ得る

からである。而して前數章に述べた所に照應して考ふるならば美術行政經費として擧げ得るものは、凡そ之れを指定物件の保存、管理乃至開發に關するもの、美術教育に關するもの、美術發達の獎勵に關するもの、三種に大別せられ得るかと思ふ。

(a) 指定物件の保存、管理及び開發に關する經費

指定物件の保存、管理及び開發に關する經費とは、例へば國有國寶の保存及び管理に要する費用、社寺有または私有國寶の維持修理に對する補助金、國立美術館・畫廊・博物館等の建設及び管理費、不動産美術品の對震・對火その他の保護施設費、國立公園計畫費及び同事業の執行費乃至その施設の管理費の如き之れである。之等の經費は皆孰れも現行法の施行に直接間接必要なる諸經費であつて、その當否の如き固より説明の餘地はない。

然しながら茲で特に我々の注意を要すべきは、わが現行法が指定物件殊に指定國寶の買上に關する法上の規定を缺如してゐるため、それに要する豫算の充當が事實上全く認められ得ないといふ點である。斯くて問題は、さうした現行制度の立法方針が國寶的美術品及び證古品の保存上、果して妥當であるか否かの點にまで遡つて考へられなければならぬ。

惟ふに國寶の指定處分は本來、國寶なる名目も既に暗示せる如く、國民全般の即ち國家の美術的または歴史的利益のために、或特定物件を指し定めて既述の如き法律的制限を加ふるものである。しかも國家はこの際、國民一般の利益のため或特定個人

に對し何等の補償なくして、一般市民の共通負擔せざる特殊の公用負擔を課するものであり、従つて既に言及したるが如くそれに關する私有財産權の部分的公用徴收にも等しい結果を招來するものであるから、此の意味よりして指定の効果は國民各自に對する負擔の公平を著しく缺くものとならざるを得ない。しかも斯かる負擔の不均衡によつて利せらるゝ者は、いふまでもなく國家乃至國民一般である。而して利益をうくる者は不利益をもうくるとはローマ法以來の原則だ。故に國家または國民一般が斯かる指定の齎らす一定の利益と共に、またそれに隨伴する種々の不利益をもうくるは、寧ろ當然の事項といふべきである。従つて若し例へば國寶物件所有者が何等かの理由よりしてその所有國寶を海外に輸出または移出せんと欲するに拘らず、國家が國寶保存法第三條に基きその輸出または移出を許可せざる場合には、國家は該所有權者に對する過重の負擔を避くるため、更には該物件の散逸を豫防し、また國寶の國家的管理なる究極目的を實行すべき一條件としても、その取極輸出(または移出)價格をもつて之れを國家に買上ぐべきであり、また之れに要する費用の支出を惜んではならぬ。

加之、國家全般の利益のために或私有物件を國寶と指定しながら、しかもその管理は之れを私個人の手に抛置するが如きは、それ自體既に變態的現象であり、従つて既述の如く私有國寶物件が一種の公。共的私。有財産といふが如き觀念上の内在的矛盾を

藏することも、また斯うした變態的管理に由來するものである。寧ろ國家による管理乃至所有こそ、其の常態となさるべきである。故に國寶本來の性質よりしても、また國寶物件の買上はその指定制度より來る必然の歸結でなければならぬ。

なほ將來國寶豫定物の登録または更に進んでドイツ式登録制度の採用せらるゝに至ることもあらば、叙上の理はまた之れ等にも殆ど例外なく妥當し得るであらう。

(b) 美術教育に關する經費

この種經費のうち最も巨額に上ばるものは、國立及び公立美術館の設立及び維持に關する費用であるが、その設備に就いては猶未だ單なる計畫すら公表せられてゐない我が國の現状としては、その所要經費の實額は固よりその想定額すら之れを示すこと不可能である。それに次で美術學校費も相當の額に達する。東京美術學校の昭和六年度經費は、二十四萬三千圓である。東京及び京都高等工藝學校もまた略々之れに準じてよい。將來此の種學校施設の増置ある場合には、その増設費及び經營費の如き優に一校數百萬圓を要することゝならう。

美術展覽會費は現在、毎年秋季の帝國美術院展覽會のために約七萬圓の經費を要してゐる。將來美術展覽會の地方分化を行ひ、更に市民自營の展覽會にも相當の補助金を給するに至るならば、縦し地方公共團體に費用の分擔を命ずるとしても、更に此の部面に於て一展覽會約二三萬圓の費用の増加を見ることゝ

ならう。工藝展覽會に要する經費年額は、平均約三萬圓である。然かも斯かる少額の經費にて東京・京都・大阪の三都に於て、年々相當の成績を擧げつゝある。

(c) 美術發達の奨勵に關する經費

美術展覽會及び工藝展覽會は美術教育の方法たると同時に、また美術發達の奨勵方法でもある。然しそれについては既に(b)に於て之れを述べた。

優秀なるも貧困にして研究の資を得難い美術家または美術學生への研究費または補助費、或は木版美術及び木彫の如き我が特殊日本美術の奨勵費の如きも、十分顧られて然るべきであるが、現に猶さうした企を見るに至つてゐない。

いま参考のため日佛兩國に於ける美術行政豫算年額を、最近數年間につき比較對照して、如何に彼我の美術行政施設の間に甚しい優劣の差あるかを推知するの資に供しよう。但し下表は主として美術品及び證古品の保存及び購入、史蹟名勝天然記念物の保存、美術展覽會及び美術館の經營等に關する費用であつて、例へば外務省文化事業部の文藝課及び觀光課費、商工省の工藝奨勵費及び工藝展覽會費、美術學校、高等工藝學校及び工藝指導所費の如きは、日佛當該豫算の對當的比較上、すべて之れを除外した。フランス豫算の比較的巨額に達する理由は、主として美術品の購入費並に美術館及び畫廊管理費の多額なるに由る。佛貨フランの邦貨換算率は、一フラン對八錢の割合による。

		1928	1929	1930	1931
豫算總額	佛	42,444,949.000 ^法 (3,395,595,920 ^円)	45,366,130,000 ^法 (3,629,290,400 ^円)	48,665,917,000 ^法 (3,893,273,360 ^円)	未詳
	純計	日本	未詳	3,691,636,000 ^円	
美術行政 豫算額	佛	93,740,000 ^法 (7,499,200 ^円)	118,516,000 ^法 (9,481,280 ^円)	153,411,000 ^法 (12,272,380 ^円)	
	日本		640,265 ^円	640,265 ^円	486,103 ^円
豫算總額と 美術行政豫 算との比率	佛	0.221 ^強	0.261 ^強	0.315 ^強	
	日本		0.017 ^強	0.018 ^強	0.015 ^弱

II 美術行政の財政的自主

次に考へらるべき事項は、美術行政の財源を何處に求むべきかの問題である。之れについては二の相異なつた立法主義がある。その一は我が現行豫算制度の如く美術行政をして、その有らゆる財源を年々の一般豫算に仰がしむる制であり、他は美術行政自體が一個の獨立した財源を擁して、能ふ限り自給自足の財政機能を發揮せむとする制である。

勿論、前者は豫算統合の理想に適ひ、また財政監督の上より觀ても美術行政作用に對する議會の財務統制權を行使するに甚だ好都合であり、更に美術行政機關の側からいへば逐年不斷に自己の收入を維持向上すべく焦慮する煩勞もなく、唯ひたすら一般豫算よりの割當額を可及的多からしむるに努むれば足りるといふ意味合に於て、慥かに便宜ではあらう。然しながら美術行政本來の目的よりいへば、斯うした制度は明かに不適當である。なるほど統合豫算の制に於ては、豫算全體の統一的經理に

便宜なこと疑ないが、然るときは翻つて美術行政豫算そのものの簡明と充當の公正は到底之れを期待するに由ないであらう。斯くて即ち現行豫算の慣行によれば、例へば國寶保存費と國寶臺帳調製費とが、更に之れ等と國寶臨時保存費とが、互に款項系統を異にする箇所へ離れ離れに掲げらるべきものとなつてゐて、甚だその簡明を缺いでゐる。また例へば美術發達の獎勵費が一般學術獎勵費に混交せられ、美術工藝發達の獎勵費が一般工業獎勵費に混入せられてあるため、それが使用の任に當たる者の手心によつて、その割當に尠からぬ厚薄を生ずることも起り得よう。兎もすれば美術生活を一種の贅澤物視し勝ちな(また實際に於ても兎角さうされ易い) 社會情態の下にあつては、斯うした美術財源と他財源との混合配當が、多く前者の不利に終るであらうこと蓋し想像に難くあるまい。

また美術行政財源を擧げて悉く議會の切盛に附することは、勢ひ美術行政機關をして一定の理想ある方針に準じてはなくて、唯そこに割當てられたる特定金額を基準として、姑息の瀾縫的手段に一時を糊塗するの餘儀なきに至らしむる不利もある。況や純然たる文化行政殊に美術行政問題の如きは、政争場裡のスローガンとしても衆耳をうち難く、従つてそれによる投票蒐集の可能性も極めて乏しいため、政黨的興味ある他の傾向的行政經費の犠牲となり勝ちである。

なほ西歐美術國に於ける先例の示す如く、美術行政機關がそ

の財源について一個の法人格または財政的自主權を有する場合には、特に美術の發達に關心をもつ各個人または法人が、現物寄附または金銭の形式を以てする美術行政財源への寄附行爲を容易ならしめ得るであらうし、またそれを勧誘し得る機縁ともなる。また叙上の如き特定の財産的基礎ある美術行政機關または法人は、佛伊に於ても既に先例ある如く、その財源を信用として美術(行政)公債を起し得る便宜もあらう。

以上孰れの點より觀るも美術行政に一個の自主的財政權の必要なる所以は、略々明かにされ得たと信ずる。然らばさうした美術行政の財政的基調は、如何にして立て得らるべきものであるか、といふことが次に考へられなければならぬ問題となる。

III 美術行政基金

先づ美術行政の先輩國たるイタリー及びフランスの當該立法について、その具體的方法を學ぶことゝしよう。之等兩國に於ても美術行政の財源問題に就いては、當初、我が現行制度と等しく統合豫算の制によつてゐた。然しながら第二十世紀に入つてよりの美術行政制度の著しい發達は、斯うした統合豫算への依屬を許さなくなつて來た。斯くしてイタリーは1907年以來、フランスは1914年以來、孰れも美術行政獨立豫算の制を採るに至つたのである。而して之れが實現の方法は美術行政基金とも稱すべき一種の基金制度である。

(a) イタリーに於ける美術行政基金

此の國に於ける美術行政基金として定められたものは、大藏省預金及び貸付部に設定せられた文部大臣名義の利息附交互計算が、それである。此の交互計算に拂込まべき金額は、

(1) 1907年七月十四日の法律によつて同上預金及び貸付部へ利息附交互計算の形式で拂込まれた百萬リラ（一リラを邦貨十錢七厘の現時價に換算して約十萬七千圓）、

(2) 同上の法律に基いて定期的に上記預金及び貸付部に拂込まるゝ四百萬リラ（約四十二萬八千圓）の整理公債基金に對する利子、

(3) 1909年六月二十日の法律第二十三號によつて豫算に計上せられたる金額、即ち第一に1906年六月二十七日の法律第三條に基く法定美術行政費年額三十萬リラ（約三萬二千百圓）が、1909年以後年々臨時美術品購入費として上記預金及び貸付部の交互計算に拂込まべきものとなつて居り、次に國家の美術品または證古品に關する公刊物、寫眞、その他の複製品等よりの販賣益金、美術品及び證古品の移轉税、殊に輸出税收納額等があり、更に現行法の定むる所によつて徴收せらるべき諸種の罰金及び賠償金等がある。

(4) 交互計算より生ずる年々の利息、

(5) 個人または法人より美術行政基金に充つるために寄附せらるゝ金錢またその他の物件、

(6) その他文部大臣は以上の財源を信用として、所要の美

術公債を起こすことを得る。

以上各項目のうち(1)、(2)及び(4)による年収入年額は略々一定してゐるであらうが、最も多産的な(3)及び(5)による充當額は年々の經濟事情如何によつて著しい増減を示すであらう。そこに幾らか不安定な一面を思はせるものがある。が兎まれ之等の諸財源によつてイタリー美術行政が、その比較的強固な財政自主の基調を立て、自己独自の規畫になる政策とその實現とに利用しつゝあることは、同國美術行政制度の一の強味でなければならぬ。

なほ之等諸財源の使用の額及び方法等に關しては固より二三の法律的制限なしとしなが、大體に於てその使用は主務大臣の裁量に一任せられてある。

(b) フランスに於ける美術行政基金

フランスに於ては 1914 年七月十日の法律を以て、歴史的記念物基金の制が創設された。然しその執行に要する命令は 1921 年十月二十二日に至つて漸くその公布を見た。同金庫はその名稱の偏れるに拘らず、有らゆる種類的美術品及び證古品の保存乃至購入に充當さるゝ財源であつて、美術大臣の所管に屬する。尤もその具體的運用に當たるものは、兩院議員各一名、參事院評定官一名、會計檢査院判事一名、美術院會員一名、文藝院會員一名、美術史・考古學または先史學上著名の學者二名、内務省・大藏省・美術省の代表者各一名を以て成る評議會である。

同會議はなほ未だ一個の法人格を有するまでには立ち至つてゐないが、一個の特別會計として財政上の自主權を有するものである。従つてその財政の運用は専ら同金庫評議會の規畫する所であり、かつ同金庫固有の出納官吏の執行する所である。

然らば同金庫は如何なる點にその財源を仰ぐものであらうか。それは相當多岐に亙つてゐる。が大體次の如き六の項目に大別せられ得る。

(1) 特定の充當目的を以て國家、各縣、各市町村及びその他の公法人より與へらるゝ補助金

(2) 公共的利益のための美術品の保存に關し、美術大臣の提議に基き關係特別委員の毎年確定配分する割當金。しかもそれは年額三十萬フラン(約二萬八千圓)を下ることを得ない。

(3) 市民各個人または法人よりする遺贈及び贈與

(4) 個人的または團體的寄附に基いて拂込まれたる金額。尤も此の寄附金に特定の充當目的が附せらるゝ場合には、それに關する美術大臣の承認が必要である。

(5) 公債または國家の保證ある有價證券若しくは國庫に預納せられ且交互計算の形式を以て保有せらるゝ預金その他の基金に對する利息

(6) その他一切の法定收入。例へば美術品、證古品、その他の古物等の公賣に課せらるゝ賣價百分の一の租稅收入、國立または國家の管理に委託せられた美術館、博物館または畫

廊等の入場料などは、その最も顯著なる事例である。⁽¹⁾

1) J. Estève op. cit, pp. 412—415

(c) 批 判

以上佛伊兩國の美術行政基金制度は、その運用の方法及び形式等に於ては固より多少の差異なしとしないが、その基本たる財源の種類及び性質等は略々同様であつて、概ね据置基金と當座基金との二種に大別せられ得る。茲に据置基金とは、その元金の處分を禁じて、之れより生ずる利息をのみ毎年の美術行政豫算に充當し得べき性質のものをいひ、當座基金とは、美術行政財源に充當せられたる特定金額にして、毎會計年度の自由なる處分に附せられ得べき性質のものをいふ。叙上イタリー美術行政基金の項目中 (2)、フランスのそれでは (5) などが、据置基金の適例であり、自餘の諸項目はすべて當座基金の實例である。

若し理想をいふことが許さるゝなら美術行政基金は、据置基金を本位としてその利金のみを毎會計年度の當該豫算に充當し得べきものとなすべきであらう。而して佛伊兩國の制度も今猶この理想とは、相去ること甚だ遠いものがある。いふまでもなく斯かる据置基金は、或一會計年度内に於て卒爾に纏め得らるべきものではないから、許す限り永年的に繼續して年々特定の金額を美術行政基金として積立つるが、最も可能性の多い方法かと思はれる。また之れに對する民間の寄附を募ることも、相

當に努力せられて然るべきであらう。殊に美術館建設基金の如きに於て然りである。

然しながら美術行政基金本來の目的は、特に指定美術品または證古品の購入及び保存のために所要の資金を供給するにあつて、廣く美術行政機關の件費及び事務費或は美術館、畫廊、博物館等の建設費等にまで、その資金を供給せんとするものではない。また然うした厖大な基金は、その据置なると當座なるとを問はず、現在の如き公經濟組織の下では到底望み得べき限りでなく、またその必要も見ない。

然らばわが美術行政財源は、之れを如何なる建前によつて組成すべきであらうか。勿論、叙上佛伊のそれに準つて、然うした自主財政權ある獨立會計制度の急設を要することいふまでもない。猶その場合に生ずる財源選擇の問題については、相當詳細に考究すべき事項を餘してゐるが、それは他日の作業に俟つことゝしよう。

第五章 美術行政機關

美術行政機關については特に論究を要すべき問題がない。従つて之れに關する諸外國當該立法との比較研究もその必要を見ない。されば以下數言を費して、わが現行美術行政機關の概要を單に一瞥するに止どめよう。

まづ第一に對内的文化行政機關たる文部省は、國寶保存法及

び史蹟名勝天然記念物保存法、竝に一般美術教育及び美術の奨励に關する法令等の執行統轄機關となり、その下に専門學務局學藝課が置かれて一般美術教育行政事務を管掌せしめ、また宗教局保存課が置かれて國寶保存法及び史蹟名勝天然記念物保存法の執行事務を管掌せしむるのである。博物館行政に關する限り同省普通學務局も、また美術行政の一機關と解せられ得る。國立公園法の執行事務は、内務省衛生局保健課の傍に附置せられた國立公園部の管掌する所である。故に同部もまた美術行政機關の一に數ふるを妨げない。尤も國立公園の設定、保存、開發等に關する行政作用を目して、専ら國民の保健作用とのみ解する者に取つては、大いに異論の存する所であらうと思はれる。

對支文化事業中、美術の擴布及び交換等に關する行政は既述の如く外務省文化事業部の專管に屬するが、同部もまたその限度に於ては美術行政上の一機構と解して差支あるまい。更に工藝美術の奨励に關する限り、商工省商務局商政課もまた美術行政の一機關である。

なほ國寶保存法及び國立公園法の運用につき各主務大臣の下に一種の職能的合議機關が附置せられて、所定の事項に關する必要的諮問機關と定められてゐることは、既に我々の言及した所である。唯問題となるは何故に史蹟名勝天然記念物保存法の施行についても、同様の必要的諮問機關を設けなかつたかといふことである。國寶保存法の所謂「歴史の證徴」たりや否やの決

定と、史蹟名勝天然記念物保存法の所謂『史蹟』として保存するに値すべきや否やの決定との間に、果して斯かる手續上の相異を是認せしむるに足るだけの本質的相違があり得るだらうか。また史蹟名勝天然記念物保存法の所謂『名勝』として保存するを要すべきや否やの決定と、国立公園法の要求する『國家的公園美』に妥當すべきや否やの決定との間にも、果して然うした本質的な相異が認められ得るであらうか。疑なきを得ない。

— 17, 10, 1931 —

附録として次に主要なる文獻を示さう。

I フランス美術行政法に關するもの

- (1) Astié.—*La protection des paysages*, Lyon, 1912.
- (2) Berthélemy, H.—*Traité élémentaire de Droit Administratif*, Paris, 12 éd., 1930.
- (3) Boivin-Champeaux.—*Des restrictions apportées à la propriété dans un intérêt esthétique*, Paris, 1913.
- (4) Champigny, Gassot de.—*La protection des sites et paysages*, Paris, 1909.
- (5) Clermont, Raoul de.—*De la protection des monuments du passé, des paysages et des sites* (annexe au bulletin n° 19. Association littéraire et artistique, 1905).

- (6) Constans, J.—Monuments historiques et objets d'art Montpellier, 1905.
- (7) Copper, E.—L'art et la loi, Paris, 1903.
- (8) Cros-Mayrevieille, F.—De la protection des monuments historiques ou artistiques, des sites et des paysages, Paris, 1907.
- (9) Despois.—Le vandalisme révolutionnaire, Paris, 1868.
- (10) Estève, J.—L'art et la propriété, Paris, 1925.
- (11) Eygout, H.—La protection des objets mobiliers d'art et d'histoire, Paris, 1922.
- (12) Gairal.—Les oeuvres d'art et le droit, Lyon, 1900.
- (13) Gout, P.—La conservation et la restauration des monuments historiques dans la „ Gazette des Beaux-Arts ” (mars, oct. novembre, 1881, Paris-Quantin).
- (14) Hallays, A.—D'une législation à faire en France pour la protection des monuments artistiques et des oeuvres d'art. Journal des Débats, 3 avril, 1903.
- (15) Hugo, V.—Guerre aux démolisseurs, dans la Revue des Deux Mondes, mars, 1832.
- (16) Jullian, C.—La vie et l'étude des monuments français, (Revue Bleue, 1906).
- (17) Leroy-Beaulieu, A.—La restauration des monuments

historiques devant l'art et la budget, (Revue des Deux-Mondes, 1^{er} Fevrier 1882).

(18) Madelin, — Les restrictions légales du droit de propriété forestière privé, Paris, 1905.

(19) Marguery, J. — La protection des objets mobiliers, d'intérêt historique ou artistique, Paris, 1912.

(20) Marot. — La loi du 14 mars 1919, Poitiers. 1923.

(21) Masson. — Du rôle de l'Etat par rapport à l'Art, Paris, 1912.

(22) Metman, J. — La législation française relative à la protection des monuments historiques et des objets d'art, Dijon, 1911.

(23) Montalembert. — (a) Du vandalisme en France (Revue des Deux-Mondes, 1833). (b) De l'attitude actuelle du vandalisme en France (Revue des Deux-Mondes, 15 nov. 1838).

(24) Morel. — La question forestière en France, Lyon, 1910.

(25) Morgand. — (a) L'administration des Beaux-Arts (Revue générale d'Administration, 1883). (b) Monuments historiques et objets d'art (Revue générale d'Administration, 1889).

(26) Munck, Emile de. — Proposition de modifications à apporter au projet de loi sur la conservation des monuments historiques, Bruxelles, 1889.

- (27) Pariset, E.—Les Monuments historiques, Paris, 1891.
- (28) Paté, L.—L'état et les monuments historiques, Paris, 1900.
- (29) Roland.—(a) La protection et la conservation des édifices et monuments d'intérêt artistique et des monuments publics (Revue du Droit public, 1913). (b) La nouvelle législation relative aux monuments historiques (Revue du Droit public, 1914).
- (30) Rueprich-Robert.—De l'influence de l'opinion publique sur la conservation des anciens monuments, Paris, 1882.
- (31) Saleilles.—(a) La loi du 30 mars 1887 (Revue bourguignonne de l'enseignement supérieur, 1891). (b) Questions de jurisprudence (Revue bourguignonne de l'enseignement supérieur, 1893).
- (32) Sommerard, du.—Les monuments historiques de France à l'exposition de Vienne de 1873, 1876.
- (33) Tetreau, L.—législation relative aux monuments et objets d'art, Paris, 1896.
- (34) Touzé.—La loi du 14 mars 1919. Paris 1924.
- (35) Weiss.—Philippe Pot devant la Cour de Dijon (La France judiciaire, 1887).

II イタリア美術行政法に関するもの

(1) Andreotti.—Commenti alla Legge 20 giugno 1909, Cassazione Unica, Roma, vol. 21, n. 225.

(2) Benigno.—Sull'Acquisto della proprietà della cosa antiche ricoperte secondo il Cod civ. germanice secondo diritto vigente in Italia, dopo la Legge 12 giugno 1902, *Rivista critica*, 1904.

(3) Chrétien.—De la protection et la conservation des monuments et objets précieux d'après la nouvelle loi italienne, *Journal de Clunet*, 1903.

(4) D'Ameglio.—Sulla mancata denuncia di monumenti ed opere d'arte e sugli scavi abusivi a scopo di ricerche d'antiquità, *Legge Roma*, 1904.

(5) Franco, Di.—Monumenti et scavi, *Digesto italiano*, Torino, 1907.

(6) Jannuzzi.—Gli art. 6 e 8 della Legge 12 giugno 1902, considerata in relazione agli oggetti archeologici, *Movimento Giuridico*, 1903.

(7) Lepelletier.—Prohibition d'exporter les oeuvres d'art, *Législation italienne*, *Journal de Clunet*, 1896.

(8) Mellerio, A.—Rome. La question d'art et la question politique, Paris, 1901.

(9) Mariotti.—La legislazione della Belle arti, Roma, 1912.

(10) Muratti.—La nuova Legge (1909) sulle antichità e belle arti, Rivista Dritto Commerciale, Milano, 1909.

(11) Paslo, A.—La legge 20 giugno 1902 sulla conservazione dei monumenti e i limiti alla proprietà et archeologia dei privati, Torino, 1907.

(12) Parpagliolo.—(a) I monumenti dello stato, delle provincie e dei comuni, Rivista d'Italia, maggio, 1908. (b) I monumenti vaticani e lo stato italiano, Nuova antologia, maggio 1912.

(13) Saleilles.—(a) Le domaine public à Rome et son application en matière artistique (Nouvelle Revue historique, 1888, p 497 ; 1889, p. 457).

(b) La législation italienne relative à la conservation des monuments et objets d'art (Revue bourguignonne de l'Enseignement supérieur 1895.)

(14) Spoto.—Opere d'arte, Digesto italiano, Torino, 1906.

III ドイツ美術行政法に関するもの

(1) Bredt, F. W.—Denkmalpflege und ihre Gestaltung in Preussen, Berlin, 1904.

(2) Clemen, Paul.—Die Erhaltung der Kunstdenkmaeler in Deutschland, Nuerenberg, 1900.

(3) Eigner, G.—Der Schutz der Naturdenkmaeler, Stutt-

gart, 1905.

(4) Goldschmidt, O.—Die preussischen Gesetze gegen Verunstaltung, Berlin, 1912.

(5) Harger, G.—Heimatkunst, Klosterstudien, Denkmalpflege, Muenchen, 1909.

(6) Hartung, W.—Die Denkmalpflege, im juristischen Sinne mit spezieller Beruecksichtigung Bayerns, Bayreuth. 1906.

(7) Helfert.—Die Denkmalpflege, Wien u. Leipzig, 1897.

(8) Koppetsch, W.—Das hessische Denkmalschutzgesetz vom 16. Juli, 1902 und seine Eingriffe in die buergerlich-rechtlichen, Eigentumsrechte, Leipzig, 1909.

(9) Lange Konrad.—Die Grundsätze der modernen Denkmalpflege, Tuebingen, 1906.

(10) Loening, C.—Gesetz gegen die Verunstaltung von Ortschaften und landschaftlich hervorragenden Gegenden vom 15. Juli 1907, Berlin, 1912.

(11) Stintzing, R.—Heimatschutz durch Eingriff in den Rechtskreis Privater nach dem Rechte deutscher Bundesstaaten. Jena, 1910.

(12) Stueckelberg, E. A.—Basler Denkmalpflege, Basel, 1911.

(13) Weber, P.—Denkmalpflege und Heimatschutz in der Gesetzgebung der Gegenwart, Jena, 1908.

(14) Wieland, C. A.—Der Denkmal-und Heimatschutz in der Gesetzgebung der Gegenwart, Basel, 1905.

(15) Wolf, F.—Denkmalarhive, Berlin, 1913,

IV 英國美術行政法に關するもの

(1) Brown, G. B.—The care of ancient monuments, Cambridge, 1905.

(2) Langhorne, W.—De la conservation des monuments historiques en Angleterre, Paris, 1896.

V 日本美術行政法に關するもの

わが國の文獻にして純然たる法學上の研究に屬するものは、殆ど絶無といつて好い。唯間接に資料たり得べきものを擧ぐれば、例へば(順序不同)、

(1) 文學博士黑板勝美氏史蹟遺物に關する意見書(史學雜誌第二十三編第五六八一六一頁)。

(2) 『國寶の話』(文部省宗教局)に於ける文部省宗教局長西山政猪氏講話國寶保存事業に就て、工學博士關根貞氏講演國寶建造物の保存、文部省國寶鑑査官藤懸靜也氏講演國寶寶物類に就て。社會教育協會發兌。

(3) 山崎有信氏著(明治三十六年)古社寺保存便覽、之れは舊法たる古社寺保存法の各條に簡単な逐條解説を加へ、及び指定願その他の届書の書式を掲げたものである。

(4) 外務省書記官三枝茂智氏講演對外文化政策に就て、昭

和六年七月外務省文化事業部頒布。

(5) 雑誌には、国立公園及び史蹟名勝天然記念物等の如きものあるに過ぎぬ。尤も国立公園七月號以降所掲の内務省保健課長伊藤武彦氏稿国立公園法解説は、美術行政の或部分的對象に關する純法學的追及として、茲に特記せられなければなるまい。

(完)